

名古屋市中期戦略ビジョン

平成 22 年 11 月

名古屋市

目次

第1章 総論

1 中期戦略ビジョン策定の考え方	1
1-1 目標	1
1-2 位置づけ	1
1-3 計画期間	1
2 長期的な展望に立ったまちづくりの方向性	2
2-1 時代の潮流	2
2-2 都市運営の視点	3
3 施策体系	5
3-1 考え方	5
3-2 5つのまちの姿と45の施策	6

第2章 各論

1 施策別シート	9
1-1 まちの姿1	11
1-2 まちの姿2	23
1-3 まちの姿3	39
1-4 まちの姿4	63
1-5 まちの姿5	81
2 中期戦略ビジョンの推進にあたって	101

参考資料

成果指標一覧	102
--------	-----

この「名古屋市中期戦略ビジョン」は、市会の平成22年6月定例会において修正議決された後、同9月定例会において市長が再議に付し、再び同一の内容で議決されたものです。

第 1 章

総 論

1

中期戦略ビジョン策定の考え方

2

長期的な展望に立ったまちづくりの方向性

3

施策体系

1 中期戦略ビジョン策定の考え方

1-1 目標



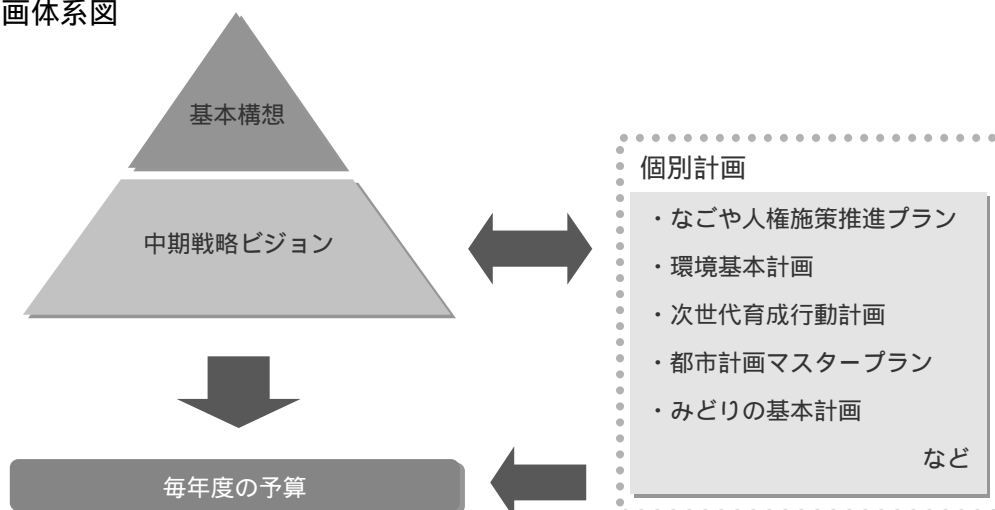
中期戦略ビジョンは、「歴史に残る街・ナゴヤ」をめざすものです。市民も都市も自らの意思と力ですすむべき道を歩み、豊かな感性と新たな発想で魅力あふれる元気な街を創造することにより、その足跡が歴史に残るような街にしたいという願いが込められています。

1-2 位置づけ

名古屋市基本構想のもと、長期的な展望を持ちつつ新しい時代の流れに対応した市政の基本的な方向性を示す新たな総合計画として、中期戦略ビジョンを策定することとしました。

このビジョンは、市政の各分野を統括するものであり、各分野の個別計画についてはビジョンとの整合をはかります。また、このビジョンに定められた施策の方向性をふまえて毎年度の予算を編成します。

● 計画体系図



1-3 計画期間

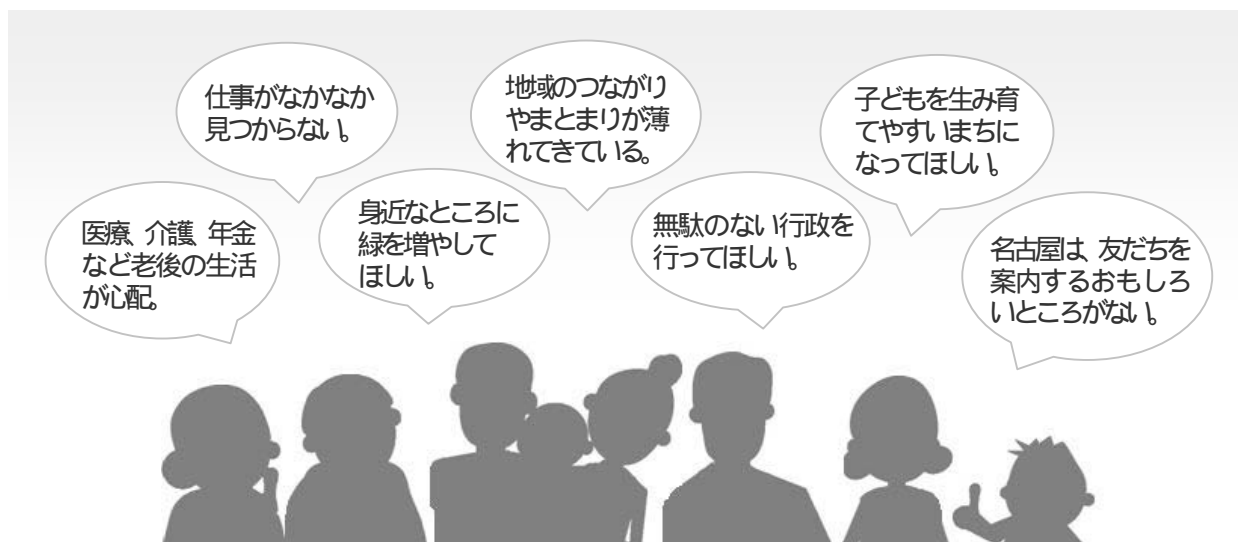
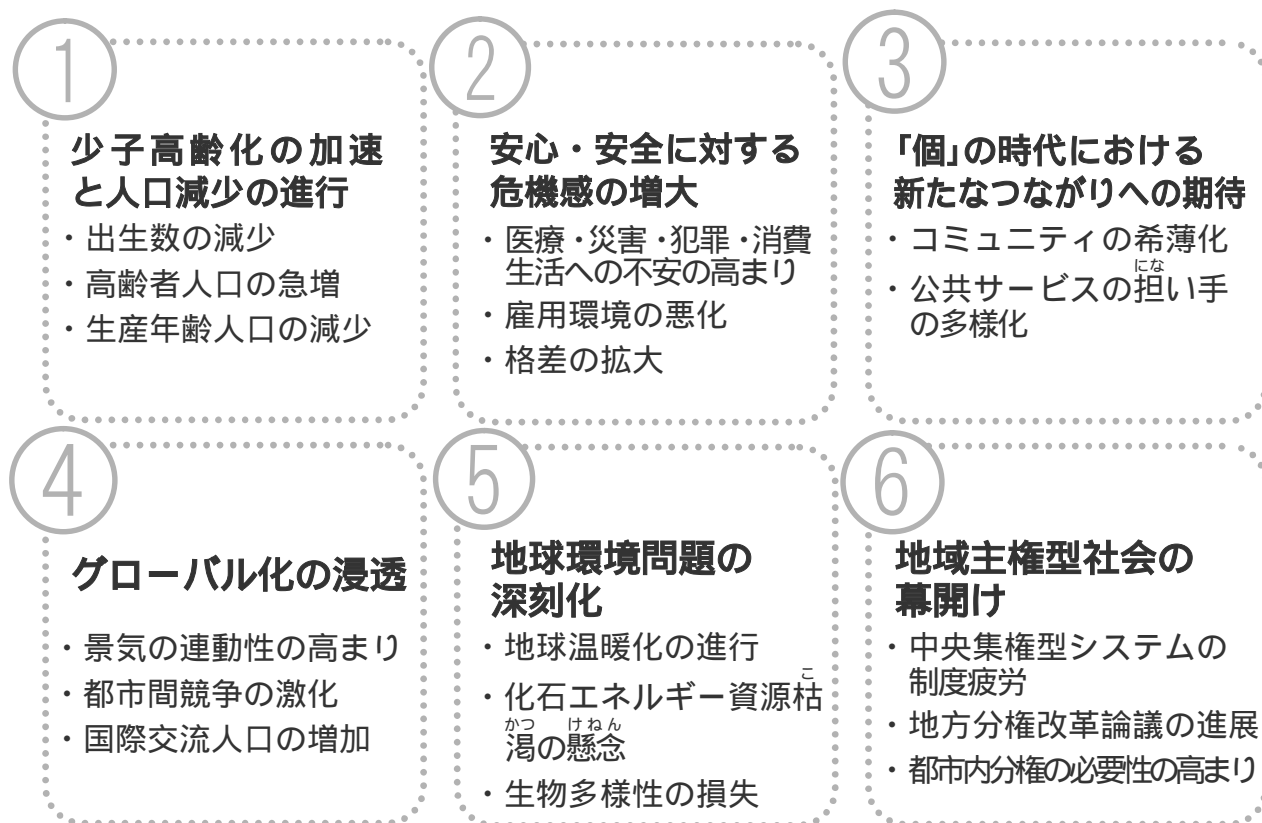
長期的な展望に立ったまちづくりの重要性をふまえ、おおむね 10 年先の将来を見据えつつ、2012 年度（平成 24 年度）までを中期戦略ビジョンの計画期間とします。

2 長期的な展望に立ったまちづくりの方向性

長期的な展望に立ったまちづくりの方向性について、「時代の潮流」「都市運営の視点」として整理しました。

2-1 時代の潮流

市政を取り巻く大きな時代の潮流を、以下のようにとらえます。



2-2 都市運営の視点

中期戦略ビジョンにおいては、時代の潮流など長期的な展望のもとに、以下の4つの都市運営の視点を重視しながら今後のまちづくりをすすめます。

1

自立と連携による市民主体の都市へ

- 自立した市民が主体の地域運営
 - ・ 地域のことは地域で決める住民自治の推進
 - ・ 市民主体の地域づくりのサポート
- 市民から信頼される効率的な行政運営
 - ・ 抜本的な行財政改革の断行
 - ・ 減税等による市民への成果の還元
 - ・ 整備・拡大から活用・集約への転換
- 圏域をリードする自立した大都市
 - ・ 自らの責任と権限で課題を解決する都市へ
 - ・ 近隣市町村との連携強化
 - ・ 圏域全体の持続的な発展をめざす中核都市へ

地域主体の
まちづくり

減税

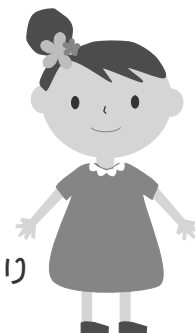
2

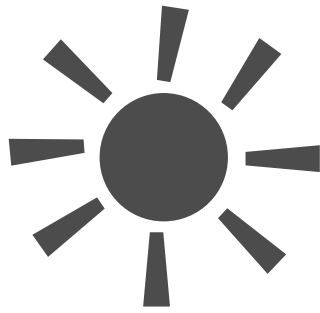
支えあいから生まれる 真の豊かさが感じられる都市へ

- 一人ひとりの人権が尊重される差別や
偏見のない社会の実現
- 未来を支えまちを育む人づくり
 - ・ 子どもを生み育てるなら名古屋で
 - ・ 地域を支える人づくり
- 高齢者の元気を都市の活力につなげる社会の形成
 - ・ 高齢者が元気に生きる長寿社会づくり
 - ・ 高齢者がいつまでも活躍する社会づくり
- とともに支えあうやすらぎのある暮らしの実現
 - ・ 障害のある人もない人も安心して暮らせる社会づくり
 - ・ 地域における新たな支えあいの名古屋モデルの構築
 - ・ 行政による市民の安心・安全の確保

子育てするなら
名古屋で

支えあいの
名古屋モデル





感性を揺さぶり人を惹きつける都市へ

3

精神的
基柱

歴史
まちづくり

- 市民の誇りとなる名古屋アイデンティティの確立
 - ・ 市民が共有できる精神的基柱の確立
 - ・ まちに眠る歴史の記憶を独自の魅力に
- 世界に誇る技術力を核とした交流の促進
 - ・ 技術力を生かした産業基盤の強化と交流の促進
 - ・ ネットワークを活用した国際交流と国際貢献
- 豊かな感性による新たな価値の創造
 - ・ 創造性が生み出す都市の魅力と活力
 - ・ 感性を揺さぶる多様な文化の創出
 - ・ 大学と地域との連携による新たなまちづくりの展開

風土に合った
まちづくり

冷暖房のみに
たよらない
まち

未来につながる環境首都へ

4

- 自然の力と人の叡智^{えいち}がつくる低炭素社会の実現
 - ・ 人と環境にやさしいまちづくりの推進
 - ・ 技術力を活用した環境産業の育成
 - ・ 化石燃料から自然エネルギーへの転換
- 自然豊かで生命が息づく都市環境の創出
 - ・ 風土に根ざした冷暖房のみにたよらないまち
 - ・ 市民とともに育み守る生物多様性
- 資源を無駄なく活用する循環型社会の構築
 - ・ 3R の推進による循環型社会の構築
 - ・ 環境にやさしいライフスタイルの一層の実践

「Reduce=リデュース(減らす、発生抑制)」「Reuse=リユース(再使用)」「Recycle=リサイクル(再生利用)」の3つの頭文字「R」からつくられた言葉

3 施策体系

3-1 考え方

市民アンケートを出発点として

行政分野にとらわれることなく、市民の身近な生活実感を起点とした施策体系を構築することを基本とし、市民アンケート、市長マニフェスト、長期的な展望に立ったまちづくりの方向性をもとに整理しました。

市民アンケートの実施

市民2万人を対象にアンケートを行い、8つのまちづくりの視点や身近な85の課題について優先度や重要度をたずねました。

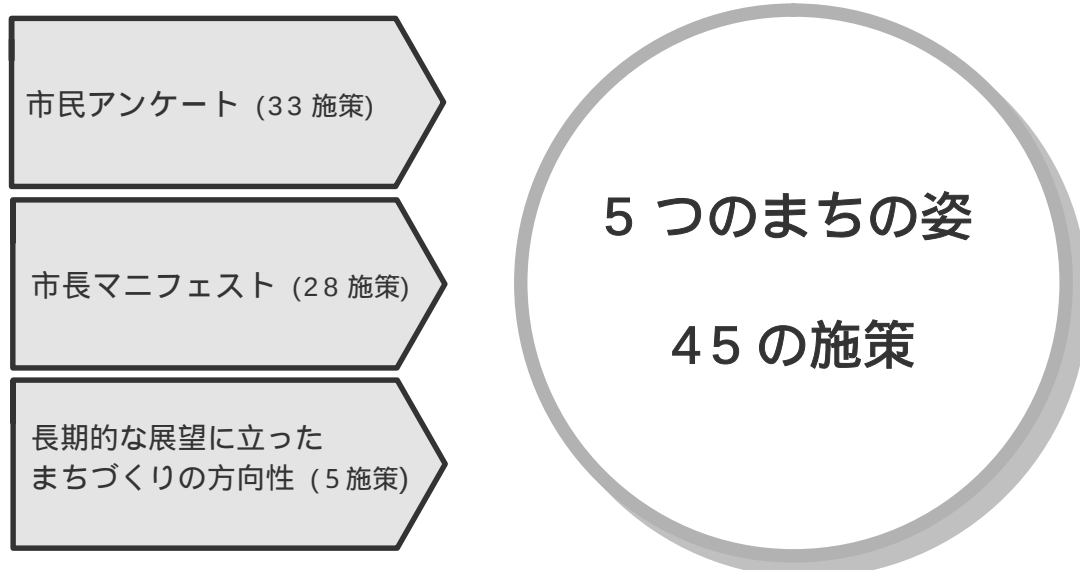
施策の整理

まちづくりの視点に対する優先度や、長期的な展望に立ったまちづくりの方向性をふまえて、実現をめざす5つのまちの姿を定めました。

市民アンケート、市長マニフェスト、さらに長期的な展望に立ったまちづくりの方向性に基づき課題を整理し、将来に向けた市の取り組みを施策化しました。

重複するものを整理し、実現をめざす5つのまちの姿のもとに45の施策を位置づけました。

● 施策の概念図



3-2 5つのまちの姿と45の施策

まちの姿 1

人が支えあい、信頼される行政運営が行われているまち
つながりや支えあいにより、地域が主体となって地域課題を解決する社会や、市民から信頼される効率的かつ効果的な行財政運営の実現をめざします。

- 1 地域主体のまちづくりをすすめます
- 2 地域住民が互いに支えあうまちづくりをすすめます
- 3 市民サービスの向上をはかります
- 4 市民への情報提供・情報公開をすすめます
- 5 効率的な行財政運営を行います
- 6 公共施設の適切な維持管理や有効活用をすすめます

まちの姿 2

人を育み、人権が尊重されているまち

子どもたちが健やかに育つ環境を整え、名古屋を支える多様な人材を育成するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、^{だれ}誰もがいきいきと輝き続けるまちをめざします。

- 7 安心して子どもを生み育てられる環境をつくれます
- 8 子どもが健やかに育つ環境をつくれます
- 9 虐待やいじめを防止し子どもの権利を守ります
- 10 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します
- 11 子どもの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます
- 12 生涯にわたる学びを支援します
- 13 男女平等参画を総合的にすすめます
- 14 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくれます

まちの姿
3

安全で安心して暮らせるまち

市民生活の基本となる生命・財産の安全が確保されており、^{だれ}誰もが不安なく暮らせるまちをめざします。

- 15 安心して介護を受けられるよう支援します
- 16 高齢者が生きがいを感じ、安心して暮らせるよう支援します
- 17 障害者が自立し安心して暮らせるよう支援します
- 18 健康で衛生的な暮らしを守ります
- 19 適切な医療を受けられる体制を整えます
- 20 災害時に市民の安全を守る体制を整えます
- 21 災害に強いまちづくりをすすめます
- 22 犯罪や交通事故の少ないまちをつくれます
- 23 良質な住まいづくりをすすめます
- 24 安全でおいしい水を安定供給します
- 25 消費生活の安定・向上と、食の安全の確保をはかります
- 26 働く意欲のある人の就労を支援します

まちの姿
4

個性と魅力があふれ、活発に交流するまち

まちに個性と魅力があふれ、人の心を惹きつけ、人・物・資本・情報の交流拠点となるとともに世界の主要都市として活気に満ちあふれたまちをめざします。

- 27 若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくれます
- 28 歴史・文化に根ざした魅力を大切にし、情報発信します
- 29 国際交流・貢献、多文化共生をすすめます
- 30 活気に満ちた都心や拠点を形成します
- 31 魅力的な都市景観を形成します
- 32 世界の主要都市として、拠点機能・交流機能を高めます
- 33 次世代産業を育成・支援します
- 34 地域の産業を育成・支援します
- 35 観光・コンベンションの振興により交流を促します

まちの姿
5

便利で快適な生活環境に囲まれ、うるおいが感じられるまち
環境に配慮したライフスタイルと便利で快適な生活が調和し、身近
な自然にふれあいうるおいが感じられるまちをめざします。

- 36 バリアフリーのまちづくりをすすめます
- 37 地球環境を保全する取り組みを行います
- 38 冷暖房のみにたよらないまちをめざします
- 39 快適な生活・居住環境を守ります
- 40 身近な自然や農にふれあう環境をつくれます
- 41 ごみ減量・リサイクルをすすめます
- 42 ごみを衛生的かつ安全・適正に処理します
- 43 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します
- 44 公共交通を中心としたまちづくりをすすめます
- 45 歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境を確保します

第2章

各論

1

施策別シート

2

中期戦略ビジョンの推進にあたって

1 施策別シート

<シートの見方>

施策

めざす姿を実現するために市として取り組む施策名です。

まちの姿

名古屋市が実現をめざす5つのまちの姿です。

基本方針

施策を展開する上での基本的な方針です。

めざす姿

施策の実施により到達する望ましい状態をあらわすものです。

現状と課題

施策を取り巻く現状と課題を記述しています。

まちの姿4 個性と魅力があふれ、活発に交流するまち

施策 30

活気に満ちた都心や拠点 形成します

基本方針

都心の回遊性向上や商店街の活動支援などを通じて、活気とにぎわいに満ちた空間づくりをすすめます

めざす姿

都心や地域の拠点に活気がありにぎわっている

現状と課題

【現状】

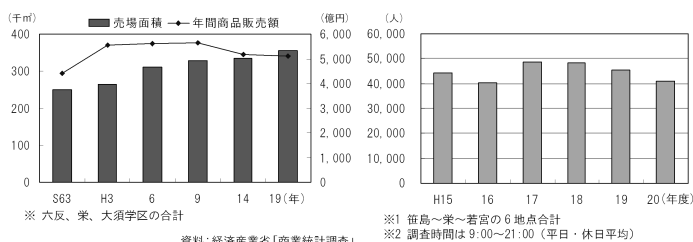
- ・名古屋駅や栄などの都心では、民間再開発等による活性化とともに、地域のまちづくり推進団体の組織化や、エリアマネジメント※に向けた取り組みがすすめられています。
- ・中心市街地内の3学区で見ると、小売店の売場面積は増加していますが、年間商品販売額や主要道路における歩行者通行量は近年減少傾向にあり、また、中心市街地にふさわしい土地利用がされていない箇所も見受けられます。
- ・地域の中心となる交通結節点などにおいて、木造建築物が密集し、敷地が細分化されたままとなっている地区も残っています。
- ・地域のコミュニティが希薄化する昨今、商店街は単に買い物の場というだけでなく、人々の暮らしを支える交流の場として、その役割はますます重要になっています。

【課題】

- ・都心の魅力を一層高め、回遊性を生み出していくためにも、民間再開発などによるにぎわいの創出や快適な歩行者空間づくりを、地域のまちづくり推進団体とも連携しながらすすめる必要があります。
- ・交通結節点などで都市機能の更新が求められている地区においては、敷地の共同化や高度利用をすすめることで、地域の活性化に取り組む必要があります。
- ・社会や経済の構造変化の中で地域の商店街を取り巻く状況は厳しくなっており、とりわけ商店街を支える担い手不足の解消が課題となっています。

● 中心市街地内 3 学区における小売店売場面積
および年間商品販売額の推移

● 中心市街地における歩行者通行量の推移



※ 六反、栄、大須学区の合計
資料：経済産業省「商業統計調査」

※1 笹島～栄～若宮の6地点合計
※2 調査時間は9:00～21:00(平日・休日平均)
資料：「中心市街地歩行者通行量調査」

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

成果目標

施策の達成状況を示す「ものさし」として考えられる代表的な指標について、平成 24 年度および平成 30 年度（10 年後）の目標値を記載しています。目標値の設定にあたっては、国や他都市の水準、指標の現状値や過去の推移などを参考にしています。

指標は現状値を毎年度把握できるものを選び、できる限り行政活動の成果が測れるものとなるようつとめました。

成果目標				
	指 標	現状値	目 標 値	
			24 年度	30 年度 (10 年後)
1	都心に活気がありにぎわっていると感じる市民の割合	70.6% (21 年度)	75%	80%
2	中心市街地における歩行者通行量 (笹島～栄～若宮の 6 地点合計)	41,104 人 (20 年度)	47,000 人	49,000 人
3	商店街が行う地域のふれあい・交流事業 がコミュニティづくりに役立つと評価する市民の割合	66.0% (20 年度)	72%	75%

施策の展開	
1	にぎわいのある都心づくり
民間再開発の促進等による商業・業務・文化機能のさらなる充実や、快適な歩行者空間の形成などによって回遊性の向上をはかるとともに、名古屋の誇る豊かな都市基盤を生かした、にぎわいに満ちた空間づくりをすすめます。	
主な事業 民間再開発の促進、名古屋駅地区の歩行者空間整備、栄角地の開発検討	
2	交通結節点などを中心とした地域の活性化
公共交通機関の結節点となる地域等においては、駅前広場などの整備とともに住宅の供給、商業施設の立地などによる土地の高度利用をすすめ、さまざまな機能の集積による地域の活性化をはかります。	
主な事業 市街地再開発事業※	
3	商店街の活動支援
地域コミュニティの核として、伝統行事などの資源を活用したイベントや、子育て・高齢者支援、防犯、地域住民の交流促進などに、地域団体や学校、NPO などとともに取り組む商店街の活動を支援します。また、商店街を支える担い手育成の取り組みを支援するなど、地域商業地の活性化をはかります。	
主な事業 地域商業地の活性化・整備促進	

関連する個別計画

◆中心市街地活性化基本計画

◆都心部将来構想

市街地再開発事業

土地利用が細分化しているなど市街地の改造・更新が必要な地区において、従前の土地・建物の権利を権利変換または管理処分（用地買収）により保全する手法を用いて、建築物および建築敷地の整備と公共施設の整備を一体的に実施する事業

施策の展開・主な事業

施策を実現するための取り組みと主な事業を記載しています。

用語解説

専門用語等についての説明です。

関連する個別計画

各局における関連する主な個別計画や指針等です。

施策 1

地域主体のまちづくりをすすめます

基本方針

地域の意見・要望の行政へのきめ細かな反映や、地域内分権による住民の行政への参画をすすめます

めざす姿

地域が自ら考え、決定し、行動している

現状と課題

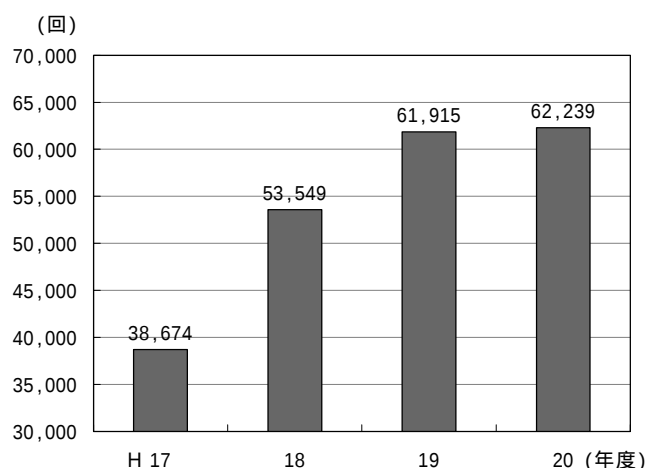
[現 状]

- ・本市の住民自治は町内会や自治会に加え、区政協力委員による広報広聴活動や、学区連絡協議会が中心となった「安心・安全・快適まちづくり活動」など、地域の課題解決のための活動を通じて、地域の発展に貢献しています。
- ・少子高齢化による人口構造の変化や価値観の多様化などにより、求められる公共サービスの範囲が拡大し、行政による画一的なサービスでは対応が困難な状況が生じてきています。

[課 題]

- ・個人では解決困難な問題も地域の課題ととらえ、地域全体で考えることで解決への道を広げていくことが求められています。
- ・地域団体や NPO などの多様な主体が、行政と連携して公共サービスを提供するなど、地域の魅力向上に向けたまちづくりに取り組むことが一層重要となっています。
- ・地域が自ら考え行動するまちづくりを、身近な行政機関である区役所を中心に総合的に支援する仕組みが必要とされています。

- 学区連絡協議会による安心・安全・快適まちづくり活動の延べ回数の推移（全市）



- 地域委員会（モデル実施）の会議



- クリーンキャンペーンにおける活動



成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	29.7% (21 年 度)	40%	60%
2	地域の住民によるまちづくりを区役所がサポートしていると思う市民の割合	24.9% (21 年 度)	35%	50%

施策の展開

1	住民が主体となったまちづくりの推進	
住民自らが、地域の課題を解決するための市予算（税金）の一部の使い途を議論し、その結果を市が予算措置から執行まで責任を持って実行する住民自治の仕組みとして「地域委員会」の創設に向けた検討をするとともに、住民に身近な組織である学区連絡協議会など地域団体による自主的な活動への支援を強化し、互いに連携して住民が主体となったまちづくりの推進をはかります。		
主な事業	地域委員会の創設に向けた検討、安心・安全・快適まちづくり活動への支援、学区連絡協議会など地域団体に対する支援の強化	
2	地域のまちづくりへの支援	
地域における魅力あるまちづくりをすすめるため、地域の自主的なまちづくり活動への助成を行うとともに、多様な情報提供や寄附の活用などによるまちづくりを支援する新たな取り組みを検討します。		
主な事業	地域によるまちづくり活動への助成、地域まちづくりの推進の検討	
3	区の総合行政機能の強化によるまちづくり・魅力づくりの推進	
地域主体のまちづくりを支援するため、区役所と土木事務所、環境事業所などとの連携強化による支援体制の確保をはかります。また、区役所が各区において市民ニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたまちづくりや魅力づくりを主体的にすすめます。		
主な事業	地域委員会の支援体制の確保、「区政運営方針」に掲げる各区が独自に実施する事業	

関連する個別計画

新たな区役所改革計画

区役所改革基本計画

施策 2

地域住民が互いに支えあうまちづくりをすすめます

基本方針

地域住民をはじめ、さまざまな活動主体が自分の住む地域に関心を持ち、それぞれの力を発揮しながら互いに助けあい、支えあう地域づくりをすすめます

めざす姿

地域に暮らす人々がつながりを大切にし、互いに助けあっている

現状と課題

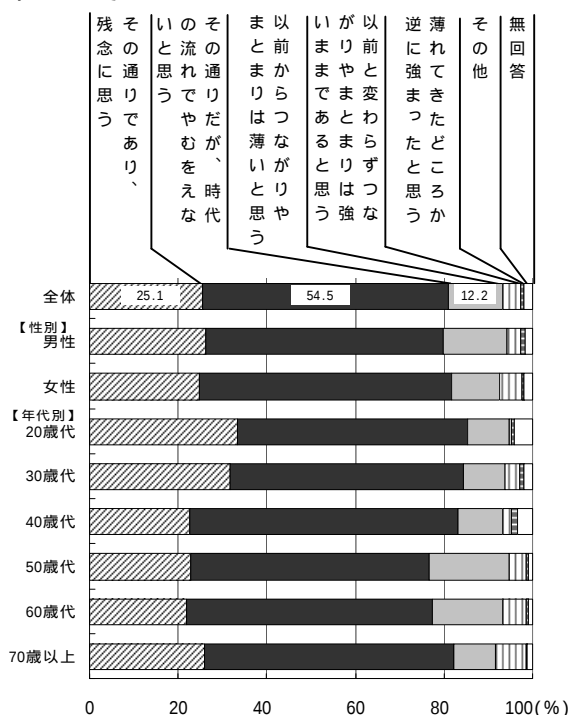
[現 状]

- ・住民相互のつながりの希薄化や価値観の多様化がすすむ中、人々が抱える生活上の不安や悩みも多様化しています。
- ・大規模災害の発生が懸念される中、地域において自助・共助を基本とした災害への対応や備えが重要となっています。
- ・NPO 法（特定非営利活動促進法）が施行されてから 10 年余りが経過し、現在名古屋市内の NPO 法人数は 600 団体を超え、その活躍の場は広がりを見せるとともにまちづくりを担う力が育ってきています。

[課 題]

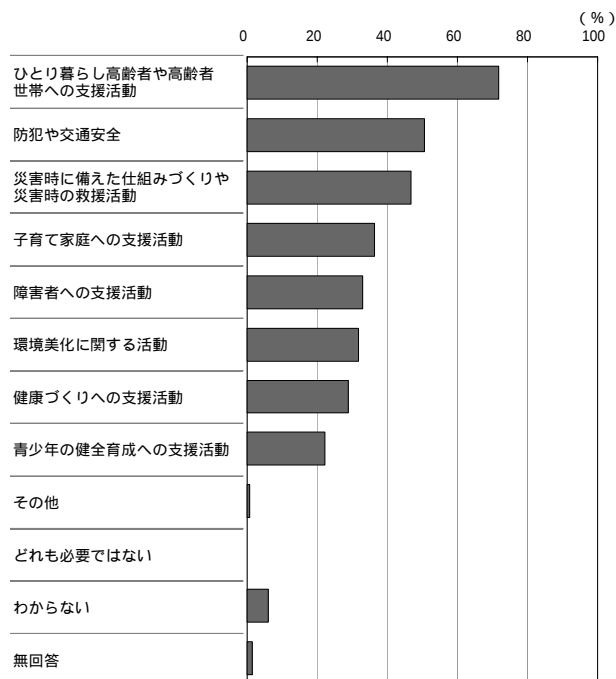
- ・地域団体や NPO などが自主的・自立的に活動ができるよう成長を支援するとともに、連携による公共サービスの提供を含め、ともに地域課題の解決に取り組むことが重要です。
- ・福祉活動、防災対策をはじめ、地域住民による主体的な活動を支援するとともに、地域における助けあい、支えあいの仕組みづくりを推進していく必要があります。

● 地域の人々のつながりが薄れてきていることについて



資料：「市政世論調査」(平成 20 年度)

● 住民による地域での助け合い活動で必要なことについて



資料：「市政世論調査」(平成 20 年度)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している市民の割合	13.1% (21 年度)	20%	30%
2	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる市民の割合	56.5% (21 年度)	60%	65%
3	「助け合いの仕組みづくり」の取り組み実施学区の割合	22.8% (20 年度)	55%	80%

施策の展開

1	市民活動の活性化
地域団体や自立したセクターとしての NPO などの成長を支援するため、活動場所や情報の提供をはじめとした運営支援を行うほか、これらの団体と行政との連携を推進します。また、地域住民の交流の場となるコミュニティセンターの整備・利用促進により、市民活動や地域コミュニティの活性化をはかります。	
主な事業	NPO 活動の活性化方策の検討、コミュニティセンターの整備・運営
2	地域福祉の推進
高齢者の知識や経験を生かした地域活動の推進、ひとり暮らし高齢者などの安否確認の実施、地域における子育て支援の充実など、地域住民が相互に支えあう仕組みづくりを推進します。	
主な事業	シルバーパワーを活用した地域力再生事業、のびのび子育てサポート事業、友愛訪問
3	地域防災力の向上
市民一人ひとりの防災意識の向上や地域での自主的な防災活動の支援などに取り組み、市民・地域・行政の連携による地域防災力の向上をはかります。	
主な事業	「助け合いの仕組みづくり」の推進、防災安心まちづくり事業、自主防災組織の活動支援

関連する個別計画

地域防災計画

コミュニティ推進計画

助け合いの仕組みづくり

地域の自主的な活動として、災害時に迅速な安否確認や避難支援を行うための取り組み

施策 3

市民サービスの向上をはかります

基本方針

窓口対応に対する利用者の満足度向上、市民ニーズにあったサービスの提供により市民サービスの向上をはかります

めざす姿

市民の立場に立った利便性の高いサービスが迅速・丁寧提供されている

現状と課題

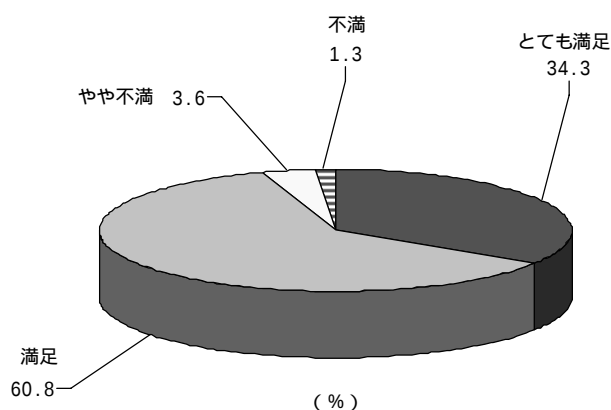
[現 状]

- 区役所・支所においては、接遇研修の実施やフロアサービス員の配置などサービスの向上に取り組んでいますが、職員の窓口対応のさらなる改善や迅速な事務処理に対する意見・要望があります。
- コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」において市民からの問い合わせにお答えするとともに、市民相談などを通じて市民からの意見・要望を幅広く受け付け、市民ニーズの把握につとめています。
- インターネットを活用して、市民に身近な行催事などの申し込みができる電子申請システムの利用件数が年々増加しています。

[課 題]

- 区役所・支所などの窓口において、市民が感じのよい対応を受け、円滑に用件を済ませられるよう、窓口環境の改善や職員の意識改革、業務改善などに取り組む必要があります。
- 支所において、区役所と同様の福祉サービスの手続きができるようにするとともに、区役所において保健と福祉の一層の連携強化が求められています。
- 市民の声をより幅広く積極的に聴くとともに、施策の立案に反映していくことが必要です。
- ITを活用した行政サービスに対する市民ニーズの高まりに的確に対応し、より一層利便性の向上につとめる必要があります。

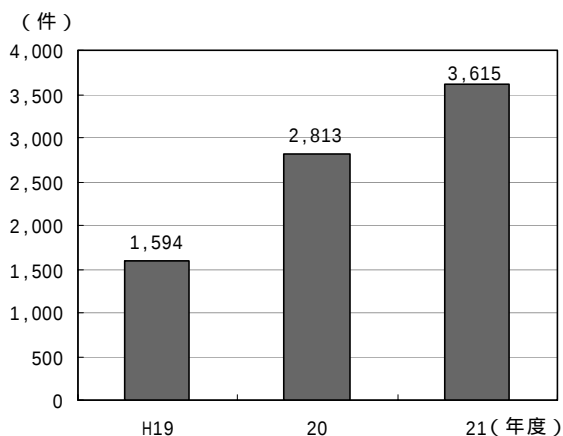
●区役所・支所の窓口対応に対する満足度



11月実施分

資料:「窓口アンケート」(平成21年度)

●コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」の1か月当たり利用件数の推移



平成21年度は4月～10月の平均利用件数

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	95.1% (21 年 度)	97%	97%
2	コールセンター利用者の満足度	81.0% (21 年 度)	87%	90%
3	電子申請システムの利用件数	33,720 件 (20 年 度)	55,000 件	66,000 件

施策の展開

1	窓口サービスの改善・拡充	
より便利で快適なサービスを提供できるよう、住民票等の取得機会の拡充を検討します。市民に最も身近な窓口である区役所・支所において、日曜窓口の拡充実施の検討や窓口・待合環境の整備・改善のほか、職員の接遇向上をはかります。また、支所における福祉業務を拡充するとともに、区役所における保健と福祉の連携強化をはかります。		
主な事業	24 時間・365 日サービス提供の検討、区役所窓口等の整備、支所における福祉業務拡充、区民福祉部と保健所の組織体制のあり方の検討	
2	広聴活動の充実	
さまざまな広聴活動を通して市民からの意見や要望を幅広く聴き、市民ニーズを的確に把握するとともに、把握した市民ニーズに即した施策展開へとつなげます。		
主な事業	コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」の運営、市民アピール大会（仮称）の開催	
3	IT 活用による利便性の高いサービスの実現	
IT の活用により、市民が身近な場所で利用しやすい時間に行政サービスを受けることができるようにするとともに、安全な情報環境づくりにつとめます。		
主な事業	電子申請など電子行政サービスの推進、電子情報保護対策の推進	

関連する個別計画

新たな区役所改革計画

情報化プラン

区役所改革基本計画

施策 4

市民への情報提供・情報公開を すすめます

基本方針

市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の説明責任を果たすとともに、市民参加を促進するため、情報提供の充実と情報公開の推進をはかります

めざす姿

市政に関する情報が市民にわかりやすく提供され、十分に公開されている

現状と課題

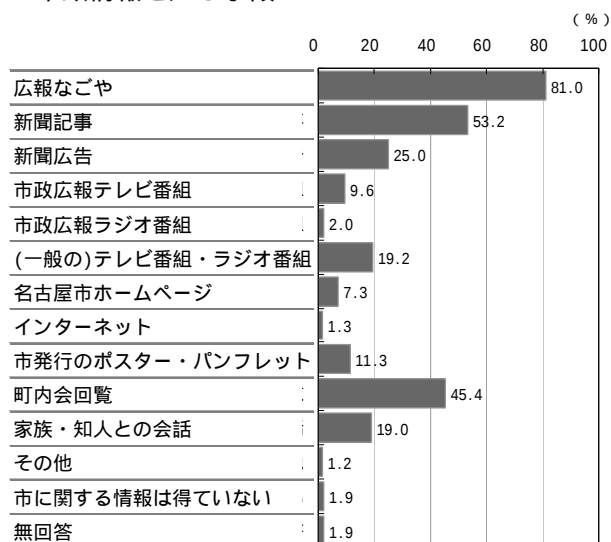
[現 状]

- ・広報なごやは、市民が市政情報を知る上で中心的な広報媒体となっています。
- ・市公式ウェブサイトの総アクセス件数は、比較的順調に伸びてきていますが、市政情報を知る手段として十分に活用されているとはいえません。
- ・情報公開制度の着実な運用により、平成 20 年度は 1,706 件について情報公開（一部公開を含む）を行い、その公開率は 97.9%となっています。
- ・情報化の進展にともない、市政における電子情報の利用が拡大するとともに、個人情報保護に対する市民の関心が高まっています。

[課 題]

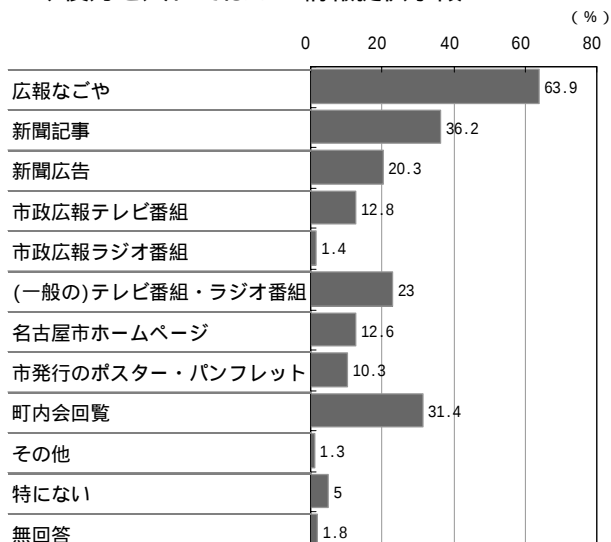
- ・利用者の声を反映し、市民にとってさらに利用しやすく、わかりやすい情報提供を行うことが必要です。
- ・テレビ、新聞などさまざまな媒体に取り上げられるよう報道機関に積極的に PR し、市民の元に届きやすい効果的な広報を行うことが必要です。
- ・情報公開における手続きの簡素化や迅速化をはかり、市民にわかりやすい総合的な情報公開をさらにすすめる必要があります。
- ・市政の透明性を確保するため、施策決定プロセスの公開を一層すすめる必要があります。
- ・本市が保有する個人情報の保護および管理を適正に行い、市民の安心と信頼を確保する必要があります。

● 市政情報を知る手段



資料：「市政アンケート」(平成 20 年度)

● 今後力を入れてほしい情報提供手段



資料：「市政アンケート」(平成 20 年度)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合	48.2% (21 年 度)	55%	65%
2	市公式ウェブサイトの総アクセス件数	3,987 万件 (20 年 度)	5,600 万件	8,000 万件
3	情報公開率	97.9% (20 年 度)	98.4%	99.0%

施策の展開

1	情報提供、広報の充実
よりわかりやすく利用しやすい市公式ウェブサイトの構築や、市民ニーズにあった広報なごやの紙面の充実など、市民への適切かつ迅速な情報提供、広報活動をすすめます。また、動画配信サイトへの映像掲載のほか、市長自らが先頭に立った広報を行うとともに、本市ゆかりの著名人とタイアップして積極的に情報発信する「トップ PR」を推進します。	
主な事業	市公式ウェブサイトの改善、広報なごやの充実、なごや広報大使の活用
2	情報公開の推進
市民の市政への参加をすすめ、民主的で透明性の高い市政を推進するため、行政文書の公開や会議の公開実施、さらに施策・事業展開の決定過程における情報提供など、情報公開を総合的に推進します。	
主な事業	情報公開制度の運用、施策決定プロセス公開の推進
3	個人情報保護の推進
個人情報保護条例をはじめとする個人情報保護制度を適切に運用し、市民のプライバシーを守るとともに、制度のさらなる充実をはかります。	
主な事業	個人情報保護制度の運用、個人情報保護制度の充実に向けた調査研究

施策 5

効率的な行財政運営を行います

基本方針

真に求められる公共サービスを最も効率的な方法で提供する仕組みを整えるとともに、事業の選択と集中をすすめ、簡素で効率的な行財政基盤を確立します

めざす姿

無駄のない効率的な行財政運営がされている

現状と課題

[現 状]

- ・本市は時代の変化に的確に対応しながら、効率的・効果的な人員配置や経営感覚を発揮するための予算編成システムなど、これまで行財政改革を一貫して推進してきました。
- ・本市の財政は、景気の低迷により法人市民税が大きく減収するなど、市税収入が落ち込み、さらに歳出においては、義務的経費の伸びが避けられないなど極めて厳しい状況にあります。

[課 題]

- ・今後見込まれる収支不足に対応しながら必要な市民サービスを確保していくため、従来の発想にとらわれない徹底した行財政改革に取り組むとともに、将来世代に過度な負担を残さないような財政運営につとめる必要があります。
- ・地域主権型社会への移行により、今後本市が担^にう役割が増大すると見込まれ、自らの責任と判断において自立した都市運営を行うことが求められます。

●職員数の推移

区 分	行財政集中改革計画				合 計
年 度	18	19	20	21	
予算定員	人 27,158	人 26,839	人 26,570	人 26,103	-
増減数	1,593	319	269	467	2,648
派遣職員	1,473	1,253	1,063	955	-
増減数	628	220	190	108	110
合 計	28,631	28,092	27,633	27,058	-
増減数	965	539	459	575	2,538

1 行財政集中改革計画の計画期間は平成 18 年～22 年度、計画目標は 2,300 人以上

2 平成 18 年度の増減数には、名古屋市立大学の公立大学法人化によるもの(予算定員 1,458 人、派遣職員 844 人)が含まれている

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	無駄のない効率的な行財政運営がされていると思う市民の割合	11.5% (21 年度)	50%	75%
2	職員数の見直し	27,058 人 (21 年度)	定員に関する 次期計画にお いて目標値を 設定	継続して 見直し
3	外郭団体数の見直し	43 団体 (20 年度)	27 団体	継続して 見直し

施策の展開

1	行財政改革による市民負担の軽減	
現下の経済状況に対応し、市民生活の支援および地域経済の活性化をはかるとともに、将来の地域経済の発展に資するため市民税減税等に取り組みます。また、市民税減税による減収額は、市債を発行することなく徹底した行財政改革および歳入の確保に引き続き取り組むことで対応します。あわせて、寄附文化の醸成をはかり、市民が寄附を通じ、市政や地域に貢献できる仕組みづくりを検討します。		
主な事業		市民税減税、国民健康保険料均等割額の減額、水道料金の一部引下げ
2	組織・職員数の見直し	
中期的な計画に基づく目標にしたがって、職員数の見直しをすすめるとともに、必要度・重要度のより高い事務事業への職員の重点的な配置や既存組織のシフトにより、簡素で効率的な執行体制を確保します。		
主な事業		理事職の見直しなど組織の簡素化・効率化、新たに策定する中期的な計画に基づく予算定員および派遣職員数の見直し
3	事務事業等の見直し	
事務事業等について、必要性やサービスレベルの検討を行うとともに、民間委託化や民営化などにより見直しをすすめ、本市施策のより効果的・効率的な実施をはかります。		
主な事業		内部管理事務の見直し、1区1館施設のあり方検討など公の施設の見直し、民間委託化などによる事務事業等の見直し
4	外郭団体の自主的・自立的な経営の促進	
外郭団体の整理・統廃合をすすめるほか、随意契約や職員派遣など市の関与の見直し、委託料・補助金など財政支出の削減により、外郭団体の自主的・自立的な経営を促進します。		
主な事業		外郭団体の整理・統廃合、市の関与の見直し、財政支出の削減

関連する個別計画

第3次行財政改革計画

新財政健全化計画

施策 6

公共施設の適切な維持管理や有効活用をすすめます

基本方針

公共施設の維持管理を計画的に行い、保有資産を有効活用することにより、コストの平準化・抑制をはかります

めざす姿

市の施設（市民利用施設・道路など）の計画的な維持更新によって、市民へ安心・安全で適切なサービスが提供されている

現状と課題

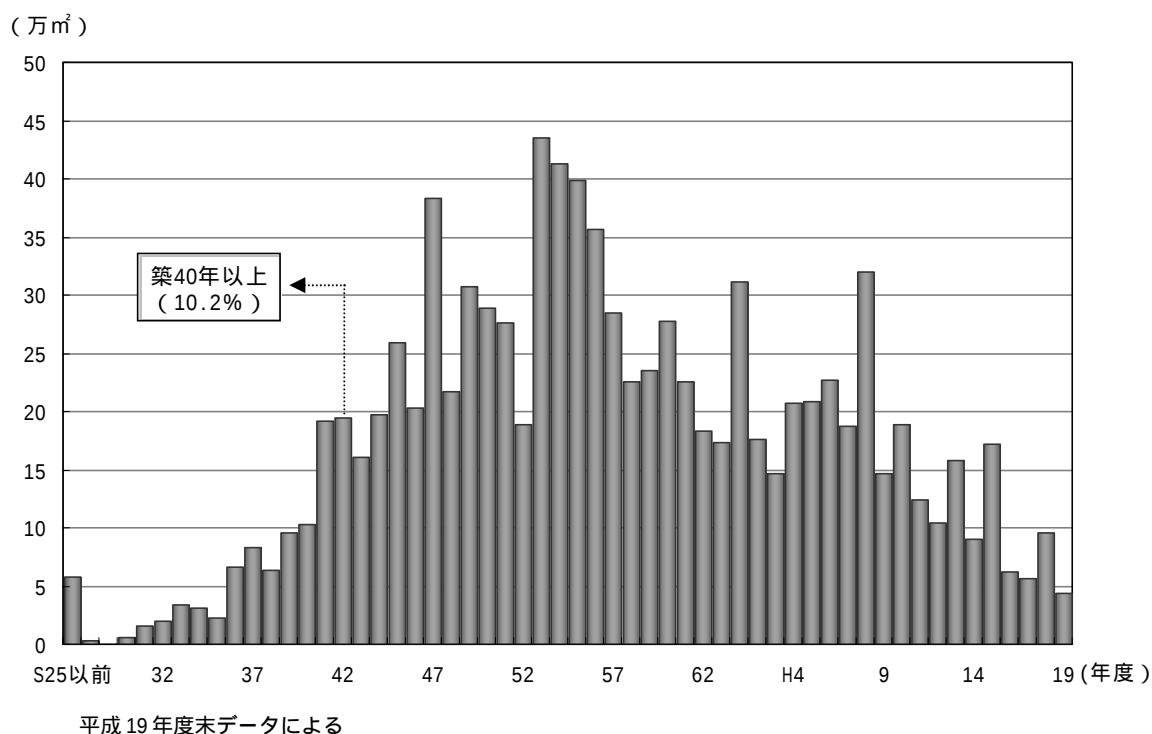
[現 状]

- ・ 学校、市営住宅、道路などの公共施設は、その多くが昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中的に建設されたため、老朽化がすすんでいます。
- ・ 今後一斉に更新時期を迎えることから、施設の更新時には一時的に、多大な財政負担を生じることが見込まれています。

[課 題]

- ・ 施設の計画的な維持管理や資産の有効活用に取り組み、更新需要の平準化とコストの抑制をはかる必要があります。
- ・ 当面は施設の安全性や運営に重大な支障を及ぼさないよう、施設などの修繕や設備の更新を計画的に実施していく必要があります。
- ・ 今後は公の施設の公共性や有効性、代替性を検討し、総保有資産量の適正化をはかる必要があります。

● 建設年度別既存ストック（床面積）



成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	21.7% (21 年 度)	19%	15%
2	市設建築物の応急保全実施済み施設の割合	—	18%	100%

施策の展開

1	応急保全の実施
老朽化した施設が市民の利用や施設運営などに重大な支障を及ぼすことがなく、利用者の快適性に配慮した施設の修繕や設備の更新を行います。	
主な事業	市民利用施設の設備更新、庁舎の外壁・屋上防水工事
2	市設建築物の長寿命化の推進
新築または改築にあたっては、原則として建物寿命を 80 年以上とし、おおむね築 40 年を経過した建築物については構造体の劣化度調査を実施し、残存年数に応じた整備方法の検討を行います。また、施設の集約化など既存ストック の有効活用をはかるとともに、総保有資産量の適正化を検討します。	
主な事業	学校の大規模改造、市営住宅・学校・庁舎等のリニューアル改修
3	公共土木施設の計画的な維持管理
橋りょうなどの各施設の維持管理計画を集約した上で、最適維持管理計画を策定し、計画的な維持管理を行うことによって、コストの平準化と抑制をはかります。	
主な事業	公共土木施設の維持管理計画に基づく維持・更新の実施

関連する個別計画

アセットマネジメント基本方針

既存ストック

本市が現に保有する建築物などの資産

施策 7

安心して子どもを生み育てられる 環境をつくります

基本方針

ライフステージにあわせた子育て家庭への支援をすすめます

めざす姿

子育ての不安感や負担感、孤立感が軽くなり、喜びや楽しさを感じながら子どもを生み育てている

現状と課題

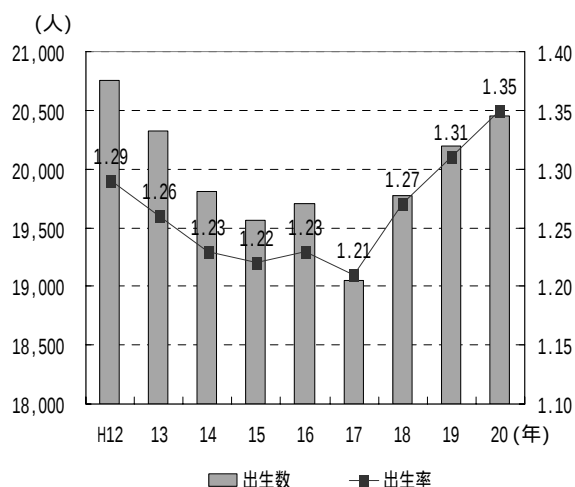
[現 状]

- ・本市の出生数は長期的に減少傾向にありましたがここ数年は増加しており、合計特殊出生率は平成 17 年を底に増加に転じています。
- ・理想とする子どもの数の平均 2.63 人に対し、実際の子どもの数は 2.11 人と低くなっており、その理由として「経済的に余裕がない」、「子育ての身体的・精神的な負担が大きい」、「仕事と子育ての両立が難しい」が高い割合となっています。一方で、子育てに幸福感を感じている割合は増加しています。
- ・育児の仕方や子どものしつけ、生活習慣のことなど、子育てに不安を抱く親が多くみられるほか、家庭の教育力の低下が指摘されています。

[課 題]

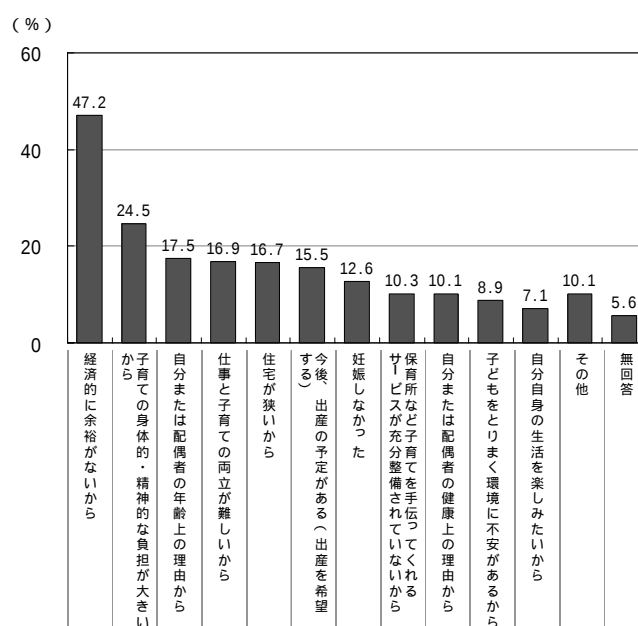
- ・親になる喜びを感じ、子どもを生みたい人が安心して子どもを生むことができる環境づくりや、教育の原点である家庭の教育力の向上が求められています。
- ・子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援していくことが重要です。
- ・働きながら子育てしやすい環境づくりをすすめていくことが求められています。

●本市の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」、「名古屋市健康福祉年報」

●子どもの人数が理想と考える人数より少ない理由



資料：「子ども・子育て家庭意識・生活実態調査」(平成 20 年度)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	子育てしやすいまちだと思える市民の割合	75.7% (21 年度)	80%	85%
2	保育所を希望する 3 歳未満児の入所割合	68.5% (21 年度)	80%	100%
3	子育て支援に取り組んでいる企業数 (子育て支援企業認定数)(累計)	31 社 (21 年度)	70 社	160 社

施策の展開

1	安心して子どもを生み親として成長することへの支援	
出産や育児について相談しやすい環境づくりや、妊娠や妊婦に対する支援により、親になる喜びを感じ子どもを生みたい人が安心して生み育てることができる環境づくりをすすめます。家庭でのしつけの大切さをはじめ、子どもにとって親はどうあるべきかを考え、子どもとともに親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。		
主な事業	妊婦健康診査、パパママ教室、子育て総合相談、「親学」の展開	
2	子育ての負担感・孤立感の軽減	
心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みをすすめます。		
主な事業	地域の子育て支援ネットワークづくり、子育てバウチャー制度、幼稚園・保育所での子育て支援事業	
3	働きながら子育てしやすい環境づくり	
多様で柔軟な働き方や働き方の見直しを促す取り組みを推進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する企業や市民への意識啓発をすすめ、働きながら子育てしやすい環境づくりをすすめます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう、『保育所待機児童数ゼロ』をめざすとともに、ひとり親家庭の自立支援をすすめます。		
主な事業	子育て支援企業の認定・表彰、保育所・家庭保育室の整備	

関連する個別計画

なごや 子ども・子育てわくわくプラン	ひとり親家庭等自立支援計画
--------------------	---------------

施策 8

子どもが健やかに育つ環境をつくれます

基本方針

発達段階にあわせた子どもの育ちの支援をすすめます

めざす姿

子どもの社会性や創造性が育まれ、自立した若者に成長していく

現状と課題

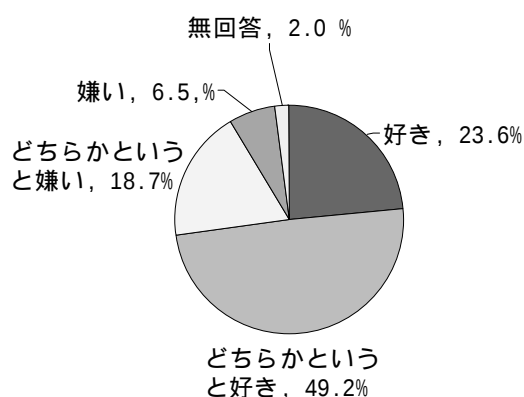
[現 状]

- ・少子化の急速な進行は、子どもたちが切磋琢磨^{せつさたくま}する機会を減少させ、子どもの社会性の発達や自立を困難にするなど、子どもの育ちに大きな影響を与える可能性が指摘されています。
- ・自分のことが好きな子どもは、一番ほっとできる場所に家庭を選ぶ割合が高く、学校生活を楽んでいる、地域の行事などに自主的に参加しているなどの傾向がみられます。
- ・日本全体のフリーター の数は減少しているものの、減少しているのは15～24 歳層が中心で、25～34 歳の層では改善に遅れがみられ、若年無業者（いわゆるニート）の数は横ばいで推移しています。

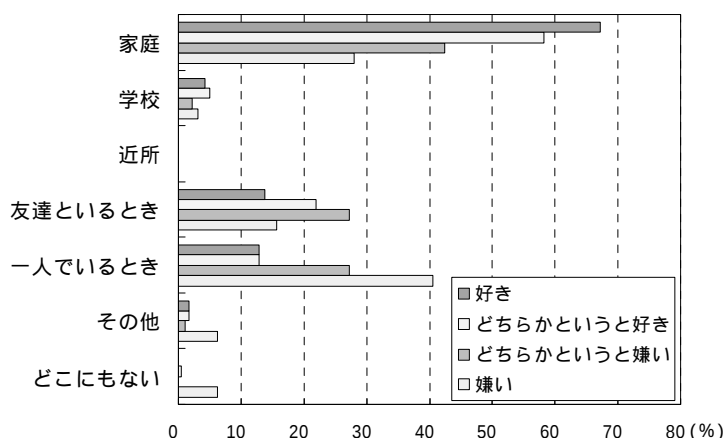
[課 題]

- ・子どもが心身ともに健康に育つことができるよう支援するとともに、社会の責任ある一員として自立するための支援をしていく必要があります。
- ・行政だけでなく保護者、地域住民などが協働して安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりや、遊びや体験の場づくりが求められています。
- ・家庭環境などに困難を抱える子どもや障害のある子どもに対して、一人ひとりの状況に応じた支援が求められています。
- ・困難を抱える若者の社会的な自立に向けた支援をすすめる必要があります。

- 自分のことが好きな子どもの割合
（小学校5年生～高校3年生）



- 自分が好きかどうかと一番ほっとできる場所の相関
（小学校5年生～高校3年生）



フリーター

年齢が15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者

若年無業者

年齢が15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	自分のことを好きと答える子どもの割合	72.8% (21 年度)	75%	80%
2	地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加したことのある子どもの割合	74.4% (21 年度)	77%	80%
3	社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児 の割合	58.5% (21 年度)	62%	65%

市立特別支援学校、特別支援学級に通う中学校 3 年生（抽出）を対象とした調査

施策の展開

1	子どもが心身ともに健康に育つための支援	
	子どもが健康に育つことができるよう支援するとともに、家庭・地域などが安全に安心して過ごせる居場所となり、人とのふれあいや交流、遊びや社会活動を通してさまざまな体験ができる環境となるよう支援します。	
	主な事業	子どもの医療費助成、放課後子どもプラン（仮称）の創設・推進、トワイライトスクール・留守家庭児童健全育成事業の推進
2	特に支援を要する子どもへの取り組み	
	家庭環境などに困難を抱える子どもの養育環境の整備などを推進します。また障害のある子どもの早期発見・早期療育をすすめ、よりよい発達を促します。学校教育においては、一人ひとりの状況に応じた環境の整備、障害の重度・重複化への対応などにより、自立と社会参加に必要な能力を育成します。	
	主な事業	児童養護施設など入所児童のケアの充実、地域療育センター整備の検討、特別支援学級・重複学級の設置、学校生活介助アシスタント、守山養護学校高等部への産業科の設置
3	若者の社会的自立への支援	
	若者の社会参加活動を促進するとともに、ニート状態にある若者などの就労意欲の醸成をはかり、自ら就労に向けた取り組みができるようになることをめざすなど、若者の自立支援を行います。	
	主な事業	若年者就労支援事業、青少年交流プラザにおける社会参加活動

関連する個別計画

なごや 子ども・子育てわくわくプラン

なごやっ子教育推進計画

施策 9

虐待やいじめを防止し子どもの権利を守ります

基本方針

人格を持ったひとりの人間として子どもが尊重されることへの支援をすすめます

めざす姿

虐待やいじめがなく、子どもの権利が守られている

現状と課題

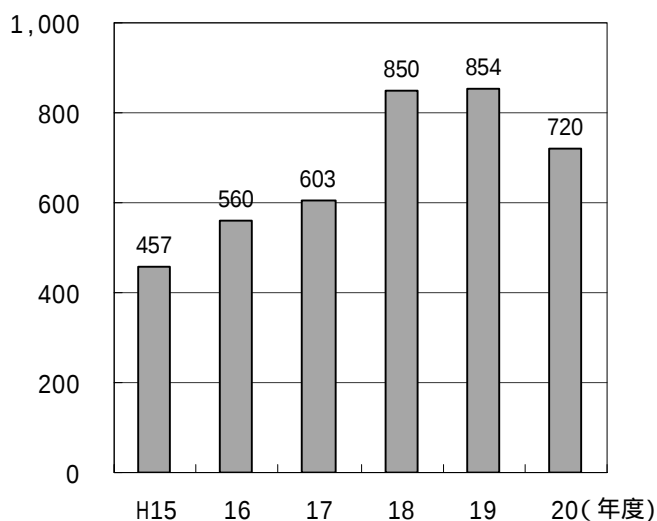
[現 状]

- ・平成 20 年 4 月には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目的として、「なごや子ども条例」を施行しています。
- ・児童虐待相談対応件数は、平成 20 年度には 720 件と平成 15 年度の 457 件と比べ約 1.5 倍となっています。
- ・いじめや不登校、問題行動など、楽しく学校生活を送ることができない子どもがみられ、平成 20 年度には不登校児童生徒が全児童生徒の 1% (1,765 人) となっています。

[課 題]

- ・子どもが安全に安心して暮らすことができ、自分たちに関わることに主体的に参加する機会が与えられるなど、子どもの権利が守られることが重要です。
- ・虐待やいじめなどを防止するための対策を充実し、子どもが安心して健やかに育つことができるよう、子どもの権利を守ることが必要です。
- ・学校や地域、関係機関が連携をとりながら、一人ひとりの状況に対応し、虐待やいじめを解決していくことが必要です。

● 児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移 (件)



● 不登校児童生徒数の推移

	(人)		
	18年度	19年度	20年度
小学校	375	383	390
中学校	1,350	1,332	1,375
計	1,725	1,715	1,765

資料：「長期欠席児童生徒調査」

● スクールカウンセラーへの相談回数の推移

	(回)		
	18年度	19年度	20年度
小学校	3,891	4,198	5,305
中学校	17,064	20,826	22,640
計	20,955	25,024	27,945

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	10.4 人 (20 年度)	9.8 人	9.4 人
2	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や親、友達に相談することができる子どもの割合	72.4% (21 年度)	80%	90%
3	虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合	25% (21 年度)	28%	60%

施策の展開

1	子どもの権利を守るための取り組み	
	行政だけでなく保護者、地域住民などがそれぞれの責務を果たし、子どもの権利が社会全体で守られるよう取り組みをすすめます。また、子どもが意見を表明する機会を提供するなど、子どもの主体的な社会参加などを促す取り組みをすすめます。	
	主な事業	子ども条例の広報啓発、子どもの相談機関の連携強化
2	子どもを虐待から守るための支援	
	児童相談所の体制や地域における児童虐待防止の支援体制の強化をはかるとともに、啓発などを推進し、子どもを虐待から守るまちづくりをすすめて『虐待死ゼロ』の実現をめざします。	
	主な事業	西部児童相談所の開設、なごやこどもサポート区連絡会議の開催、児童虐待防止の啓発
3	いじめ・不登校対策の充実	
	いじめに対して、早期発見や早期対応により事態が深刻化する前に解決できるよう取り組みます。また、学校、地域、関係機関が連携して不登校の防止につとめるとともに、子ども一人ひとりの状況に応じて早期に学校復帰できるよう働きかけます。	
	主な事業	いじめ・問題行動等防止対策、スクールカウンセラーの配置、「ハートフレンドなごや」や子ども適応相談センターでの相談

関連する個別計画

なごや 子ども・子育てわくわくプラン

なごやっ子教育推進計画

施策
10

生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

基本方針

心身ともに健康的に生活できるよう、生涯を通じた自主的な健康づくりを支援します

めざす姿

生涯にわたり、心も体も健康に暮らしている

現状と課題

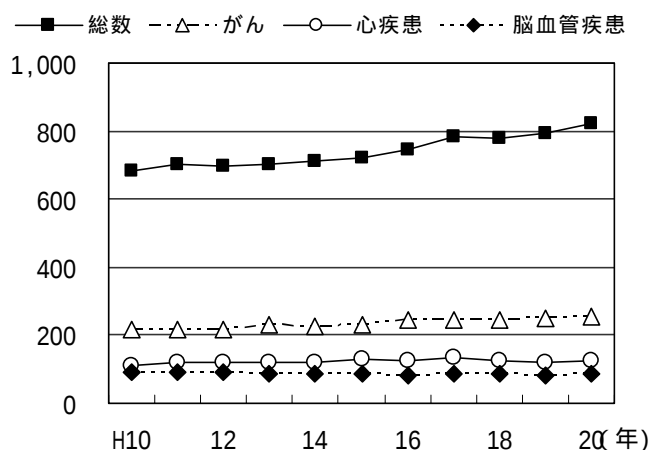
[現 状]

- ・平成 19 年 11 月に「なごや健康都市宣言」を行い、市民の健康の保持増進をすすめています。
- ・市民の死因については、上位から、がん、心疾患、脳卒中の順となっており、市民の 3 人に 1 人ががんにより亡くなっています。
- ・本市の自殺者数は平成 10 年に 336 人から 512 人に急増して以降、400 人台の高い水準のまま推移しています。人口 10 万人当たりの自殺者数を見ると、平成 20 年の全国平均の 24.0 を下回っています。

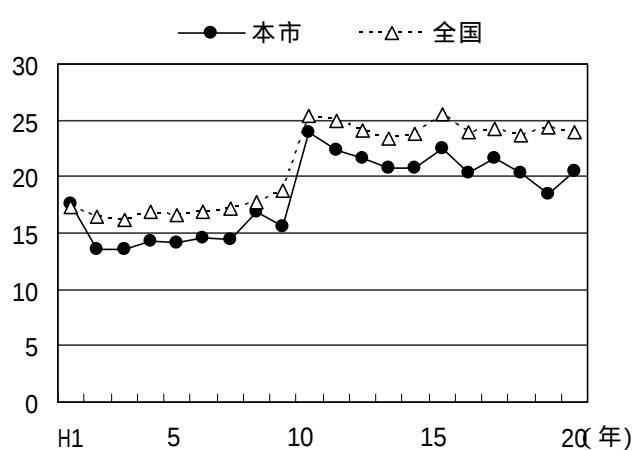
[課 題]

- ・健康で心豊かな生活を送る上で、生涯にわたり健康であることは重要な要素であり、そのためには、生活習慣の改善やワクチン接種など一人ひとりが予防に取り組むことが必要です。また、がん治療においては、早期発見・早期治療が重要です。
- ・高度化・多様化するニーズに対応するため、保健・医療・福祉が一体となったサービスを提供する取り組みをすすめることが必要です。
- ・自殺者数の減少に向け、自殺や精神疾患に対する市民の理解を深めるとともに、自殺の危険性のある人に対して早期に対応することが求められています。

●主要死因別死亡率（人口 10 万人当たりの死亡者数）の推移



●自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の推移



成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	自分が健康であると感じている市民の割合	84.4% (21 年度)	90%	90%
2	がん検診受診者数(受診率) 胃がん 大腸がん 子宮がん 乳がん 肺がん 前立腺がん	24,388 人(7.2%)	50 千人 (15.0%)	167 千人 (50.0%)
		52,531 人(13.6%)	94 千人 (24.8%)	190 千人 (50.0%)
		51,811 人(28.7%)	64 千人 (34.8%)	89 千人 (50.0%)
		17,185 人(11.6%)	30 千人 (19.8%)	73 千人 (50.0%)
		54,817 人(15.3%)	111 千人 (31.5%)	176 千人 (50.0%)
		— (—) (20 年度)	37 千人 (31.5%)	59 千人 (50.0%)
3	自殺死亡率(人口 10 万人 当たりの自殺者数)	20.5 (20 年)	17 (24 年)	13 (30 年)

施策の展開

1	予防医療の推進
健康的な食生活や運動の実践など生活習慣の改善に向け、市民の予防意識の向上をはかるとともに、がんの早期発見に有効ながん検診の受診率の向上につとめます。さらに、任意のワクチン予防接種についても充実をはかり、後遺障害や重症化のおそれのある疾病予防につとめます。	
主な事業	がん検診(ワンコイン検診)、食育の推進、なごや健康カレッジ、健康増進支援施設整備の検討、任意予防接種費用の助成
2	保健・医療・福祉の一体的な推進
生活の質全体に目を向け、医療だけでなく生活全体を見据えて健康づくりや福祉サービスを一体的に提供するなど、保健・医療・福祉の各分野がよりよく機能するための連携の充実をはかります。	
主な事業	「クオリティライフ 21 城北」の推進
3	自殺対策の推進
心の健康の保持増進、自殺・精神疾患の正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」、自殺者の親族等に対する支援」の 3 つの段階に応じ、自殺対策を推進していきます。	
主な事業	自殺予防に関する啓発、メンタルヘルス相談、かかりつけ医うつ病対応力向上研修、自死遺族相談

関連する個別計画

健康なごやプラン 21

食育推進計画

施策
11

子どもの確かな学力と豊かな心、 健やかな体を育みます

基本方針

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた育成をすすめ、夢や希望を持って世界にはばたく子どもたちを育てます

めざす姿

子どもが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体が育まれている

現状と課題

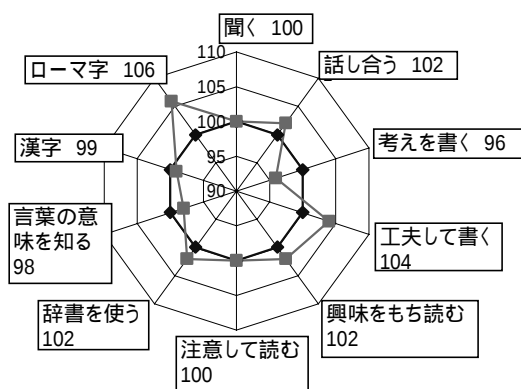
[現状]

- 本市の子どもたちの学力は、読み・書き・計算などの基礎的な知識・技能は身に付いていますが、情報を読み取り、与えられた条件に沿って考えを書くことなど応用する力が不足しています。
- 本市の子どもたちは、おおむね友達を思いやる気持ちを持っていますが、保護者も学校教育に「自ら学び考える力」だけではなく、「他人を思いやる力」や「社会のルールやマナー」などの充実を期待しています。
- 本市の児童生徒の体力・運動能力については、近年下げ止まりつつあるものの、全国と比較すると低下しています。

[課題]

- 身についた基礎的な知識・技能を活用し、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力を育む必要があります。
- 他人を思いやる心や美しいもの、自然に対して感動する心などの豊かな人間性を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持つ子どもを育成する場をつくる必要があります。
- たくましく生きるための健康や体力を育むことが課題です。

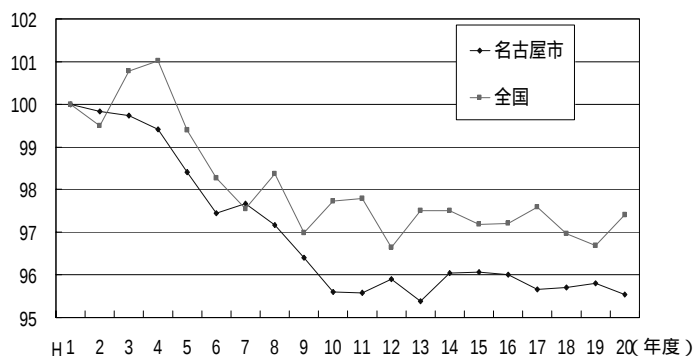
- 本市の教科学習における定着の状況
(小学校国語 小領域別)



全国を100とした場合

資料：「学習状況調査」(平成21年度)

- 児童生徒の体力・運動能力の推移
(小6・中3の握力、50m走、ボール投げの平均値)



名古屋と全国の比較・平成元年度を100とした場合

資料：「体力・運動能力調査」

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	基礎的な学力が十分定着している子どもの割合	74.5% (21 年 度)	77%	80%
2	学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	80.9% (21 年 度)	84%	90%
3	子どもの体力・運動能力における平均値 (全国値を 100 とした指標)	96.4 (20 年 度)	100	100

施策の展開

1	確かな学力の向上
基礎基本の学力の定着はもとより、自ら考え、判断し、表現する力の習得に向け、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導を行います。また、家庭との連携による学力の向上や、さらなる学習意欲の向上をはかります。	
主な事業	小中学校における少人数学級・少人数指導、基礎学習講座・発展学習講座
2	豊かな心と健やかな体の育成
良好な人間関係を築く中で、相手を思いやる心や自らの考えや意見を表現する力を育むとともに、社会のルールを守ることの大切さを学ぶ機会をつくるなど、社会の一員としての自覚を持つ子どもを育成します。また、望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育むとともに、家庭・地域と連携し体力の向上につとめます。	
主な事業	職場体験・社会見学の実施、生活習慣の育成や食育など健康教育の充実、体力アップ推進校、部活動の振興
3	学びを支える教育環境の充実
教員の指導力の向上や保護者・地域とともに歩む学校づくり、安全・安心で木のぬくもりのある学校の施設整備や学校規模の適正化や学校長の権限強化など、教育環境の充実をはかります。	
主な事業	なごや教師養成塾、小規模校対策の推進、民間人校長の検討
4	特色ある高等学校づくり
魅力や特色ある学校づくりをすすめるため、普通科や総合学科のほか、さまざまな専門学科や定時制高校を設置し、各学校においてコース制や選択科目を設定します。また、職業観・勤労観を育むために外部講師による授業を実施するなど、キャリア教育を積極的に行うとともに、スーパー・サイエンス・ハイスクール事業などの成果を生かした取り組みをすすめます。	
主な事業	高校生の海外派遣、インターンシップの推進、魅力ある学校づくりのための学力向上促進事業

関連する個別計画

なごやっ子教育推進計画

施策 12

生涯にわたる学びを支援します

基本方針

生きがいや地域づくりにつながる生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を促すため、活動の機会の提供をすすめます

めざす姿

市民が生涯にわたって、さまざまな学習に取り組み、その成果を社会に生かし活躍している

現状と課題

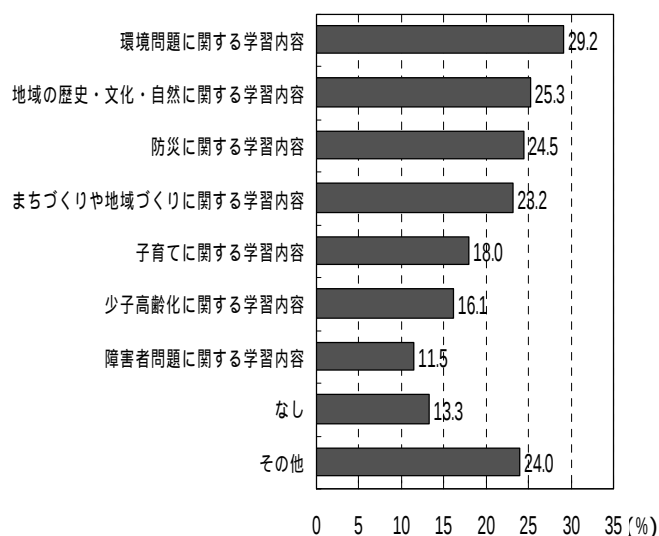
[現 状]

- ・心の豊かさや生きがいの実感、社会の変化に対応するための知識や技術の習得など、市民の生涯学習に対するニーズが多様化、高度化してきています。
- ・運動をしたいと感じている市民は非常に多く、成人のスポーツ実施率（週1回以上の習慣性のあるもの）は、全国的な目標である50%を下回っているものの、平成13年度調査に比べ、すべての世代で向上しています。

[課 題]

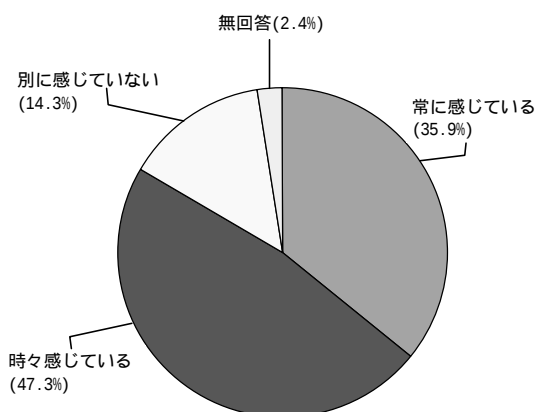
- ・環境問題や地域の歴史・文化・自然に関する内容など市民が特に関心のある分野をはじめ、さまざまなニーズに対応した学習機会を充実し、学んだ成果を社会に還元できるようにすることが大切です。
- ・スポーツなどは生きがいや健康づくりはもとより、市民の交流の促進や地域活力の醸成にもつながるものであり、スポーツなどを日常的に行う人や、見る人、支える人を増やすことが重要です。

- お住まいの地域における課題として、関心のある学習内容



資料：「生涯学習に関する市民意識調査」（平成21年度）

- 普段もっと運動したいとか運動しなければと感じている成人の割合



資料：「名古屋市民のスポーツ・レクリエーション活動・意識について」（平成20年度）

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	生涯学習の成果を社会に還元している市民の割合	14.5% (21 年度)	20%	25%
2	図書館における市民 1 人当たりの貸出点数	5.08 点 (20 年度)	5.3 点	5.7 点
3	成人のスポーツ実施率(週 1 回以上の習慣性のあるもの)	37.4% (21 年度)	45%	50%

施策の展開

1	生涯学習の機会と場づくり
市民の誰もがいつでも自由に学んだり、教えたりすることができるなど、学習の機会と場づくりや情報の提供につとめます。また、多くの市民が本に親しみ、必要な資料や情報を入手できるようにするとともに、地域の特色に応じたさまざまな取り組みにつとめることで、市民の学ぶ意欲を支えます。	
主な事業	生涯学習センター・図書館の運営、子ども読書活動推進事業
2	学びを社会に生かす人づくりと人の輪づくり
社会に求められている知識や技術を学び交流する機会をつくることで、市民の生きがいを高めます。また、環境を守る活動や地域活動の担い手となったり、名古屋の歴史や文化などについて教え伝えるなど、学んだ知識や成果を生かし活躍できる人材を育成します。	
主な事業	なごや学マイスター制度、なごや環境大学・環境学習センターの運営、子ども向け環境教育の推進
3	スポーツの振興
親しみやすいスポーツの場や機会をつくることにより、スポーツなどをすることを支援します。また、高度な競技や身近な大会を観戦する機会をつくり関心を高めるほか、スポーツ活動の運営への参加や子どもたちへの技術指導など、地域のスポーツなどを市民自らが支える取り組みをすすめます。	
主な事業	名古屋シティマラソン、市民スポーツ祭、なごやマイ・スポーツフェスティバル

関連する個別計画

なごやっ子教育推進計画	なごやマイスポーツ推進プラン
なごや子ども読書活動推進計画	

施策 13

男女平等参画を総合的にすすめます

基本方針

性別に関わりなく、一人ひとりの個性が輝き、安心して希望を持って暮らせる社会をつくるため、男女平等参画をすすめます

めざす姿

女性も男性も、個性が尊重され、能力を発揮して活躍している

現状と課題

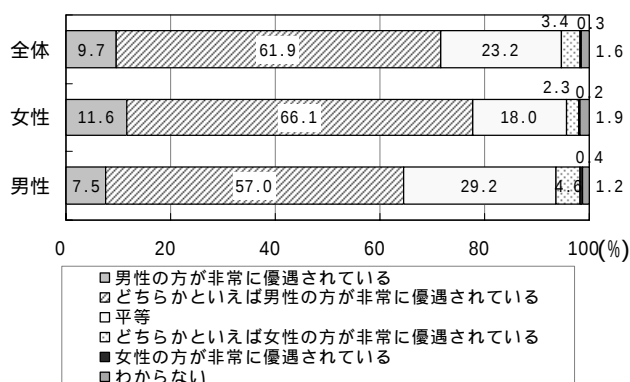
[現 状]

- ・男女の地位の平等感に関する調査では、7割の人が「男性の方が優遇されている」と感じており、男女共同参画社会基本法が施行された10年前と同様に高い割合で推移しています。
- ・審議会などにおける女性委員の割合は少しずつ増加しており、ここ数年は3割を超えています。
- ・夫婦共働き世帯数が、夫のみ働いている世帯数を上回る中で、夫婦間における家事分担は依然として女性に偏っています。
- ・男女間における暴力に関する調査では、女性の約3人に1人の割合でDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害経験がみられ、相談件数は年々増加しています。

[課 題]

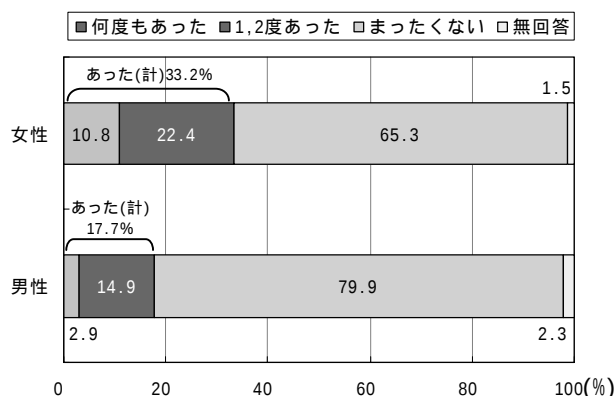
- ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがさまざまな活動に参画し、個性と能力を十分に発揮できる社会の形成が必要です。
- ・DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害として社会問題となっており、DV被害者への支援体制の充実とあわせて、社会全体で防止していくための取り組みが必要です。

● 社会全体における男女の地位の平等感



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）

● DV被害経験



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成20年）

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（男性・女性を問わない。事実婚や元配偶者も含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	男女の地位が平等と感じる市民の割合	16.4% (21 年 度)	20%	25%
2	審議会等への女性委員の登用率	34.5% (21 年 度)	40%	40%
3	DV が人権侵害になることの理解度	84.6% (21 年 度)	87%	90%

施策の展開

1	男女共同参画社会の実現に向けた意識変革
家庭や地域生活などにおいて、男女がともにその個性を尊重し、能力を発揮できる社会を実現するため、「男女共同参画プランなごや 21」を着実に推進し、これに続く新たなプランを策定するとともに、幅広く市民に対して男女平等参画に関する意識変革を促します。	
主な事業	男女平等参画推進協議会・推進会議の運営、男女平等参画推進センターにおける講座・セミナーの実施
2	あらゆる分野における女性の活躍推進
職場や地域などあらゆる分野での女性の活躍を推進するために、方針の立案や決定過程への女性の参画の機会を増加させ、女性の能力開発・能力発揮に対する支援を充実します。	
主な事業	審議会等における女性委員の登用促進、女性の活躍推進企業の認定・表彰制度
3	女性の人権の尊重
女性の人権を擁護し尊重するため、DV やセクシュアルハラスメントをはじめとした、あらゆる暴力の根絶などの取り組みを推進します。	
主な事業	DV 被害者への支援、DV 防止に関する広報・啓発、相談事業の実施

関連する個別計画

男女共同参画プランなごや 21

配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画

施策
14

人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります

基本方針

市政全般にわたり人権施策を総合的・計画的にすすめるとともに、市民一人ひとりが人権感覚にすぐれた行動を身につけることができるよう人権に関する教育・啓発に取り組みます

めざす姿

差別や偏見がなく、一人ひとりの人権が尊重されている

現状と課題

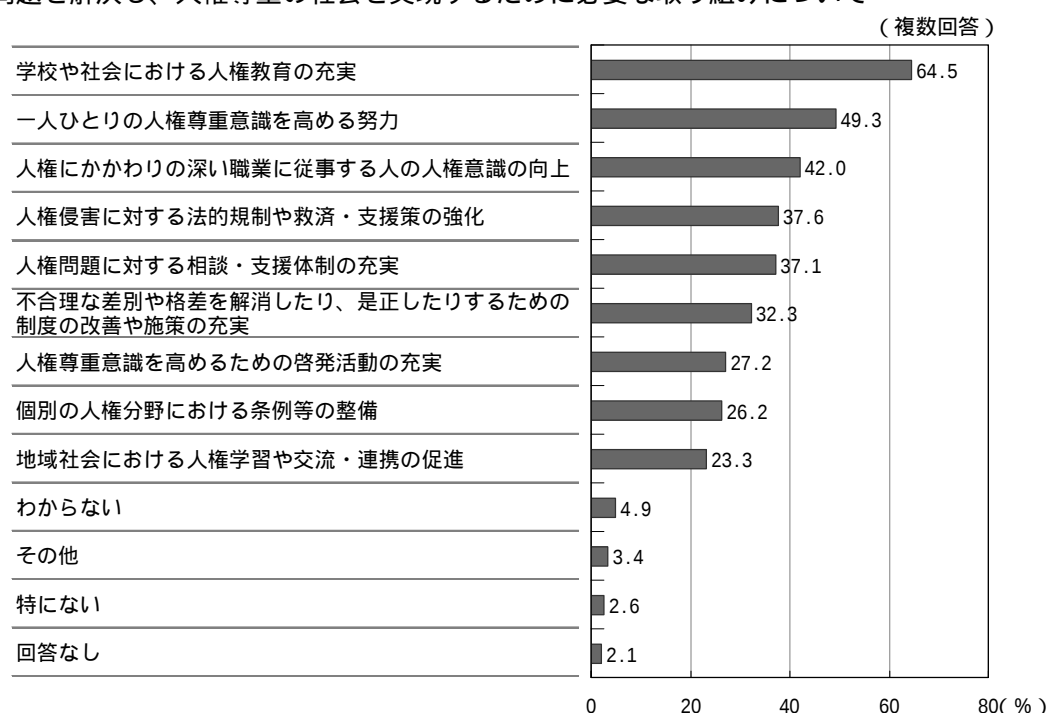
[現 状]

- ・人権に関わる問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、その他さまざまな分野にわたっており、市民一人ひとりに関わる身近な問題です。
- ・人権侵害の状況は、暴行・虐待をはじめ、住居・生活の安全上の問題、プライバシーの問題など複雑多岐にわたっていますが、最近では情報化社会の進展にともない、インターネット上での匿名による誹謗中傷や差別の助長など新たな人権問題が発生しています。

[課 題]

- ・人権尊重の理念を柱として、市民一人ひとりが主体となる施策を市政全般にわたって推進していく必要があります。
- ・家庭や地域、学校や職場などのあらゆる場において、市民一人ひとりが人間の尊厳や基本的人権の保障などについての理解を深めるとともに、さまざまな違いや価値観を互いに認めあい、人権を尊重しあう社会へ向けた環境づくりが重要です。
- ・市民一人ひとりの人権が尊重され、平和で豊かな地域社会を実現していくためには、市民の参画や協働による人権尊重のまちづくりをすすめることが重要です。

● 人権問題を解決し、人権尊重の社会を実現するために必要な取り組みについて



資料:「人権についての市民意識調査」(平成21年度)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	さまざまな違いや価値観を互いに認めあうことが大切だと思う市民の割合	95.3% (21 年 度)	97%	97%
2	自己的人権が尊重されていると思う市民の割合	85.3% (21 年 度)	87%	90%
3	市公式ウェブサイトのアクセス件数 (「人権」のページ)	26,221 件 (20 年 度)	34,800 件	48,000 件

施策の展開

1	総合的・計画的な人権施策の推進
多様化する人権問題に対応していくため、市政全般にわたるすべての施策において人権に配慮した視点を持ち、人権施策を総合的・計画的に推進します。また、人権啓発を市民の参画と協働の視点から推しすすめ、人権尊重の理念の普及や理解を深め、人権が尊重されるまちの実現をめざします。	
主な事業	「新なごや人権施策推進プラン（仮称）」の策定・推進、人権啓発等活動拠点整備の検討
2	人権教育の推進
学校教育や社会教育などの場において人権教育を実施することにより、差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深めます。	
主な事業	児童・生徒などへの人権教育、社会教育施設などでの人権問題学習
3	平和に関する啓発の推進
戦争の悲惨さや戦争に関する歴史的事実を次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するための啓発を推進します。	
主な事業	戦争に関する資料の収集・保存・展示、戦争に関する資料館整備の検討

関連する個別計画

なごや人権施策推進プラン

なごやっ子教育推進計画

施策 15

安心して介護を受けられるよう支援します

基本方針

介護を必要とする高齢者が、安心して必要なサービスを利用できるよう介護サービスの充実を促し、質の向上につとめます

めざす姿

介護が必要になったときに安心して介護を受けることができる

現状と課題

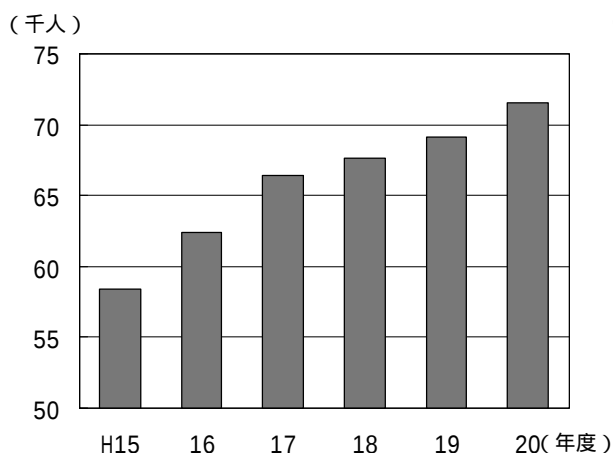
[現 状]

- ・要支援・要介護認定を受けている人は約7万3千人（平成21年9月末）に上っており、平成24年には約8万人に増加することが見込まれます。
- ・高齢者は介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活することを希望しています。
- ・依然として特別養護老人ホームの待機者は多く、在宅での生活に不安のある高齢者は今後も増加すると見込まれます。
- ・介護サービス事業者数はこれまで順調に伸びており、利用者のニーズもサービスの量から質へと移ってきています。

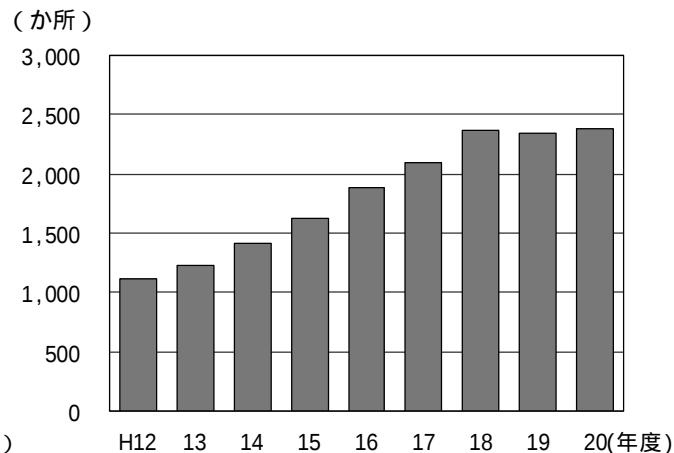
[課 題]

- ・介護や支援を必要とする高齢者ができる限り地域で暮らし続けるためには、身近な地域できめ細かいサービスを受けられることが必要です。
- ・常に介護が必要で、在宅での生活が難しい高齢者の日常生活を支援することが必要です。
- ・介護サービスを提供する基盤の充実をはかるとともに、安心して介護サービスを受けられるよう、人材やサービスの質を向上していくことが重要です。

●要支援・要介護者数の推移



●介護サービス事業所数の推移



成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	小規模多機能型居宅介護事業所数	21 か所 (20 年 度)	55 か所	100 か所
2	要介護 2～5 の人に対する市内の施設・居住系サービス の定員の割合	35.1% (20 年 度)	37%	37%
3	利用している介護サービスに関する満足度	93.4% (20 年 度)	95%	95%

施策の展開

1	介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援	
高齢者の状態や希望に応じて「通いサービス」を中心に「宿泊サービス」「訪問サービス」を組み合わせたサービス（小規模多機能型居宅介護）などの地域密着型サービス や、訪問介護・訪問看護などの在宅サービスの充実をはかります。		
主な事業	地域密着型サービス事業所の参入促進	
2	在宅での生活が難しい高齢者への支援	
在宅での生活が難しい高齢者に対する特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの、施設・居住系サービスの整備を促進します。		
主な事業	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の整備	
3	介護サービスの質の向上	
介護が必要な高齢者に良質なサービスが提供できるよう、事業者への研修や事業者・利用者それぞれの評価を通じて、人材やサービスの質の向上をはかります。		
主な事業	福祉・介護人材確保事業、介護サービス自己評価・ユーザー評価事業、介護事業者への指導	

関連する個別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施設・居住系サービス

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに、認知症高齢者グループホームや介護専用型特定施設を加えた入所して受けるサービス

地域密着型サービス

できる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するための、夜間対応型訪問介護や小規模多機能型居宅介護などのサービス

施策
16

高齢者が生きがいを感じ、安心して暮らせるよう支援します

基本方針

高齢者の介護予防をすすめるとともに、社会参加を促すほか、地域における相談・支援体制の充実をはかります

めざす姿

高齢者が生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らしている

現状と課題

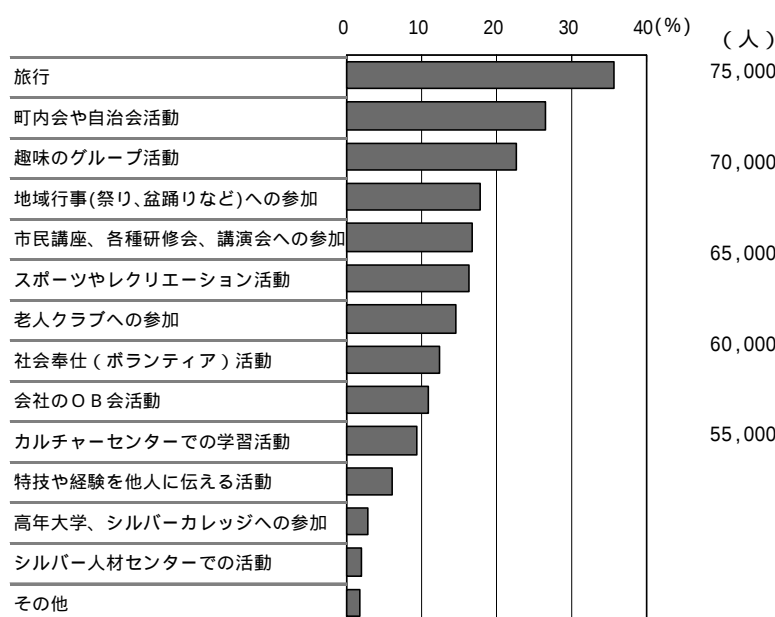
[現 状]

- ・ おおむね健康または病気などがあっても自立した日常生活を営んでいる高齢者は、高齢者全体の約8割を占めています。
- ・ 高齢者は、町内会や自治会活動、趣味のグループ活動、地域行事や市民講座への参加、旅行などさまざまな活動を行っています。
- ・ ひとり暮らしや認知症など、支援が必要な高齢者は年々増加しています。

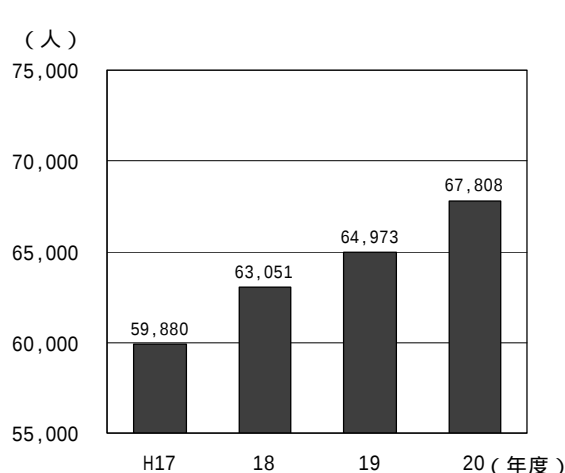
[課 題]

- ・ 健康寿命（病気や寝たきりにならないで生活できる期間）を伸ばし、高齢者が生きがいを感じながら、いつまでも健康で明るく元気に生活できることが重要です。
- ・ 高齢者の知識や経験、意欲を社会活動、地域活動に生かすことは、活力ある高齢期を実現するためにも重要です。
- ・ 高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるように、地域での取り組みをすすめることが重要です。

● 高齢者の活動



● ひとり暮らし高齢者数の推移



資料：「名古屋市高齢者一般調査」(平成20年3月)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	自分が健康であると感じている高齢者の割合	73.8% (21 年 度)	80%	80%
2	地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している高齢者の割合	17.7% (21 年 度)	20%	30%
3	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	56.2% (21 年 度)	60%	70%

施策の展開

1	介護予防の推進
積極的に体力を維持し、心の活動性を高める取り組みを通じて、要支援・要介護状態にならないための予防をするとともに、自立した生活を送ることができるよう支援します。	
主な事業	いきいき介護予防事業（得トク運動教室、介護予防保健学級など）
2	生きがいを感じられる生活への支援
高齢者の生きがいや役立ち感の増進をはかるため、地域活動やボランティア活動、就業、文化活動などの機会の提供により、社会参加を支援します。	
主な事業	敬老パスの交付、シルバー人材センターでの高年者能力活用事業、高年大学の運営
3	地域で安心して暮らし続けるための支援
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者など、見守りが必要な高齢者に対する地域での相談・支援体制の充実などにつとめます。認知症高齢者や要支援・要介護者を在宅介護する家族を支援します。	
主な事業	地域包括支援センターの運営、ひとり暮らし高齢者等の生活支援、成年後見支援センター（仮称）の設置、認知症疾患医療センターの検討、福祉給付金

関連する個別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策
17

障害者が自立し安心して暮らせるよう支援します

基本方針

障害福祉サービスの充実をはかるほか、就労支援など障害者の社会参加の促進に取り組みます

めざす姿

障害者が自立し安心して暮らしている

現状と課題

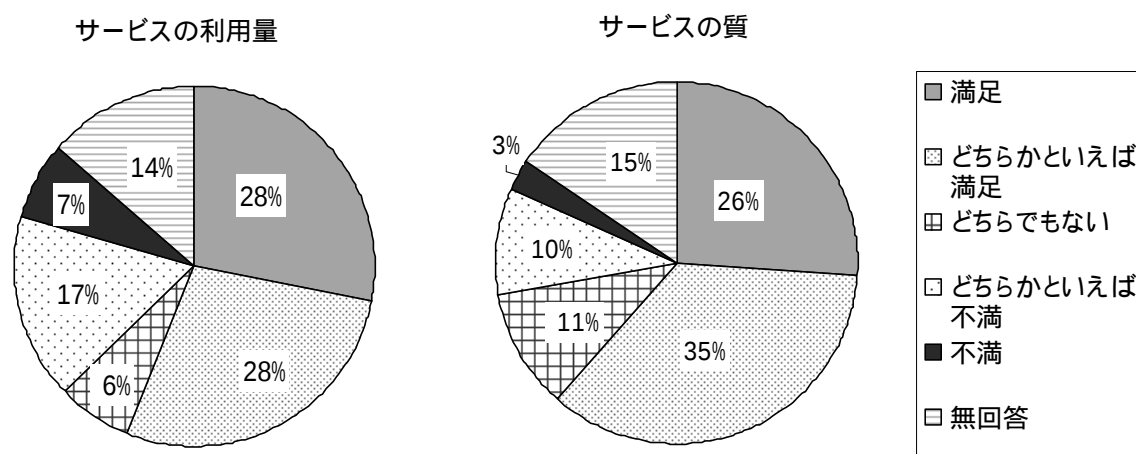
[現 状]

- ・ 障害福祉サービスについて、「サービスの質」と比べ、「サービス利用量」について不満を感じている利用者の割合が多くなっています。
- ・ 医療も含めた専門性の高い支援を必要とする、重度障害者や重症心身障害児者の数が増加しています。
- ・ 就労を希望する障害者は増加してきているものの、現実の雇用や就業状況は大変厳しいものとなっています。

[課 題]

- ・ 障害者の多様なニーズに対応する相談支援や障害福祉サービスの充実につとめ、障害者の地域で自立した生活を支援することが必要です。
- ・ 重度障害者や重症心身障害児者について本人だけでなく介護者に対しても支援することが求められています。
- ・ 障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加が重要です。

● 障害福祉サービスに対する満足度（居宅介護）



資料：「名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査」（平成 19 年）

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	2,706 人 (20 年 度)	3,500 人	5,000 人
2	在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	81.2% (20 年 度)	83%	85%
3	市内の障害者雇用促進企業 認定数	32 件 (20 年 度)	45 件	64 件

施策の展開

1	地域における自立した生活の支援
必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援事業を充実するとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援など、サービスの充実をはかります。	
主な事業	障害者地域生活支援センターの運営、事業者への整備・運営補助、事業者に対する調査・指導、障害者医療費助成
2	重症心身障害児者への対応
在宅の重症心身障害児者が、引き続き地域で生活するため、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかります。また、重症心身障害児者の生活の支援として、医療ケアや専門的療育の充実をはかります。	
主な事業	重症心身障害児者施設の整備、通所施設での重症心身障害者の受け入れ
3	障害者の就労の促進
一般企業などへの障害者の就労の促進をはかるため、職場開拓など一般企業への働きかけを通し、就職や職場定着などの支援をすすめるほか、障害者雇用促進企業の増加につとめます。また、授産施設などの工賃の向上をはかるため、授産製品の利用を促進します。	
主な事業	障害者雇用促進企業認定等制度の活用

関連する個別計画

障害者基本計画

第 2 期障害福祉計画

障害者雇用促進企業

障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用率の 2 倍（3.6％）以上の割合で障害者を雇用している企業として認定された企業

施策 18

健康で衛生的な暮らしを守ります

基本方針

新型インフルエンザなどの感染症に対応できる体制の整備をすすめるほか、公衆衛生の推進につとめます

めざす姿

感染症から市民が守られ、衛生的な暮らしが営まれている

現状と課題

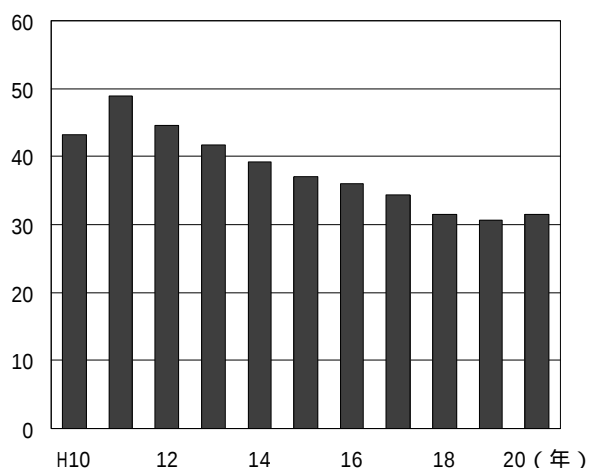
[現 状]

- ・平成 21 年に、国内外で新型インフルエンザ（A/H1N1 型）が流行しました。本市は、人口が集中しているだけでなく、交通結節点として不特定多数の人が行き交う場所が多いことから爆発的に感染が拡大する可能性があります。
- ・平成 20 年の感染症による死亡者数 131 人のうち結核によるものが 54 人と最も多く、結核罹患率（人口 10 万人当たりの新登録患者数）は政令指定都市の中で 2 番目に高くなっています。
- ・八事斎場 1 か所ですべての市民の火葬需要に対応していますが、高齢者人口の増加により火葬件数が増加しています。
- ・多くの市民が近隣の犬や猫による迷惑を感じています。

[課 題]

- ・強毒性の新型インフルエンザの発生に備えて、感染の拡大を抑え、健康被害や社会経済への影響を最小限にとどめるための体制の確立が急務となっています。
- ・新型インフルエンザ以外にも、結核をはじめとした感染症に関する対策をすすめることが求められています。
- ・今後、八事斎場の火葬能力が限界に達すると見込まれています。また、大規模災害など不測の事態に対する備えも必要です。
- ・犬猫による周辺環境への迷惑を防止するため、実効性のある対策が求められています。

- 結核罹患率（人口 10 万人当たりの新登録患者数）の推移



- 第 3 類感染症の発生状況

(件)			
	H18年度	H19年度	H20年度
コレラ	1	0	1
細菌性赤痢	5	4	4
腸管出血性大腸菌感染症	55	38	61
腸チフス	3	1	0
パラチフス	2	0	1

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	47.5% (21 年 度)	65%	75%
2	結核罹患率(人口 10 万人当たりの新登録患者数)	31.5 (20 年)	30 (24 年)	27 (30 年)
3	近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	46.6% (21 年 度)	40%	30%

施策の展開

1	感染症対策の充実	
今後予想される強毒性の新型インフルエンザ発生時に備え、新型インフルエンザ対策行動指針に基づき、重症患者数の増加に対応可能な医療体制の確保や市民への正確な情報提供をすすめます。また、結核などの感染症に関して、ワクチン接種の拡充をはかるなど予防体制を充実し、発生予防につとめるとともに、発生時には迅速かつ適切な対応により、まん延防止につとめます。		
主な事業		新型インフルエンザ発生に備えた医療資器材の確保、医療連携体制の構築、感染症予防の啓発、予防接種の実施
2	火葬体制の充実	
高齢化の進行にともなう火葬需要の増加や大規模災害などへの対応のため、周辺環境への配慮をはかりながら新斎場の整備をすすめます。		
主な事業		新斎場の整備
3	犬猫による迷惑防止対策の推進	
犬猫による迷惑のない快適なまちづくりをめざし、地域と協働して動物愛護管理活動を推進していくための仕組みをつくり、迷惑防止対策をすすめます。		
主な事業		動物愛護推進協議会の設置、動物愛護推進員の委嘱、飼主への啓発

施策
19

適切な医療を受けられる体制を整えます

基本方針

良質かつ適切な医療を確保するため、地域の医療機関の連携を強化し、救急時の万全な体制を整えます

めざす姿

いつでも安心して適切な医療を受けることができる

現状と課題

[現 状]

- ・入院を必要としない軽症患者が、第二次（重症患者）第三次（重篤患者）救急医療体制に集中することによりこれらの病院が疲弊し、本来担うべき重症や重篤患者の救急医療に影響を及ぼしています。
- ・救急医療体制のうち特に小児科・産婦人科については、輪番制による第二次救急医療体制へ参加する医療機関が減少しています。

[課 題]

- ・救急医療体制を維持するためには、市民が症状にあわせて適切に救急医療機関を受診することが重要です。
- ・良質かつ適切な医療を確保するためには、開業医と病院の機能連携を一層すすめていく必要があります。そのためには、普段から安心して気軽に自分の健康状態について相談できる「かかりつけ医」を持つことが必要です。
- ・周産期医療 や救急医療などの分野は、多様な人材確保や専門性の高い特別な対応が必要であるといった理由により、民間医療機関での取り組みが困難な状況です。市立病院は、地域の医療を支える公立病院として、このような医療を担うことが求められています。
- ・多様化する医療ニーズに対応し、質の高い医療を提供するためには、最先端の医療や急性期の医療を担う市立大学病院と地域医療機関との適切な機能分担・診療連携を強化することが必要です。

● 第二次救急医療体制（病院群輪番制）診療実績

年度	受診者数 (人)	入院外来別内訳(人)		診療科目別内訳(人)						
		入院	外来	内科	小児科	外科	産婦 人科	眼科	耳鼻 いんこう 咽喉科	その他
16	113,067	13,064	100,003	39,995	29,542	11,066	3,627	1,732	6,699	20,406
17	105,749	12,691	93,058	37,111	27,303	11,100	3,143	1,191	6,091	19,810
18	108,596	14,440	94,156	37,677	28,077	10,969	3,266	1,365	6,848	20,394
19	108,982	15,714	93,268	40,354	25,141	10,707	3,586	1,302	6,741	21,151
20	95,982	15,737	80,245	36,962	18,993	9,411	3,371	1,377	6,615	19,253

周産期医療

周産期（妊娠22週から生後1週間までの期間）を中心に母体・胎児・新生児の健康を守る医療

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	適切な医療が受けられると感じる市民の割合	80.9% (21 年 度)	85%	90%
2	市立病院について満足している患者の割合	86.7% (20 年 度)	93%	95%
3	市立大学病院における地域医療機関からの紹介患者数	14,085 人 (20 年 度)	14,900 人	15,500 人

施策の展開

1	救急医療体制の充実	
時間外や休日などでも必要な医療サービスを受けられるよう、救急医療体制(第一次、第二次、第三次)を確保するとともに、かかりつけ医を持つことの普及啓発を行い、医療機関の適正受診を促進します。		
主な事業	休日急病診療所・二次救急輪番制・小児救急ネットワーク 758 の運営補助、医療機関の適正受診や「かかりつけ医」を持つことの普及啓発	
2	特色ある医療の提供	
市立病院において、心疾患や脳血管疾患、がんなどに対応する高度・専門医療や、小児・周産期医療などを充実することにより、特色ある医療を提供します。		
主な事業	救急センターの整備、心臓血管センターの充実、周産期医療センターおよび小児医療センターの設置	
3	最先端の医療の提供	
市立大学病院においては、医師の養成を担う地域の中核医療機関として、すぐれた見識と技能を持つ人材を育成するとともに、最先端の医療や急性期の医療を担う特定機能病院としての役割を果たします。クオリティライフ 21 城北では、生活の質に配慮した最先端のがん治療法を提供します。		
主な事業	地域医療機関との連携、医師の研修の充実、陽子線がん治療施設の整備	

関連する個別計画

市立病院整備基本計画

名古屋市立病院改革プラン

施策 20

災害時に市民の安全を守る体制を整えます

基本方針

災害に備え、被害の軽減をはかる防災体制や、火災の発生を未然に防ぐ体制を整え、災害に対応する消防・救助・救急体制の充実をはかります

めざす姿

地震や風水害、火災、大規模な事故などさまざまな災害から市民を守る体制が整っている

現状と課題

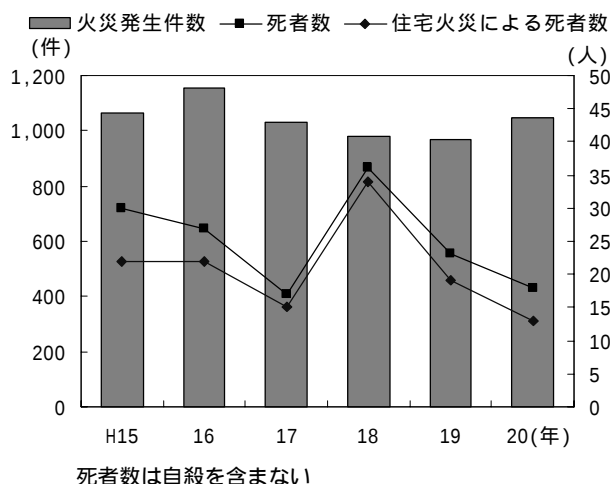
[現 状]

- ・近年、集中豪雨による被害が多発しています。また、東海地震や東南海・南海地震などの大規模地震の発生が懸念されています。
- ・市内における火災原因の約3割を放火が占めており、火災による死者のうち約8割が住宅火災によるものとなっています。
- ・カラオケボックス、個室ビデオ店、グループホームなど小規模施設の火災による死者の発生が社会問題となっています。
- ・救急搬送された人の約6割が軽症者となっており、真に緊急を要する人への救急車の到着の遅れが懸念されています。

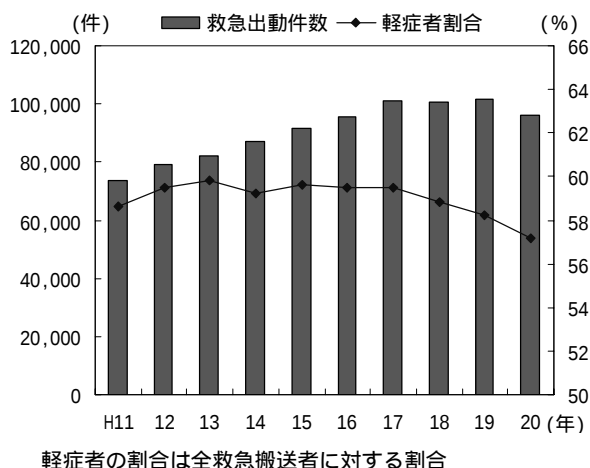
[課 題]

- ・災害時における防災情報の確実・迅速な伝達や、多数の人が利用する高層建築物や地下街等における防災体制の整備・強化をはかる必要があります。
- ・地震やテロ災害など、大規模・特殊な災害への対応能力を強化するため、関係機関との連携を一層強化する必要があります。
- ・住宅火災による死者数を抑制するための対策を推進する必要があります。
- ・救急車の適正利用の普及啓発や、AED（自動体外式除細動器）の使用など一般市民による応急手当の実施が重要です。

● 火災発生件数と死者数の推移



● 救急出動件数と軽症者の割合の推移



成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	住宅火災による死者数（自殺を除く）	21人/年 (16～20年)	17人以下 (24年)	11人以下 (30年)
2	救急車の平均現場到着時間	6.2 分 (20 年)	6.1 分以下 (24 年)	6.0 分以下 (30 年)
3	心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	58.2% (20 年度)	62%	68%

施策の展開

1	大規模災害への対応
災害時における市民への防災情報の伝達手段の検討や、東海地震や東南海・南海地震などの大規模災害の発生に備えた防災応急対策、高層建築物や地下街等の防災体制の強化に取り組みます。	
主な事業	防災備蓄倉庫の整備、帰宅困難者対策の推進、防災管理制度の推進
2	火災予防体制の充実
カラオケボックス、個室ビデオ店、グループホームなど小規模施設の防火安全性の向上につとめるとともに、放火防止対策や住宅の防火対策を推進するなど、火災予防体制の充実につとめます。	
主な事業	社会福祉施設等の防火安全性の向上、放火防止対策の充実、住宅用火災警報器の普及啓発
3	消防救急体制の充実
消防隊が早期に現場に到着できる体制を整備し、自衛隊・海上保安庁・警察等との連携強化、団員確保を含む消防団活動の充実強化など消防救助体制の充実につとめます。また、救急隊の増隊、応急手当の普及啓発、救急車の不適正利用対策など救急体制の充実につとめます。	
主な事業	総合防災情報システムの整備、緑区東部方面への出張所の開設および救急隊の増隊、応急手当の普及啓発

関連する個別計画

地域防災計画

施策 21

災害に強いまちづくりをすすめます

基本方針

公共施設の耐震化や、河川や下水道の整備など、総合的な防災対策を推進し、地震や大雨による被害の軽減をはかります

めざす姿

地震や大雨などに備えた災害に強いまちになっている

現状と課題

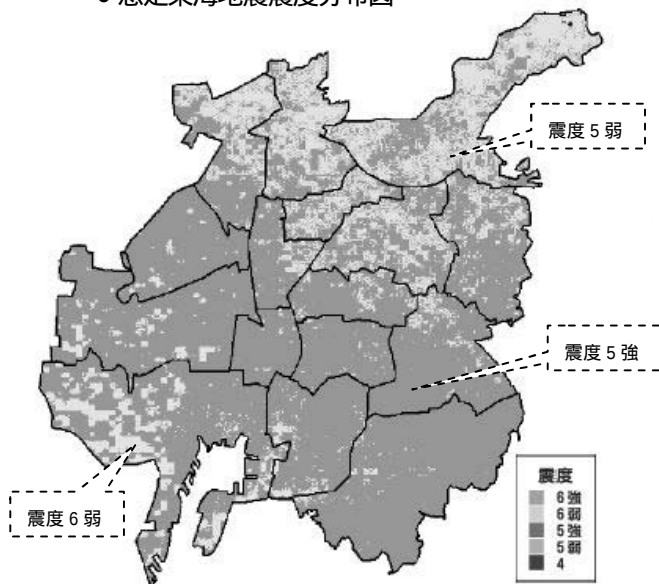
[現状]

- ・大地震による倒壊の恐れがある昭和56年以前の旧耐震基準による木造住宅は、平成15年現在で市内に約17万戸あります。
- ・平成12年9月の東海豪雨や平成20年8月末豪雨など、近年、大雨による著しい浸水被害が発生しています。

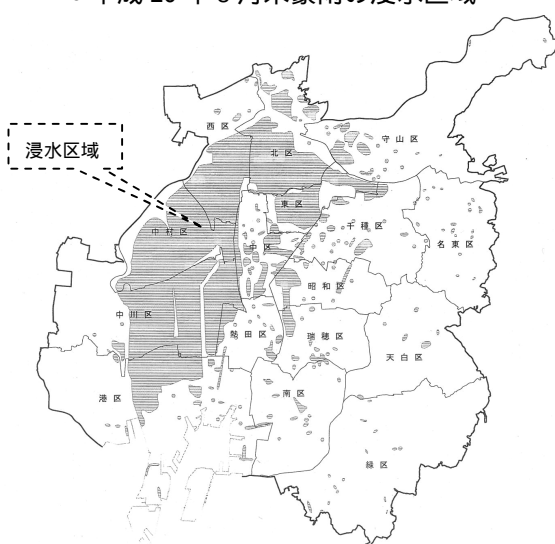
[課題]

- ・震災時の死者数および経済的な被害を減らすため、旧耐震基準の木造住宅については、早期の耐震対策が必要です。
- ・災害時に緊急車両・物資の輸送ルートや水の供給を確保するため、緊急輸送道路の橋りょうや配水管の耐震化が課題となっています。
- ・頻発する大雨の被害から市民生活を守るため、総合的な治水対策を着実に推進していく必要があります。

● 想定東海地震震度分布図



● 平成20年8月末豪雨の浸水区域



緊急輸送道路

災害の発生により道路が被害を受けた場合、緊急通行車両の移動の確保および人・物資輸送を円滑に行うため、緊急に応急復旧を要する道路

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	57.2% (21 年 度)	60%	65%
2	民間住宅の耐震化支援戸数(累計)	1,637 戸 (20 年 度)	3,600 戸	5,500 戸
3	雨水貯留施設の整備率 (緊急雨水整備事業)	36.7% (20 年 度)	79.6%	100%

施策の展開

1	地震に強いまちづくり
東海地震や東南海地震などの大規模地震に備え、民間住宅の耐震化を促進するほか、市設建築物や橋りょう、浄水施設等の主要な水道施設、配水管などの耐震化に取り組むとともに、特に重要な避難路の沿道における建築物の不燃化をはかります。	
主な事業	民間住宅の耐震化支援、市設建築物・橋りょう・重要給水施設 へ至る配水管の耐震化
2	大雨に強いまちづくり
市内全域において、1 時間に 50mm の降雨に対応できる施設整備を早期に完了させるとともに、東海豪雨などによって著しい浸水被害を受けた地域や都市機能の集中する地域においては、原則 1 時間に 60 mm の降雨にも対応可能な施設整備をすすめます。	
主な事業	ポンプ施設の増強、雨水貯留施設等の整備、河川改修事業
3	避難場所および避難路の確保
地震発生時において、応急的な避難や救急・救助などを円滑に行うため、防災公園等の整備をすすめるとともに、木造住宅が密集している地区における避難路の確保や、延焼の拡大防止に向けた取り組みをすすめます。	
主な事業	防災公園の整備、密集市街地の防災性向上

関連する個別計画

地域防災計画	緊急雨水整備基本計画
水防計画	第 2 次緊急雨水整備計画
防災都市づくり計画	総合排水計画
建築物耐震改修促進計画	

緊急雨水整備事業

東海豪雨などにより、著しい浸水被害を受けた地域や都市機能の集中する地域において、原則 1 時間に 60 mm の降雨にも対応可能な施設整備をすすめ、名古屋地方気象台における過去最大の 1 時間降雨量 97 mm の降雨(東海豪雨時)に対しても床上浸水のおおむね解消をめざす事業

重要給水施設

大規模地震発生時においても給水を確保すべき救急病院や透析医療機関などの施設

施策 22

犯罪や交通事故の少ないまちをつくれます

基本方針

地域と連携した防犯活動の展開や、効果的な交通安全対策の推進など、ハード・ソフト両面の取り組みにより、安心・安全なまちを実現します

めざす姿

犯罪や交通事故が少なく、安心・安全に暮らしている

現状と課題

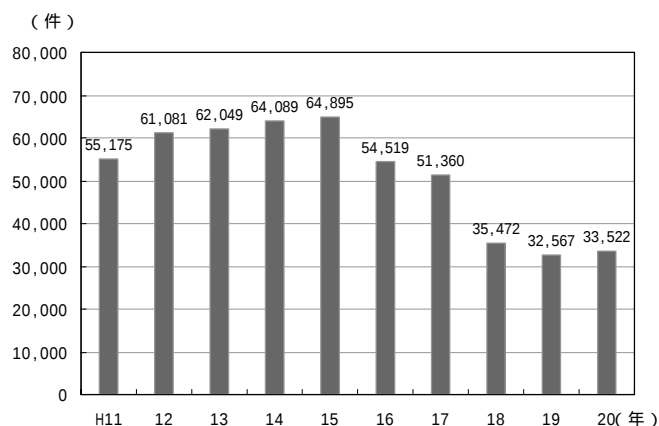
[現 状]

- ・市内における街頭犯罪等認知件数は、平成15年をピークに減少傾向にあるものの、人々の犯罪に対する不安は依然として解消されていません。
- ・市内における交通事故死者数は、年々減少傾向にあるものの、依然として他の大都市と比較して高い状況が続いています。
- ・少子高齢化の進行にともない、これからは高齢者が交通事故の被害者となる割合が増加するとともに、加害者となる割合も増加することが予測されます。

[課 題]

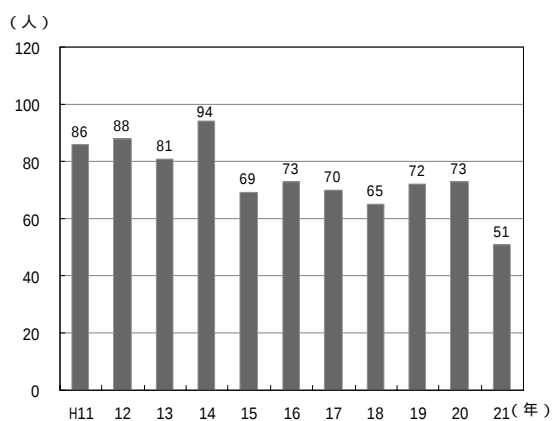
- ・市民一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、犯罪の被害にあわないよう注意・行動するとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。
- ・交通事故発生の原因や実態を分析し、効果的な対策を行うことにより事故を抑制することが重要です。
- ・これまで以上に、高齢者が交通事故の被害者および加害者とならないよう対策に力を入れていくことが求められています。

●市内の街頭犯罪等認知件数の推移



資料：愛知県警察本部資料より作成

●市内の交通事故死者数の推移



資料：愛知県警察本部

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	犯罪がなく安心して暮らせると思う市民の割合	55.0% (21 年度)	60%	75%
2	ひごろ 日頃から犯罪の被害にあわないように意識した行動をしている市民の割合	81.5% (21 年度)	85%	90%
3	市内の年間交通事故死者数	51 人 (21 年)	44 人以下 (24 年)	35 人以下 (30 年)

施策の展開

1	犯罪が起これにくいまちづくり
青色回転灯車両によるパトロールなど、地域、警察、事業者等と連携した犯罪防止に向けた取り組みを行うとともに、学校から保護者や地域へ不審者情報を配信するなど、登下校時の子どもの安全確保をはかります。また、地域の防犯活動への支援や広報・啓発を通じて、市民一人ひとりの防犯意識を向上させるとともに、地域全体で犯罪を抑止する土壌づくりをすすめます。	
主な事業	防犯パトロールの実施、不審者等の緊急情報配信システム、防犯灯電灯料の補助
2	交通事故の少ないまちづくり
地域の交通安全活動への支援や広報・啓発事業等をすすめるとともに、交通事故危険箇所の重点的な交通安全対策をすすめるなど、ハード・ソフトの両面から交通事故の少ないまちをつくれます。	
主な事業	交通安全教室の実施、運転免許自主返納支援、交通事故危険箇所の交通安全対策、通学路の安全点検の実施

関連する個別計画

第 8 次交通安全計画

交通事故危険箇所

交通事故の発生、またはそのおそれがあり対策を実施する必要がある箇所

施策 23

良質な住まいづくりをすすめます

基本方針

市民が良質な住まいに住み続けられるよう、住まいの確保や質の向上などの支援に取り組みます

めざす姿

多様な居住ニーズに応じた良質な住まいで暮らしている

現状と課題

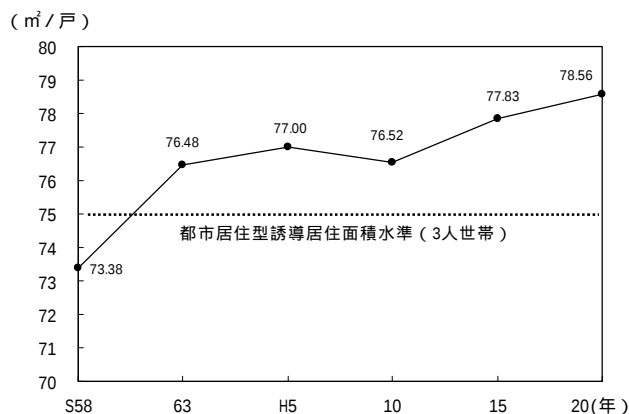
[現状]

- ・平成20年の住宅数は約112万戸と、世帯数を1割程度上回った状況となっています。
- ・平成20年現在で、住宅の平均延べ床面積は78.56㎡であり、3人世帯の都市居住型誘導居住面積水準75㎡を上回っており、一定水準の規模が確保された状況となっています。
- ・住まいに対する評価で、「満足している」「まあ満足している」と回答した市民の割合は67.0%となっており、徐々に高くなってきています。

[課題]

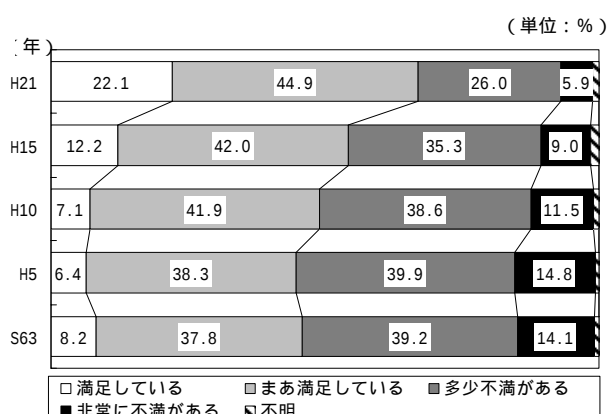
- ・住宅が量的に充足し、環境問題や資源・エネルギー問題が深刻化する中で、長く使い続けることができる良質な住宅ストックの形成・継承が求められるようになっていきます。
- ・住まいに対するニーズは、年齢や家族構成、個々の価値観や生活スタイル等に応じて異なるため、住み替えや改善を行う上での確かな情報提供などが求められています。
- ・急激な少子高齢化などのさまざまな社会情勢の変化により、住まいの確保に支援を必要とする人々も多様化してきており、これらの人々も安心して住むことができるようにすることがますます重要になってきています。

●住宅の平均延べ床面積の推移



資料：総務省「住宅・土地統計調査」

●住まいに対する評価の推移



資料：国土交通省「住宅需要実態調査」
平成21年は「市民アンケート調査」結果による

都市居住型誘導居住面積水準

豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準として、都市の中心およびその周辺における共同住宅居住を想定した水準

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	住んでいる住宅に満足している市民の割合	67.0% (21 年度)	69%	72%
2	住まいに関する情報の提供件数	5,612 件 (20 年度)	6,400 件	7,600 件
3	長期優良住宅 の認定件数 (累計)	1,142 件 (21 年度)	3,200 件	8,000 件

施策の展開

1	質の高い住まいづくりのための支援	
住宅の長寿命化、環境負荷の軽減やバリアフリー化など、住まいの質の向上を支援し、良質な住宅ストックの形成をすすめます。		
主な事業	長期優良住宅の認定制度の普及、バリアフリー化などの住情報提供、市営住宅のバリアフリー化の推進	
2	良質な住まいに安心して住み続けられるための支援	
マンション管理等の情報提供や増改築に関する相談の実施などにより、良質な住まいに住み続けられるよう支援します。		
主な事業	マンション管理の支援、増改築に関する専門相談	
3	住まいの確保への支援	
所得の低い世帯や高齢者、障害者、子育て世帯などの住まいの確保を支援し、的確な住宅セーフティネットの形成をはかります。		
主な事業	高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進、高齢者・障害者向け市営住宅の供給、市営住宅の優先入居	

長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造および設備について講じられた優良な住宅

施策 24

安全でおいしい水を安定供給します

基本方針

水源からじゃ口までの水の総合管理や、浄水施設・配水管の老朽化にともなう更新などを推進し、安全でおいしい水道水の安定的な供給を守ります

めざす姿

いつでも安心しておいしい水を飲むことができる

現状と課題

[現 状]

- ・本市の水道水は、良質な木曽川の水源に恵まれ、おいしい水として高い評価を受けています。
- ・近年は、生活習慣の変化やボトルウォーターの普及などにより、じゃ口からの水道水を飲む市民の割合が低下してきています。
- ・大正3年の給水開始以来、約100年にわたり水道水の安定した供給につとめ「断水のないなごやの水道」という歴史を築いてきました。

[課 題]

- ・日本一おいしい水をめざすため、水源保全に取り組むとともに、良質な水源水質を生かしたおいしい水を確実にじゃ口まで届けることができるよう、さらなる展開をしていく必要があります。
- ・いつでも安全な水道水を安定して供給できるよう、浄水場や配水管などの老朽化にともなう更新を着実にすすめていく必要があります。

●「おいしい水の要件」と本市の水道水との比較

おいしい水の要件		名古屋市 (平成20年度平均実績)
蒸発残留物 (mg/l)	30～200	61
硬 度 (mg/l)	10～100	20.9
遊離炭酸 (mg/l)	3～30	2.6
過マンガン酸カリウム消費量 (mg/l)	3以下	1.2
臭 気 度	3以下	1未満
残留塩素 (mg/l)	0.4以下	0.39
水 温 ()	20以下	17.1

資料：厚生省おいしい水研究会における「おいしい水の要件」

厚生省おいしい水研究会

水道によるおいしい水の供給をめざし、おいしい水の水質要件の目安を作成することなどを目的として、厚生省（現厚生労働省）が昭和59年に設置した研究会

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	78.3% (21 年度)	80%	85%
2	配水管内の水道水の残留塩素濃度 が 0.2～0.5mg/ℓの範囲となる地点の割合	91.2% (20 年度)	93%	96%
3	小規模貯水槽水道 の水質に関する指導実施率（累計）	10.5% (20 年度)	55%	100%

施策の展開

1	日本一おいしい水の供給をめざす取り組み
水源となる河川の水質の良さを生かしたおいしい水を今後も継続して届けるため、水の品質管理に係る総合的な取り組みにより、日本一おいしい水をめざして水道水の安全性やおいしさのさらなるレベルアップと信頼性の向上をはかります。	
主な事業	塩素注入量の適正管理、水温管理の研究、直結給水の普及促進、貯水槽水道の水質管理に向けた指導、配水施設のクリーニング
2	水道水の安定供給
老朽化した浄水施設をはじめとする主要な水道施設の整備改良や、老朽配水管の布設替えなどを計画的に実施するとともに、主要な水道施設を結ぶ重要幹線の複線化等バックアップ体制を強化し、安全でおいしい水をいつでも届けることができるよう、給水の安定性を確保します。	
主な事業	浄水場・配水管などの老朽化にともなう更新、浄水場と配水場間の送水幹線の複線化
3	水源水質の良さを守る取り組み
良質な水源水質を将来にわたって保全していくため、流域の自治体や市民団体との連携を強化し、水源林の保全や、流域経済・文化の活性化や自治体間の技術交流などの上下流交流をより広がりのある取り組みとするとともに、水源水質の管理強化などを行います。	
主な事業	水源林の植樹・間伐、エコ市の開催、流域内のさまざまな主体と連携した上下流交流事業、水源からじゃ口までの水質管理

関連する個別計画

みずプラン 22

残留塩素濃度

水に注入した塩素が、消毒効果をもつ有効塩素として消滅せずに残留している塩素の濃度。安全で塩素臭を不快に感じない残留塩素濃度は、じゃ口では 0.1～0.4mg/ℓの範囲であるが、配水管ではじゃ口までの塩素消費量を想定し 0.2～0.5mg/ℓの範囲となる。

小規模貯水槽水道

受水槽や高架水槽を経由して給水する設備のうち、受水槽の有効容量が 10 m³以下の法的規制を受けないもの。

施策
25

消費生活の安定・向上と、食の安全の確保をはかります

基本方針

消費生活相談機能の充実などに取り組むとともに、食の安全と安定供給のため品質管理の向上に取り組みます

めざす姿

消費生活に関するトラブルや心配事がなく、食の安全と安定供給が確保されている

現状と課題

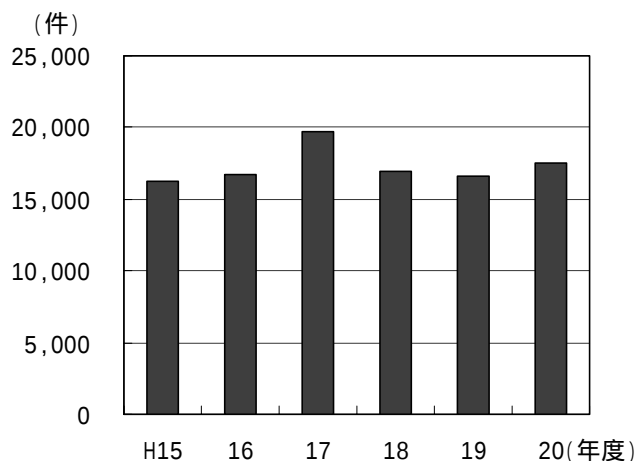
[現 状]

- ・ここ数年消費生活相談件数は横ばい傾向にあるものの、特に高齢者を狙った悪質商法や事業者の不適正な取引行為が跡を絶たず、高齢者からの相談は増加傾向にあります。
- ・卸売市場は生鮮食料品の流通の基幹的な役割を果たしており、安定的な供給につとめています。
- ・輸入食品での農薬の残留や食品の偽装表示など食に関わる事件・事故や、O157やノロウイルスなどによる食中毒が発生し、食品の安全に対する消費者の信頼が揺らいでいます。

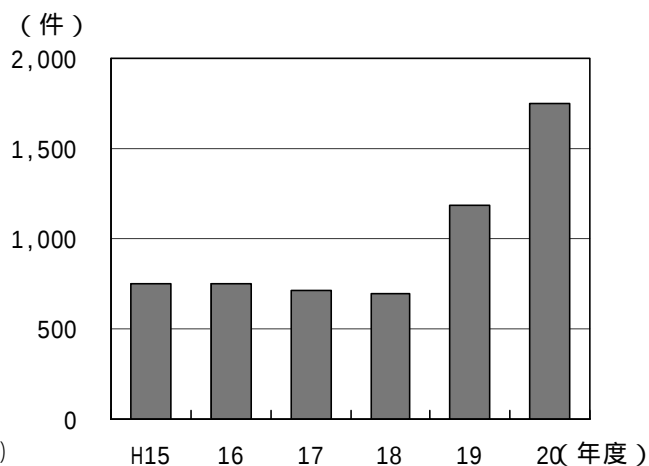
[課 題]

- ・被害にあった消費者がすぐに相談できる環境を整えるとともに、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応することが必要です。
- ・生鮮食料品をより新鮮に保ち消費者に安全かつ安定的に届けるため、卸売市場において品質管理の一層の高度化をはかる必要があります。
- ・食の安全・安心の確保に向けて、事業者は自主的な衛生管理につとめ、消費者は知識と理解を深め、また、市は事業者への改善指導や消費者への情報提供を行うなど、それぞれの立場からの取り組みをすすめていく必要があります。

●名古屋市消費生活センターへの相談件数の推移



●保健所等への食品に関する苦情件数の推移



成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	消費生活センターの認知度	65.4% (20 年度)	75%	90%
2	中央卸売市場卸売場（本場、北部市場） における低温化率	19.4% (20 年度)	25%	30%
3	食品衛生自主管理認定制度における認定 施設数（累計）	0 件 (21 年度)	30 件	90 件

施策の展開

1	消費生活の安定・向上
消費者被害を未然に防ぐための効果的な啓発のほか、消費生活相談窓口の一層の周知を行います。また、相談者へのきめ細かな対応につとめるとともに、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、相談員の実務能力の向上をはかります。	
主な事業	消費生活相談、消費者被害防止のための広報啓発
2	安全・安心な生鮮食料品の安定供給
安全で新鮮な生鮮食料品の安定的かつ効率的な流通を確保するため、卸売市場におけるコールドチェーン の確立や商品の衛生管理の徹底による品質管理の高度化など、流通環境の変化に対応した市場機能の強化に取り組みます。	
主な事業	卸売場における低温化の推進（本場、北部市場）
3	食の安全の確保
事業者が行う食の安全・安心に関する自主的な取り組みの促進をはかります。また、食の安全に関する意見交換や消費者によるモニター制度を通して、消費者、事業者、市の3者が協力して食の安全・安心の確保に取り組みます。	
主な事業	食品衛生自主管理認定制度・自主回収報告制度の活用、食の安全・安心モニター制度の活用

コールドチェーン

生産から消費に至るまでの流通経路を低温で管理輸送するシステム

施策 26

働く意欲のある人の就労を支援 します

基本方針

社会経済環境の大きな変化に対応した雇用対策や社会的弱者への就労支援を実施します

めざす姿

働く意欲のある人が職に就くことができる

現状と課題

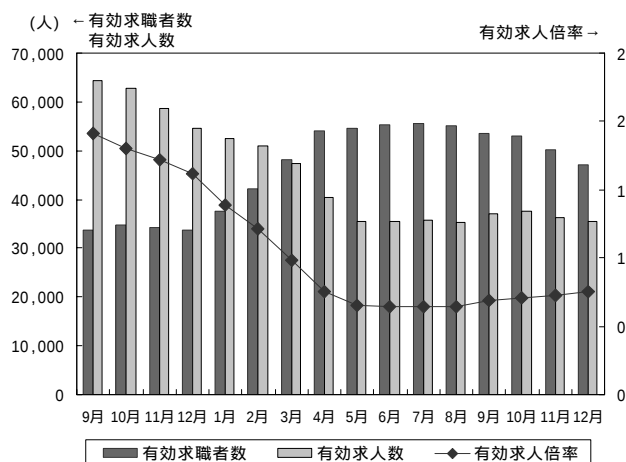
[現 状]

- ・周辺地域を含めた本市の有効求人倍率は、平成 21 年 12 月現在で 0.75 倍と過去最低の水準で推移しています。
- ・パートや派遣など正社員以外の雇用形態や共働き世帯の増加など、働き方の多様化がすすんでいます。
- ・市内のホームレスの数は、大きく減少傾向にあるものの、平成 20 年秋以降雇用状況が悪化したこととともない、仕事と住まいを同時に失った人が福祉の窓口に殺到しています。

[課 題]

- ・求職者数が高い水準で推移する中、企業の求人数が大幅に減少しており、雇用の創出が急務となっているほか、中高年者や女性への再就職支援が求められています。
- ・国等の実施する職業訓練や生活への支援などの就労支援施策や労働法制の改正の動きについて、速やかに市民や企業へ情報提供していく必要があります。
- ・長時間労働や仕事優先となっている働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現させることが求められています。
- ・働いて自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者に対する適切な支援により住居の確保と生活の再建をはかる必要があります。

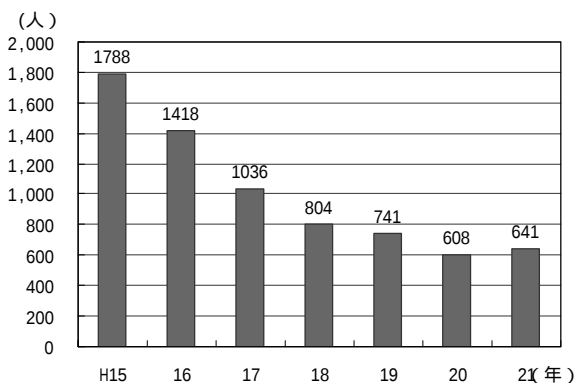
●本市（周辺地域を含む）の有効求人倍率の推移



平成 20 年 9 月～21 年 12 月

資料：愛知労働局

●市内のホームレス数の推移



成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	8.4% (21 年 度)	6.7%	5.0%
2	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	33.9% (21 年 度)	38%	40%
3	ホームレス自立支援事業における就労自立率	50.0% (20 年 度)	52%	55%

施策の展開

1	社会経済環境の変化に対応した臨時雇用の創出	
急激な社会経済環境の変化により離職を余儀なくされた失業者に対して、臨時的・短期的な就業の機会を創出するとともに、地域の雇用再生のために継続的な就業の機会を創出します。		
主な事業	緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業、公務内ワークシェアリング	
2	就労支援の推進	
就労支援、勤労者福祉に関して市民や企業への情報提供の充実をはかります。また、職を求める女性や中高年者、障害者、若者などへの就労支援を行うとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、誰もが働きやすい環境づくりをすすめます。		
主な事業	就労支援セミナーの開催、労働相談の実施、仕事と生活の調和に関する啓発	
3	ホームレスの自立支援	
「就労による自立」、「福祉等の援護による自立」に向けて適切な支援を行います。		
主な事業	ホームレス自立支援施設における就労支援、社会福祉事務所における相談・援護の実施	

関連する個別計画

第2期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

施策 27

若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくれます

基本方針

都市の活力を将来にわたって維持していくために、創造性豊かで元気な若い世代が「学び、遊び、働く」ことができる魅力あふれるまちづくりをすすめます

めざす姿

若者が「学び、遊び、働く」場があり、いきいきと活動している

現状と課題

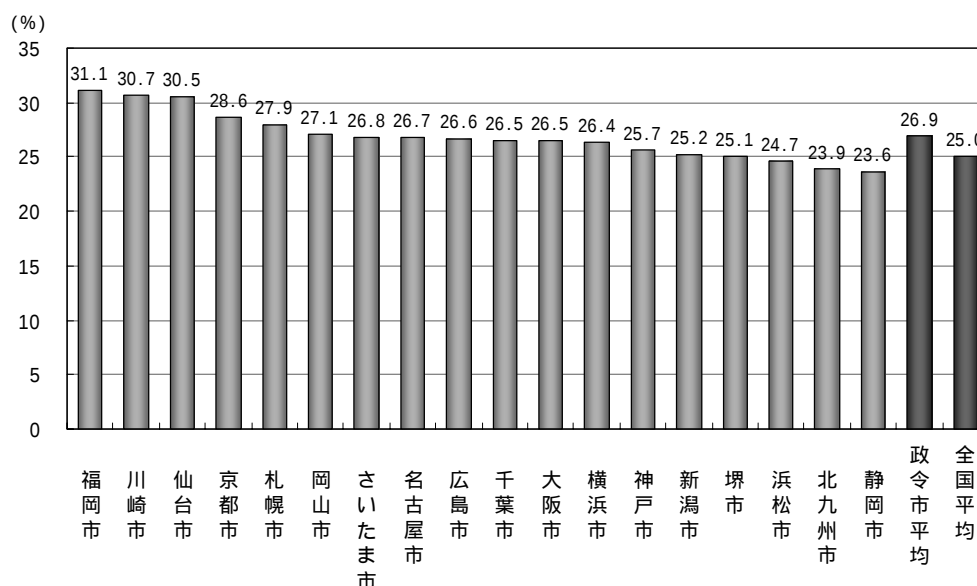
[現 状]

- ・ 15 歳から 34 歳までの年齢層の全人口に占める比率は 26.7%となっており、全国平均の 25.0%と比べると高い比率ですが、政令市の中では中間に位置しています。
- ・ 少子化の進行により、今後、労働力人口の減少や学生の獲得競争などの問題が発生することが見込まれます。
- ・ 都心でのショッピングやコンサート、スポーツ観戦など若者の余暇を取り巻く環境はある程度整っているものの、他の大都市と比較すると「遊び場」としてのイメージは低い状況にあります。
- ・ にっぽんど真ん中祭りや世界コスプレサミットをはじめとした参加型イベントやインターネット上のブログなどを通じ、若者はさまざまな形で自己を表現しています。

[課 題]

- ・ 学生に魅力あるまちとなるため、充実した教育・研究機会を大学などが提供するとともに、学生が愛着を持って地域で学び活躍できるまちづくりをすすめる必要があります。
- ・ 地域イベントやボランティア活動などさまざまな活動の企画・運営に若者が参画し、^{さんしん}斬新で柔軟な発想を市政やまちづくりに反映できる仕組みが必要です。
- ・ 働き、暮らし続けたいまちとして若者に選ばれるためには、多様な就労の場があることはもちろんのこと、若者のニーズを十分に満たした魅力ある仕事についての情報発信も必要です。

● 15 歳～34 歳の人口が全人口に占める比率



資料：総務省「国勢調査」(平成 17 年)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	若い世代が「訪れたい」「暮らしたい」と思う魅力的なまちだと感じる若者の割合	53.1% 70.0% (21 年 度)	65% 75%	80% 80%
2	大学・短期大学・専修学校の学生数	125,076 人 (21 年 度)	132,000 人	137,000 人
3	18～30 歳人口の社会増減数	8,047 人 (21 年)	8,700 人 (24 年)	10,000 人 (30 年)

施策の展開

1	大学と地域との連携によるまちづくり	
	市立大学における住民への身近な学びの場の提供や地元商店街とのまちづくり活動をはじめとして、大学と地域が交流・連携したまちづくりをすすめます。また、新たに大学の誘致を検討し、より多くの学生が集い、活躍するまちをめざします。	
	主な事業	市民公開講座の充実、学生タウン（仮称）の推進、大学誘致の検討
2	「若者の活力」による魅力あふれるまちづくり	
	若い世代の豊かな感性から生み出される発想力や行動力を地域の特色や歴史文化を生かしたまちづくりに活用し、地域活性化や文化振興をはかります。	
	主な事業	ナゴヤまちかどアンサンブル、学生の企画・運営によるプロジェクトの実施
3	次世代を担 ^{にな} う産業人材の確保	
	子どもや若者がものづくりの楽しさや科学の面白さを体験できる機会を増やすとともに、大学や産業界と連携し産業界のニーズにあった人材育成を行うことで、次の世代を担 ^{にな} う産業人材の育成・確保をはかります。	
	主な事業	少年少女発明クラブの運営、ものづくり人材技術・技能スキルアップ支援事業、尾張名古屋の職人展

施策
28

歴史・文化に根ざした魅力を大切に し、情報発信します

基本方針

特色ある歴史的・文化的な魅力を磨き上げ、名古屋アイデンティティを確立するとともに国内外へ広く発信します

めざす姿

名古屋独自の魅力や文化が大切にされるとともに、国内外に広く知られている

現状と課題

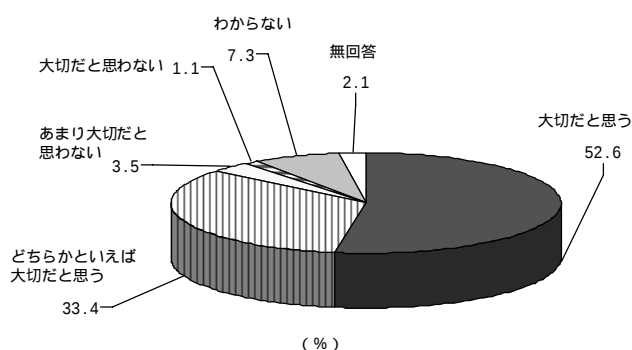
[現 状]

- ・工業社会から知識社会への移行にともない、都市の活性化において人々の創造力から生み出される知的財産の重要性が増しており、文化の価値が再認識されています。
- ・本市では、文化や芸術にふれることについて大切だと思う市民は8割を超えるものの、名古屋を文化的なまちだと思う市民は4割程度にとどまっています。
- ・本市の歴史や文化を理解し後世に伝える上で大変貴重である歴史的な建造物や文化的な財産は、その保存・活用が十分にはかれていない状況にあります。

[課 題]

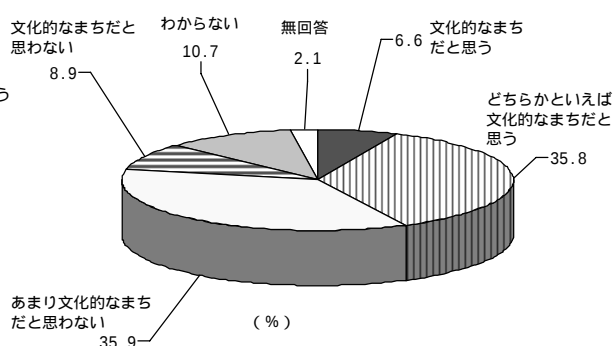
- ・都市間競争の時代に勝ち残るため、独自の魅力や文化を生かし、都市の創造力を高めることが重要です。
- ・まちの至るところで歴史や文化にふれあい、感性が刺激される場を創出していく必要があります。
- ・歴史・文化に根ざした魅力を磨きあげ、市民一人ひとりが名古屋独自の魅力に自信と誇りを持つとともに、これらの魅力を広く発信することが必要です。

●文化や芸術に触れることを大切だと思う市民の割合



資料：「市政アンケート」(平成20年度)

●名古屋を文化的なまちだと思う市民の割合



資料：「市政アンケート」(平成20年度)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	67.8% (21 年 度)	70%	75%
2	身近なところで文化や芸術にふれあえると感じる市民の割合	66.0% (21 年 度)	70%	75%
3	市の文化施設の利用率	81.5% (20 年 度)	83%	85%

施策の展開

1	名古屋アイデンティティの確立			
	名古屋城、名古屋ことば、名古屋めしなどの独特の文化や、長い歴史と伝統を持つ熱田神宮、産業の発展をもたらしたものづくりの歴史など、名古屋独自の魅力や文化を市民一人ひとりが誇りに思える名古屋アイデンティティとして確立するとともに、国内外へ広く発信します。			
主な事業	夢なごや 400、名古屋ことばの魅力発見、郷土学習の推進、名古屋まつりの開催、大 ^{だし} 山車まつりの開催、名古屋城検定の実施			
2	文化振興による創造力の向上			
	地域文化の一層の振興や文化による交流事業の推進により、市民文化と質の高い芸術文化の振興をはかり、市民の豊かな感性を育むとともに国内外への発信に取り組みます。また、未来を担う若手の育成など、将来を見据えた文化への投資を行い都市の創造力の向上をはかります。			
主な事業	名古屋フィルハーモニー交響楽団の活動促進、あいちトリエンナーレの開催、ショートストーリーなごや、文化小劇場整備の検討			
3	歴史的資産を活用したまちづくり			
	名古屋城や文化のみち、有松をはじめとした市内の歴史的建造物や町並み、文化財、人々の伝統的な営みを保存・活用することにより、名古屋の歴史・文化を身近に感じられるまちづくりをすすめます。			
主な事業	名古屋城本丸御殿の復元、歴史まちづくりの推進、名古屋城天守閣木造復元の課題調査、文化財保護事業、「歴史の里」の整備			

関連する個別計画

文化振興計画

特別史跡名古屋城跡全体整備計画

施策 29

国際交流・貢献、多文化共生を すすめます

基本方針

さまざまな分野での国際交流、国際貢献をすすめるとともに、外国人市民が日常生活で不安や困難を感じることなく安心して暮らせるまちを実現します

めざす姿

国内外の人との活発な交流・連携が行われるとともに、国籍の異なる市民が互いの価値観を認めあい、ともに安心して暮らしている

現状と課題

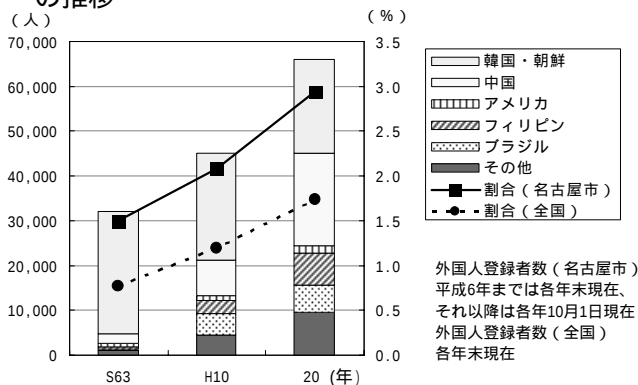
[現 状]

- ・人・物・情報・資本の国際的な交流が活発化する中、本市で暮らす外国人市民は増加しており、平成 21 年 11 月現在の外国人登録者数は約 6 万 7 千人、人口に占める割合は約 3%となっています。
- ・平成 20 年 10 月に、ユネスコのクリエイティブ・シティズ・ネットワーク のデザイン 分野で加盟が認定されました。
- ・都市計画や上下水道などさまざまな技術の蓄積を生かし、開発途上国からの研修生の受け入れや職員の海外派遣を通して技術指導などを行っています。

[課 題]

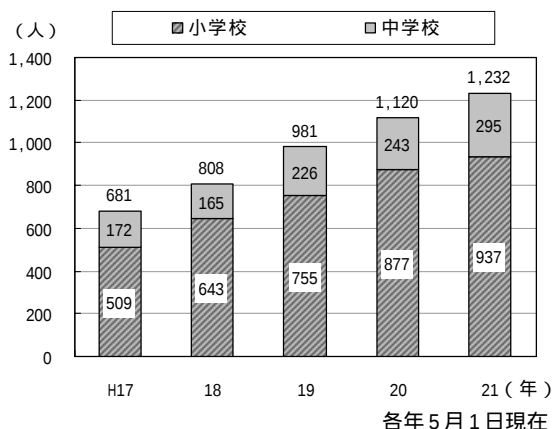
- ・日本人市民と外国人市民との交流を促進し、異なる文化や習慣を互いに理解しあい、外国人市民が地域の一員として安心して暮らせる社会にすることが必要となっています。
- ・国外からの来訪者をもてなす市民のホスピタリティ（おもてなしの心）の醸成をはかり、世界へ向けて名古屋の個性や魅力を積極的に発信していく必要があります。
- ・環境保全や基盤整備などの分野において、技術力やノウハウの提供を通じて技術移転や人材育成を推進することにより、国際社会へ貢献することが求められています。

●市内の外国人登録者数および総人口に占める割合の推移



資料：法務省「外国人登録者統計」
名古屋市分は市民経済局調べ

●日本語指導が必要な児童生徒数の推移



クリエイティブ・シティズ・ネットワーク

創造的・文化的な産業の育成、強化によって、都市の活性化をめざす都市間の国際的な連携・相互交流を支援するために、平成 16 年にユネスコにより創設

デザイン

単に形や色、装飾のことを考えるだけでなく、人間という視点から、科学技術や社会、産業の基盤の上で、モノやシステムの機能を考え、そしてこころよいフォルムや空間、環境を創造し、新しい秩序をつくりだしていく行為

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	クリエイティブ・デザインシティとしての事業件数	30 件 (21 年度)	60 件	120 件
2	地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	26.4% (21 年度)	30%	40%
3	外国人留学生数	2,941 人 (21 年度)	4,000 人	5,900 人

施策の展開

1	ネットワークを活用した国際交流の促進
姉妹友好都市との交流を推進し、市民の国際感覚の醸成をはかります。また、ユネスコのクリエイティブ・シティズ・ネットワークを生かし、デザイン都市名古屋を国内外へ発信するとともに、加盟都市間の連携による事業を推進し交流を促進します。	
主な事業	姉妹友好都市周年記念事業、クリエイティブ・デザインシティなごや推進事業
2	多文化共生の推進
外国人市民への情報提供サービスの充実や日本人市民と外国人市民の交流を促進し、外国人市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。また、日本語指導が必要な子どもに対する支援を充実させるほか、日本の子どもとの交流促進などにより互いの文化や考え方を尊重する気持ちを育成します。	
主な事業	外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業、日本語指導講師の派遣、母語学習協力員の派遣、初期日本語集中教室の設置
3	国際貢献の推進
外国人留学生の支援、JICA（国際協力機構）を通じた研修生の受け入れ、技術指導・助言を行う職員の海外派遣などにより、国際貢献を推進します。	
主な事業	留学生の支援、諸外国等からの研修生の受入

関連する個別計画

文化振興計画	なごやっ子教育推進計画
--------	-------------

施策 30

活気に満ちた都心や拠点 形成します

基本方針

都心の回遊性向上や商店街の活動支援などを通じて、活気とにぎわいに満ちた空間づくりをすすめます

めざす姿

都心や地域の拠点に活気がありにぎわっている

現状と課題

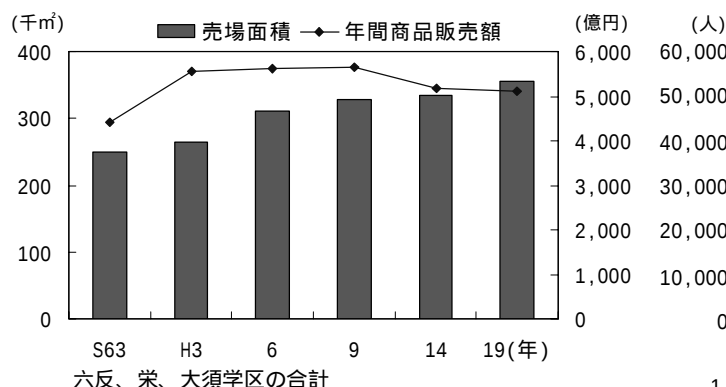
[現 状]

- ・名古屋駅や栄などの都心では、民間再開発等による活性化とともに、地域のまちづくり推進団体の組織化や、エリアマネジメント に向けた取り組みがすすめられています。
- ・中心市街地内の3学区で見ると、小売店の売場面積は増加していますが、年間商品販売額や主要道路における歩行者通行量は近年減少傾向にあり、また、中心市街地にふさわしい土地利用がされていない箇所も見受けられます。
- ・地域の中心となる交通結節点などにおいて、木造建築物が密集し、敷地が細分化されたままとなっている地区も残っています。
- ・地域のコミュニティが希薄化する昨今、商店街は単に買い物場というだけでなく、人々の暮らしを支える交流の場として、その役割はますます重要になっています。

[課 題]

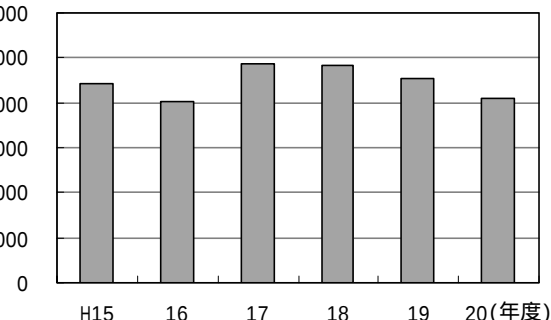
- ・都心の魅力を一層高め、回遊性を生み出していくためにも、民間再開発などによるにぎわいの創出や快適な歩行者空間づくりを、地域のまちづくり推進団体とも連携しながらすすめる必要があります。
- ・交通結節点などで都市機能の更新が求められている地区においては、敷地の共同化や高度利用をすすめることで、地域の活性化に取り組む必要があります。
- ・社会や経済の構造変化の中で地域の商店街を取り巻く状況は厳しくなっており、とりわけ商店街を支える担い手不足の解消が課題となっています。

- 中心市街地内 3 学区における小売店売場面積および年間商品販売額の推移



資料：経済産業省「商業統計調査」

- 中心市街地における歩行者通行量の推移



- 1 笹島～栄～若宮の6地点合計
- 2 調査時間は9:00～21:00（平日・休日平均）

資料：「中心市街地歩行者通行量調査」

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	都心に活気がありにぎわっていると感じる市民の割合	70.6% (21 年 度)	75%	80%
2	中心市街地における歩行者通行量 (笹島～栄～若宮の 6 地点合計)	41,104 人 (20 年 度)	47,000 人	49,000 人
3	商店街が行う地域のふれあい・交流事業がコミュニティづくりに役立つと評価する市民の割合	66.0% (20 年 度)	72%	75%

施策の展開

1	にぎわいのある都心づくり
民間再開発の促進等による商業・業務・文化機能のさらなる充実や、快適な歩行者空間の形成などによって回遊性の向上をはかるとともに、名古屋の誇る豊かな都市基盤を生かした、にぎわいに満ちた空間づくりをすすめます。	
主な事業	民間再開発の促進、名古屋駅地区の歩行者空間整備、栄角地の開発検討
2	交通結節点などを中心とした地域の活性化
公共交通機関の結節点となる地域等においては、駅前広場などの整備とともに住宅の供給、商業施設の立地などによる土地の高度利用をすすめ、さまざまな機能の集積による地域の活性化をはかります。	
主な事業	市街地再開発事業
3	商店街の活動支援
地域コミュニティの核として、伝統行事などの資源を活用したイベントや、子育て・高齢者支援、防犯、地域住民の交流促進などに、地域団体や学校、NPO などとともに取り組む商店街の活動を支援します。また、商店街を支える担い手育成の取り組みを支援するなど、地域商業地の活性化をはかります。	
主な事業	地域商業地の活性化・整備促進

関連する個別計画

中心市街地活性化基本計画	都心部将来構想
--------------	---------

市街地再開発事業

土地利用が細分化しているなど市街地の改造・更新が必要な地区において、従前の土地・建物の権利を権利変換または管理処分（用地買収）により保全する手法を用いて、建築物および建築敷地の整備と公共施設の整備を一体的に実施する事業

施策
31

魅力的な都市景観を形成します

基本方針

地域の個性や特色を育み、市民が愛着を持てる景観づくりをすすめます

めざす姿

美しいまちなみや魅力的な景観が保たれている

現状と課題

[現状]

- ・都市空間が市民の共有財産であるとの認識のもと、昭和 59 年に都市景観条例を制定し、都市景観の創造・保全に関する各種施策を実施してきました。
- ・平成 19 年 3 月に市内全域を景観法に基づく景観計画区域に指定し、特に良好な景観の形成をすすめる地区を都市景観形成地区として 6 地区指定しています。
- ・また、良好な景観の形成に重要な建物として景観重要建造物を 5 件、都市景観重要建築物等を 59 件指定しています。
- ・地域の景観を守り育てるために、住民自らがまちづくりのルールを定める都市景観協定の締結や、都市景観市民団体など、市民による景観づくりの取り組みが行われています。
- ・屋外広告業の登録制度や違反広告物の簡易除却などを通じて、広告物の不適正な設置・管理の防止につとめており、近年では、市民の意識や関心も高まり、地域住民やボランティアなどによる取り組みも広がりを見せつつあります。

[課題]

- ・都市の玄関口や顔となる地区では、都市の風格と魅力が感じられる都市景観の形成をはかるとともに、都市の歴史や文化を身近に感じることができる伝統的な町並みや歴史的な建造物を保存・活用することが必要です。
- ・市民・事業者・行政がともに良好な都市景観を守り、育て、創出していくための取り組みを一層すすめることが必要です。

● 久屋大通都市景観形成地区



● 文化のみち二葉館（景観重要建造物）



成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	名古屋の中で好きなまちの風景がある市民の割合	59.1% (21 年度)	70%	75%
2	違反広告物追放推進団体 による簡易除却の実施回数	172 回 (20 年度)	210 回	210 回
3	歴史的建造物の登録・認定件数(累計)	-	30 件	100 件

施策の展開

1	良好な景観形成の誘導
景観法に基づく届出等における指導・相談業務などを行うことで、良好な景観形成の誘導をはかります。	
主な事業	景観法に基づく届出制度の活用、景観アドバイザーによる事前相談
2	違反広告物対策の推進
屋外広告業者の指導等を通じた広告物の適正な設置や管理を促すとともに、市民や地域とも連携しながら違反広告物の簡易除却や是正指導に取り組みます。	
主な事業	違反広告物パトロール、違反広告物追放推進団体による簡易除却
3	景観保全に向けた啓発や取り組みの促進
地域における良好な景観形成をめざす取り組みを支援するとともに、市民の景観に対する意識の向上をはかります。また、市民や地域との連携のもと、価値ある歴史的建造物の保存・活用やそれらの集積を生かした歴史的景観の向上に取り組みます。	
主な事業	景観啓発事業、景観助成事業、歴史的建造物の保存・活用

関連する個別計画

都市景観基本計画	景観計画
----------	------

違反広告物追放推進団体

市民による違反広告物の自主的な除却活動を促進するため、一定要件のはり紙・はり札、立看板、広告旗などを除却する権限を委任された団体

施策 32

世界の主要都市として、拠点機能・交流機能を高めます

基本方針

多様な都市機能の集積・充実をはかることで、世界に誇れる都市をつくります

めざす姿

産業・文化・観光の主要な拠点として、世界規模での交流が活発に行われている

現状と課題

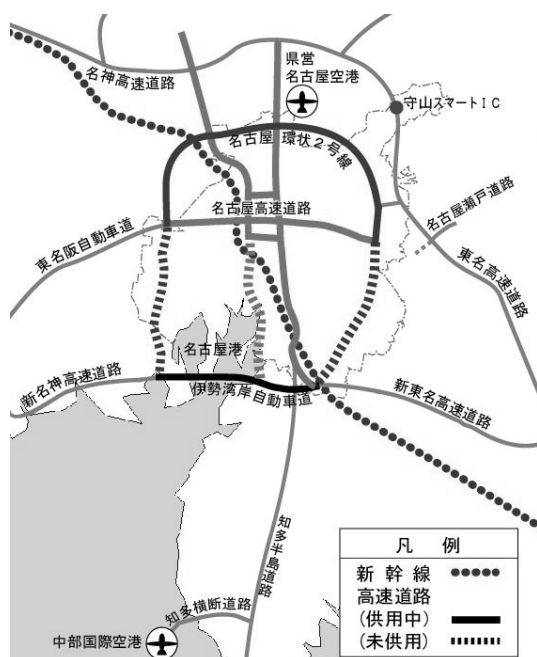
[現 状]

- ・本市の都心部周辺では、高度な業務・サービス機能の集積がすすむとともに、国内産業を支える名古屋港の総取扱貨物量は長年日本一を維持しています。
- ・市内には、広域的な集客でにぎわう多様な文化・観光拠点があり、周辺地域や産業界と連携した広域での観光客誘致の機運が高まっています。
- ・本市周辺では、新東名・名神高速道路などの広域交通基盤の整備がすすみつつあり、2027年にはリニア中央新幹線の名古屋 - 東京間の開通が予定されています。

[課 題]

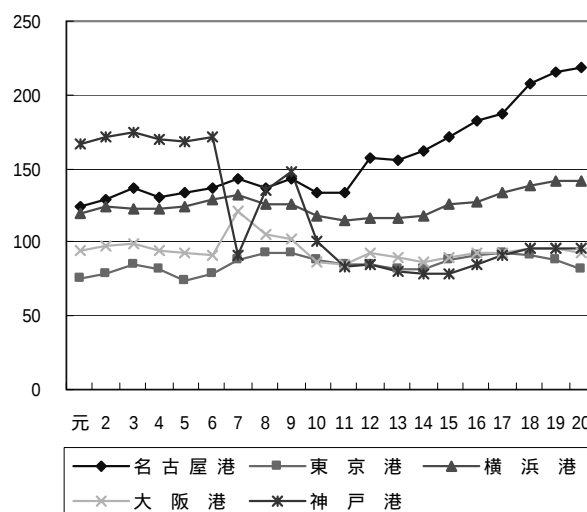
- ・世界の主要都市として今後も国内外から多くの人や企業を迎え入れるため、産業・文化をはじめ、多様な都市機能の充実が求められています。
- ・世界と中部を結ぶ玄関となる名古屋港や中部国際空港は、地域の国際競争力向上に向け、機能強化や需要拡大に取り組まなければなりません。
- ・都市間の連携・交流や円滑な物流を支えるため、高速道路ネットワークの早期完成や利便性の向上をすすめる必要があります。

●名古屋周辺の広域交通ネットワーク



●五大港の取扱貨物量の推移

(百万トン)



資料：名古屋港管理組合「名古屋港統計年報」

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	年間総延べ宿泊客数	624 万人 (20 年度)	660 万人	720 万人
2	中部国際空港の国際線旅客便就航都市数	28 都市 (20 年度)	30 都市	33 都市
3	名古屋港の取扱貨物量	218 百万トン (20 年)	220 百万トン (24 年)	234 百万トン (30 年)

施策の展開

1	主要都市にふさわしい都市機能の集積
都市圏の成長を支える産業などのさらなる集積に加え、ビジネス、国際交流等の舞台となる都市機能の充実をはかることで、世界の主要都市としての求心力を高めます。また、地域主権型社会にふさわしい大都市圏の中核都市として、近隣市町村との連携強化をすすめます。	
主な事業	ささしまライブ 24 の整備、大規模メッセ施設整備の検討
2	文化・観光拠点の魅力向上
市民に愛され、広域から訪れた人々を魅了する文化・観光拠点として、名古屋城、熱田神宮、博物館・美術館・科学館、東山動植物園、名古屋港等の魅力向上や情報発信に取り組みます。	
主な事業	科学館理工館・天文館の改築、東山動植物園の再生、ガーデンふ頭および金城ふ頭の開発検討
3	国際・広域交通ネットワークの早期形成・強化
伊勢湾として国際産業ハブ港をめざし、名古屋港のコンテナターミナル整備などをすすめるとともに、中部国際空港の航空路線網の充実をはかるなど、港湾、空港機能の強化を推進します。また、名古屋港や中部国際空港へのアクセスを向上させ、名古屋圏の発展を支える高速道路ネットワークの早期形成および利便増進をはかります。	
主な事業	名古屋港の整備推進、中部国際空港 2 本目滑走路の建設促進、リニア中央新幹線の建設促進、名古屋高速道路の整備・利便増進、名古屋環状 2 号線の整備促進、守山スマートインターチェンジの整備

関連する個別計画

都市計画マスタープラン

東山動植物園再生プラン新基本計画

施策 33

次世代産業を育成・支援します

基本方針

本市を中心とする圏域で培われたものづくり技術や研究機関の集積を生かし、先端技術の研究開発機能など産業基盤の強化をはかります

めざす姿

次の時代を担う産業が育ち発展している

現状と課題

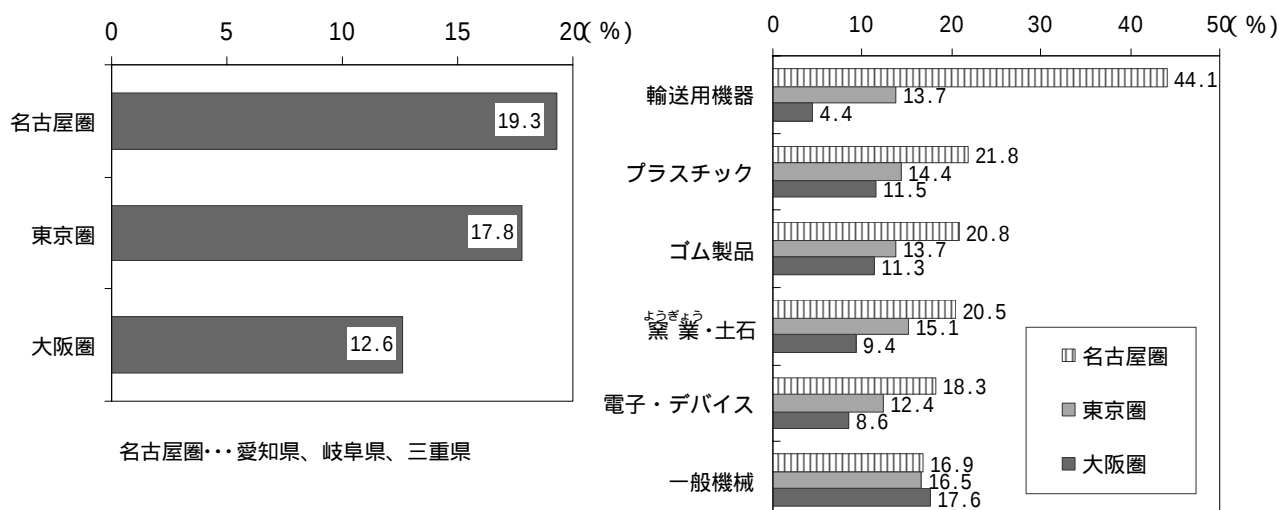
[現 状]

- 本市を中心とする圏域は、自動車や工作機械、セラミックスなどのものづくり産業の世界的な集積地であり、本市は圏域の中核都市として、ビジネス拠点機能・国際交流機能といった重要な役割を果たしています。
- これまで地域経済をけん引してきた輸出型産業も、経済のグローバル化や新興工業国の台頭により、競争が激しさを増しています。

[課 題]

- 圏域における経済の持続的な発展のためには、自動車や工作機械といった基幹産業に加え、今後の成長が期待される新たな産業の創出を支援し、多様な産業群を育成することにより地域経済の活性化や雇用機会の創出をはかる必要があります。
- 産業振興を行うにあたっては、民間の創意工夫を反映した、より効果的な施策展開を行うことが求められています。
- 国内外の活力ある企業の誘致により、地域経済の一層の活性化をはかる必要があります。

● 3大都市圏の製造品出荷額等の対全国シェア



資料：経済産業省「工業統計調査」(平成19年)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	法人設立等件数	4,263 件 (20 年度)	4,500 件	5,100 件
2	付加価値額	12,879 億円 (20 年度)	13,700 億円	15,400 億円
3	新事業進出等に取り組む企業の割合	28.8% (21 年度)	31%	35%

施策の展開

1	成長分野産業の振興
国、県、企業、大学などと連携し、民間の知恵を活用しながら、航空宇宙、ロボット、部素材、環境、医療・福祉・健康等、今後の成長が期待される分野などにおいて産業の振興をはかります。また、次世代産業の基盤技術であるナノテクノロジーをはじめとした先端技術の研究開発や既存技術の高度化を推進します。	
主な事業	なごやサイエンスパークにおける研究開発の推進、工業研究所における新技術の開発研究、先端的バイオ産業の創出
2	企業誘致・創業支援
将来の産業力強化につながる研究開発施設の立地を重点的に支援するとともに、ものづくり産業とそれを支える商業・サービス産業の厚い集積や市民税減税をはじめとする本市の特色を積極的に PR し、国内外企業の誘致を市役所を挙げて推進します。また、相談体制の充実やインキュベート施設 の運営などにより、起業家による創業を支援します。	
主な事業	職員御用聞き営業大作戦、産業立地促進助成、シティセールス事業
3	中小企業の新事業進出等支援
今後の成長が見込まれる分野へ新たに進出しようとする中小企業等を、研究開発から事業化までの各段階に応じて総合的に支援します。	
主な事業	新事業支援センターによる相談、産学連携による研究会等の開催

関連する個別計画

産業活性化プラン

部素材産業

炭素繊維やファインセラミックスなど、従来の工業材料に比べ、高機能な材料の開発および製品や部品加工技術を研究する分野

インキュベート施設

新たに設立された競争力の弱い企業や事業者、国や地方自治体などが技術、人材、資金の各方面から支援するため、そうした事業者を優先的に入居させる施設

施策 34

地域の産業を育成・支援します

基本方針

企業の経営基盤の強化および競争力の向上をはかるため、人材育成・技術開発・経営革新等の取り組みを支援します

めざす姿

地域の産業が育ち発展している

現状と課題

[現 状]

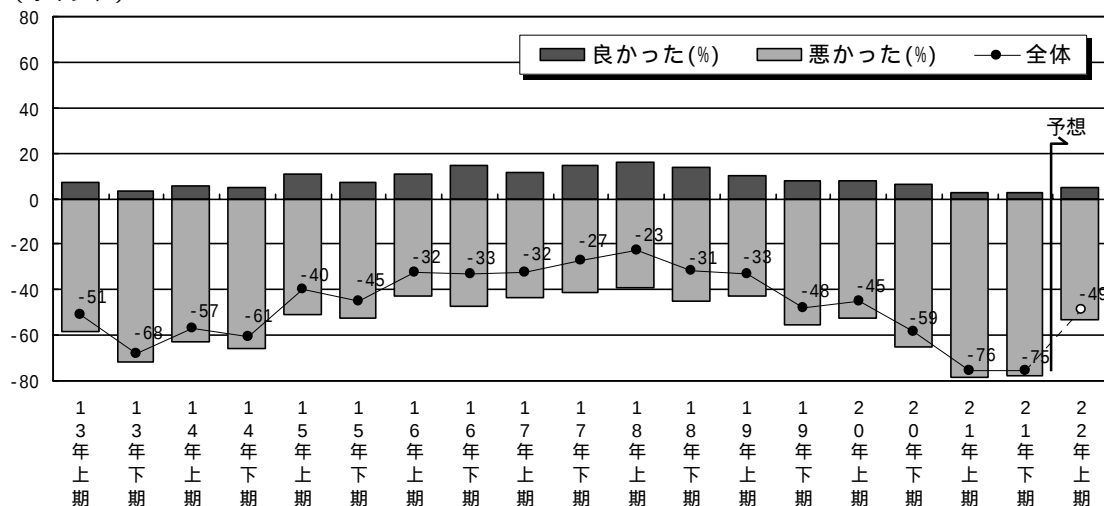
- ・市内事業所の99%を占める中小企業は、雇用や地域経済を支えているほか、地域コミュニティへの参画など地域社会に大きく貢献しています。
- ・中小企業を取り巻く経済状況は、市場の成熟化や環境問題などへの対応が求められ、また少子化等の要因によって技術継承や人材確保が困難になるなど、厳しさを増しています。
- ・昨今の景気後退の影響を受け、中小企業の経営環境は一層厳しいものとなっています。

[課 題]

- ・社会経済環境の変化に対応しようとする意欲的な中小企業に対し、経営・技術面などでの総合的な支援を行う必要があります。
- ・厳しい経営環境に直面している中小企業に対し、金融面での支援など経営基盤の安定・強化を行う必要があります。

● 総合景況 DI の推移

(ポイント)



DI(ディフュージョン・インデックス)

業況判断指数(社数構成比)のこと。計算式は以下の通り。

各 DI=「良い、増加、上昇、改善」と回答した企業の割合 - 「悪い、減少、下降、悪化」と回答した企業の割合。

資料:「名古屋市景況調査」

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	法人事業所数	96,648 (21 年 度)	97,900	100,700
2	設備投資の実施率	10.5% (21 年 度)	11.1%	12.3%
3	産業見本市、展示会来場者数	221 万人 (20 年 度)	235 万人	264 万人

施策の展開

1	競争力強化の支援
中小企業における設備投資、人材の確保、技術・技能向上を支援するほか、産業見本市の誘致・開催などによる幅広い新製品発表機会の確保とともに、中小企業の見本市等への参加促進や国等との連携による国内外での販路開拓を支援し、競争力の強化をはかります。	
主な事業	産業見本市の開催、産業振興施設の運営、企業アピール大会の開催、工業研究所による技術指導・試験分析
2	創造力活用の支援
中小企業におけるデザインや知的財産権の活用など、創造力を生かした取り組みを支援するとともに、伝統産業の活性化やファッション産業をはじめとするクリエイティブ産業の振興をはかります。	
主な事業	技術・技能研修等の実施、知的財産権の活用支援、伝統産業・ファッション産業の振興、デザイン活用支援
3	経営基盤安定化の支援
中小企業・組合等のニーズを把握し、社会経済環境の変化に対応した経営・技術相談、情報提供、融資の支援を行うなど、経営基盤の安定・強化をはかります。また、市の調達において、公正性、競争性、透明性をふまえ、地元企業の受注機会を確保します。	
主な事業	中小企業等に対する経営相談、中小企業金融対策、工業研究所による技術相談、分離・分割発注をはじめとする地元企業への優遇措置

関連する個別計画

産業活性化プラン

施策
35

観光・コンベンションの振興により 交流を促します

基本方針

名古屋の特色や魅力を生かした積極的な情報発信につとめ、観光・コンベンションを通じた多様な交流を促進します

めざす姿

来訪者への案内やおもてなしが行き届き、国内外から多くの人々が訪れにぎわっている

現状と課題

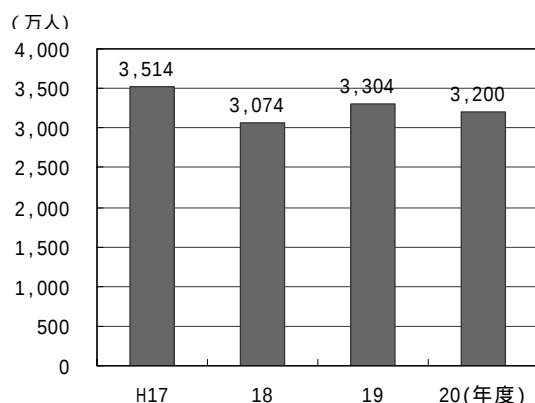
[現 状]

- ・本市を訪れる観光客数はここ数年増加傾向にありますが、平成 17 年の愛・地球博開催時と比較すると減少しています。
- ・名古屋は、三英傑をはじめとした武将ゆかりの歴史文化やものづくり文化など、独自の魅力を豊富に有しています。
- ・市内で開催される国際コンベンションの件数は年々伸びていますが、平成 20 年の都市別開催件数では第 5 位にとどまっています。

[課 題]

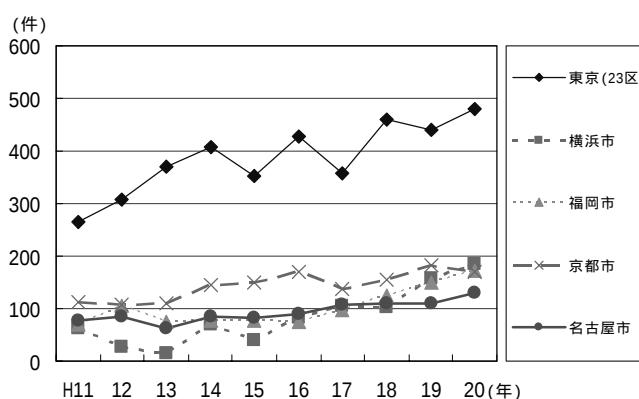
- ・名古屋が有する魅力を最大限に生かした観光プロモーションの推進やイベントの誘致など、官民が一体となって集客力の向上をはかる必要があります。
- ・中部の魅力的な観光地と連携した広域観光の推進をはかり、名古屋を基点として周遊性を高めていくことが重要です。
- ・積極的にコンベンション等の誘致を推進し、多様な交流を促進するとともに、ホスピタリティ（おもてなしの心）の醸成をはかる必要があります。

●観光客数の推移



資料：「名古屋市観光客・宿泊客動向調査」

●都市別国際会議の開催件数の推移（上位 5 都市）



資料：日本政府観光局（JNTO）「国際会議統計」（平成 20 年）

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	市内観光地点における年間観光客数	3,200 万人 (20 年度)	3,400 万人	3,700 万人
2	国際会議の年間開催件数	130 件 (20 年)	140 件 (24 年)	150 件 (30 年)
3	観光客の満足度	67.1% (21 年度)	70%	75%

施策の展開

1	特色や魅力を生かした集客力の向上
武将ゆかりの歴史文化や名古屋めしをはじめとした名古屋の特色や魅力を生かし、積極的な情報発信につとめます。また、イベントの開催を通じてまちの魅力を向上させ、名古屋の注目度を高めます。周辺の観光地との連携による広域的な観光プロモーションや海外向け PR を展開するとともに、旅行会社など民間事業者とも連携し多くの観光客が訪れる活気あふれる都市をめざします。さらに、ものづくり技術の継承や人材育成、新たな都市魅力の向上につながる交流拠点を創出し、産業観光を推進します。	
主な事業	名古屋の特色を生かした観光魅力の向上、武将を生かした観光プロモーションの推進、広域観光の推進、モノづくり文化交流拠点構想の推進、国際スポーツイベントの誘致、名古屋開府 400 年祭の開催
2	コンベンションの振興による多様な交流の促進
ものづくり産業の集積をはじめとする当地域の特色を生かして、全国的・国際的な大会・会議などのコンベンションの誘致を推進することにより、国内外の交流を促進し、経済の活性化をはじめ都市の知名度、イメージの向上をはかります。	
主な事業	大規模コンベンションの誘致・開催支援、MICE の推進
3	来訪者へのおもてなしの充実
国内外からの来訪者が楽しく快適に過ごせるよう、地域やボランティアと連携し名古屋独自の魅力を生かした観光案内を行うなど、受け入れ体制の充実をはかります。また、観光・コンベンションによる多様な交流を支える市民一人ひとりのホスピタリティの醸成をはかります。	
主な事業	名古屋おもてなし武将隊、なごや観光ルートバスの運行、観光ガイドボランティアの育成・活動機会の創出

関連する個別計画

観光アクションプラン

MICE

広義の国際会議のことで、企業会議（Meeting）、研修旅行（Incentive）、国際会議（Convention）、見本市・イベント（Event/Exhibition）をいう

施策 36

バリアフリーのまちづくりを すすめます

基本方針

施設、道路、公共交通機関などとともに、意識についてもバリアフリーの取り組みをすすめます

めざす姿

高齢者や障害者など、誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる

現状と課題

[現 状]

- ・誰もが安全で快適に施設や公共交通機関を利用できるよう、福祉都市環境整備指針に基づき、バリアフリー化を推進しています。
- ・現在、名古屋駅、栄・久屋大通駅、大曽根駅周辺を重点整備地区に指定し、総合的・一体的なバリアフリー化をすすめています。
- ・平成 20 年度末までに、地下鉄駅については 83 駅中 77 駅、乗降客の多い民間鉄道事業者の駅については 35 駅中 31 駅で、地上までの車いすルートが確保されています。

[課 題]

- ・高齢者や障害者、子どもを連れた人など、幅広い視点から利用しやすい施設や道路、公共交通機関の整備をすすめることが必要です。
- ・ノーマライゼーション の理念を実現するためには、ハード面の整備だけではなく、ソフト面として市民一人ひとりの意識のバリアフリーをすすめることが必要です。

●市営交通におけるバリアフリー化の状況

年度	H17	18	19	20
ノンステップバス導入率(%)	29	43	56	70
地下鉄駅のエレベーター等による車いすルートの確保率(%)	81	87	89	93
地下鉄駅における車いす利用者対応トイレの整備率(%)	84	88	92	96

●可動式ホーム柵の設置例(あおなみ線稲永駅ホーム)



ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそ当たり前(ノーマル)の社会であり、そのような社会づくりをめざすという考え方

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	32.3% (21 年 度)	40%	50%
2	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	32.5% (21 年 度)	40%	50%
3	建築計画における人にやさしい街づくり整備基準の適合率	73.4% (20 年 度)	76%	80%

施策の展開

1	施設や道路のバリアフリー化の推進	
	福祉都市環境整備指針を改訂するとともに普及につとめ、施設や道路のバリアフリー化を促進します。また、重点整備地区においてすべての人が安全で快適に移動できるよう、整備をすすめます。	
	主な事業	福祉都市環境整備指針の改訂、重点整備地区のバリアフリー化の促進
2	公共交通機関のバリアフリー化の推進	
	鉄道駅のバリアフリー化をすすめるほか、すべての人が利用しやすい市バスや地下鉄車両の導入や、地下鉄駅の安全性・利便性の一層の向上に取り組みます。	
	主な事業	地下鉄駅の車いすルートの確保、地下鉄桜通線の可動式ホーム ^{きく} 柵設置、バリアフリーに対応した地下鉄車両への更新、ノンステップバスの導入、民間鉄道事業者への啓発
3	意識のバリアフリーの推進	
	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時に、周囲の人の理解や手助けが得られるよう広報啓発を実施し、意識のバリアフリーの推進につとめます。	
	主な事業	障害者理解のための広報啓発、各種講演会の開催

施策 37

地球環境を保全する取り組みを行います

基本方針

持続可能な社会の形成に向けて、低炭素社会の実現、生物多様性の保全など、地球環境の保全に取り組みます

めざす姿

環境や自然を守り、創出する積極的な取り組みが行われている

現状と課題

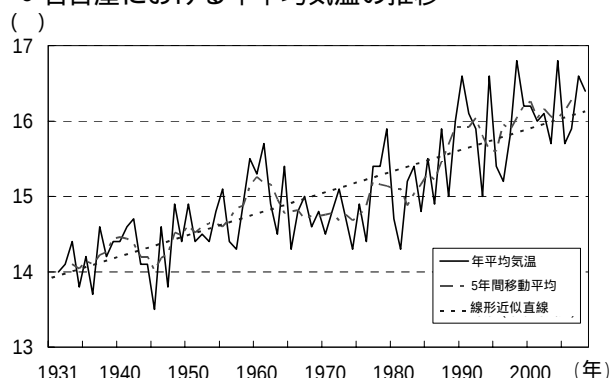
[現状]

- ・本市の 2006 年の温室効果ガス排出量は、基準年（1990 年）と比べると 1.9% 減少していますが、2010 年までに温室効果ガス排出量を基準年から 10% 削減する目標の達成にはまだ相当な努力が必要です。
- ・私たちの日常生活は、生態系からの恩恵で成り立つとともに、世界の生物資源に多くを依存しており、それが世界中の生物多様性の損失を引き起こす一因となっています。
- ・平成 21 年 12 月末現在、世界 193 の国と地域が締結している生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が、平成 22 年 10 月に本市で開催されます。

[課題]

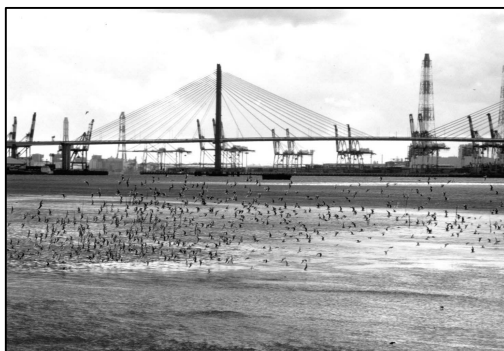
- ・石油などの化石燃料の消費と温室効果ガス 排出量を大幅に削減した低炭素社会を実現させる取り組みをすすめていく必要があります。
- ・私たちの日常生活がどの程度生き物の恵みに支えられているかを理解し、生物資源を持続可能な形で利用するとともに、旬菜旬食・地産地消 など生物多様性の保全につながる暮らしや活動に取り組むことが求められています。
- ・COP10 の開催を契機に、地域における生物多様性の保全への取り組みやその成果を世界に向けて発信するとともに、「環境首都なごや」をアピールすることが必要です。

●名古屋における年平均気温の推移



資料：名古屋地方気象台資料より作成

●貴重な都市部の干潟



(藤前干潟)

生物多様性

すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む

温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の 6 種類

地産地消

地元で生産された農産物を地元で消費すること

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	5.3% (21 年度)	10%	15%
2	温室効果ガス排出量	1,706 万トン-CO ₂ (18 年)	1,536 万トン-CO ₂ (参考値)	1,310 万トン-CO ₂ (32 年)
3	市の施設における太陽光発電の導入量 (累計)	637kW (20 年度)	1,600kW	10,000kW (32 年度)
4	エコ事業所の認定数(累計)	1,052 件 (20 年度)	1,500 件	2,500 件

24 年目標値は、現状値と 32 年目標値から比例配分して算出したもの

施策の展開

1	低炭素社会の実現
都市が果たすべき役割としての低炭素都市への転換をめざし、事業者の自主的な地球温暖化対策やエコライフの実践を促す市民運動などを推進するとともに、太陽光などの自然エネルギーや電気自動車の活用を促進します。	
主な事業	220 万市民の「もういちど！」大作戦の展開、企業との CO ₂ 削減スクラム大作戦の展開、EXPO エコマネー事業の推進、太陽熱利用・太陽光発電設備設置費補助
2	生物多様性保全に向けた取り組み
地球上の多様ないのちのつながりへの理解と認識を深め、身近な自然の保全・再生に向けた活動を支援するとともに、生物多様性に関する基礎情報の一元的管理や市民交流などを促進する情報交流ネットワークづくりをすすめます。	
主な事業	生物多様性ムーブメントの形成、藤前干潟保全活用事業の推進
3	COP10 の成功
COP10 の開催を支援し、都市の生物多様性に対する役割を世界の都市と共有するとともに、自然と共生する社会のあり方を世界に向けて発信します。	
主な事業	COP10 の開催支援、生物多様性国際自治体会議の開催

関連する個別計画

第 2 次環境基本計画	低炭素都市 2050 なごや戦略
第 2 次地球温暖化防止行動計画	生物多様性 2050 なごや戦略

施策 38

冷暖房のみにたよらないまちをめざします

基本方針

自然の力を積極的に活用し、冷暖房のみに頼ることなく、快適に過ごすことができるまちを実現します

めざす姿

風土に根ざした、自然と共生する豊かな都市で快適に過ごすことができる

現状と課題

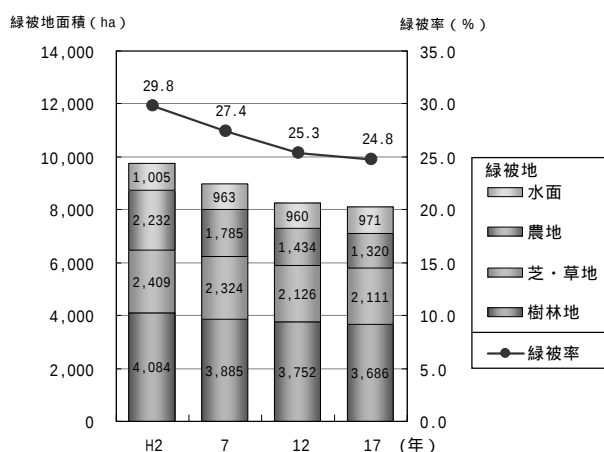
[現 状]

- 平成2年から17年までの15年間で、中村区の面積に相当する1,643haの樹林地やため池などの緑被地が減少するなど、都市化の進展とともに身近な自然や水循環機能が失われています。
- その結果、ヒートアイランド現象の激化や流域における保水機能の低下、河川水質の悪化、人と自然の関わりの喪失といった大きな変化が起きています。
- 平成20年10月に全国に先駆けて緑化地域制度を導入し、緑の確保につとめています。

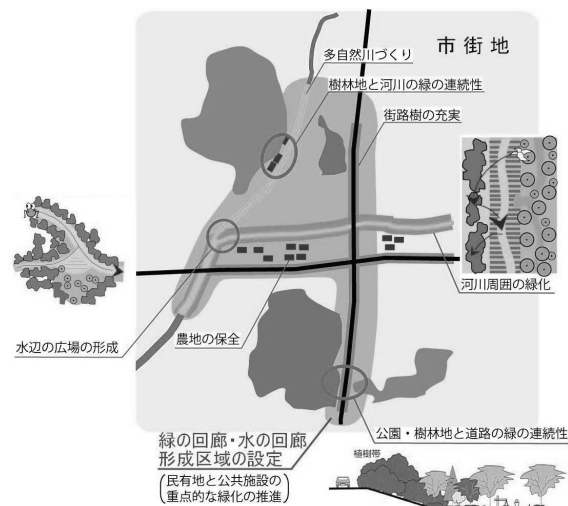
[課 題]

- 人と生き物が快適に暮らせる緑豊かな都市環境を取り戻すとともに、都市全体の水循環機能を回復させ、自然が本来持つ水や気温を調節する機能をまちづくりに生かしていく必要があります。
- 化石燃料の枯渇などの懸念が増す中で、エネルギーをより効率的に無駄なく使うまちづくりが求められています。

● 緑被地の推移



● 緑の回廊・水の回廊の形成（イメージ）



緑被地

10㎡以上の樹林地、芝・草地、農地、水面

ヒートアイランド現象

都市域の地上気温が周辺部より高くなる現象

緑化地域制度

一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務づける制度

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	市内に木陰や水辺などの自然による涼しさを体感できる場所があると思う市民の割合	64.4% (21 年 度)	70%	75%
2	緑化地域制度によって確保された緑の面積 (累計) (参考) 緑被率	25ha (20 年 度) 24.8% (17 年 度)	165ha 26% (27 年 度)	375ha 27% (32 年 度)

施策の展開

1	緑の回廊・水の回廊の形成
都市の中を生き物が移動し、風や水が循環できる自然豊かな環境を取り戻すため、「緑の回廊」や「水の回廊」の形成 に向けた取り組みをすすめます。	
主な事業	地域制緑地制度・緑化地域制度の活用、緑陰街路の形成、小川の再生、風の道 の検討
2	水循環機能の回復
市民とともに雨水の貯留・浸透や緑化などのさまざまな取り組みをすすめることで、都市化によって失われた自然が本来持っている気温調節・保水機能の回復をはかります。	
主な事業	雨水貯留浸透施設の整備・普及促進、緑地の保全、ため池・湧水地 ^{ゆうすい} の保全
3	エネルギー負荷の低減
地域冷暖房の整備促進や、建築物の環境性能評価、屋上・壁面緑化等により、エネルギー負荷の低いまちづくりをすすめます。	
主な事業	建築物環境計画書の届出制度の活用、ドライミスト・バイオラングの設置、校庭・園庭の芝生化

関連する個別計画

水の環境 2050 なごや戦略	みどりの基本計画
低炭素都市 2050 なごや戦略	なごや川プラン 21
生物多様性 2050 なごや戦略	

緑の回廊・水の回廊の形成

拠点となるまとまった緑（公園・樹林地・農地）を緑の回廊（街路樹・敷地緑化）と水の回廊（河川・水路・運河）でつなぐこと

緑陰街路の形成

街路樹本来の樹形を回復させることにより、風格を持った街路樹の育成を行うこと

風の道

海、河川や緑地などからの冷涼な風の通り道

施策 39

快適な生活・居住環境を守ります

基本方針

空気や水など身近な環境を保全することにより、公害のない快適な生活・居住環境の実現をはかります

めざす姿

空気や水がきれいで、騒音や悪臭などがない快適な生活・居住環境に囲まれている

現状と課題

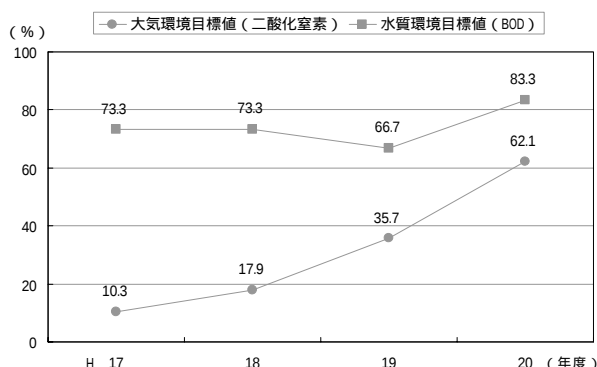
[現 状]

- ・環境目標値 を条例で定めており、平成 20 年度で大気（二酸化窒素）では調査地点 29 か所中 18 か所で、水質（BOD）では調査地点 30 か所中 25 か所で目標値を満たしています。
- ・本市に寄せられた公害に関する苦情件数は近年わずかに減少傾向にあります。平成 20 年度で 2,081 件であり、騒音・大気汚染・悪臭で全体の約 86%を占めています。
- ・市内 24 地区を美化推進重点区域に、4 地区を路上禁煙地区にそれぞれ指定し、生活しやすい居住環境の確保に取り組んでいます。

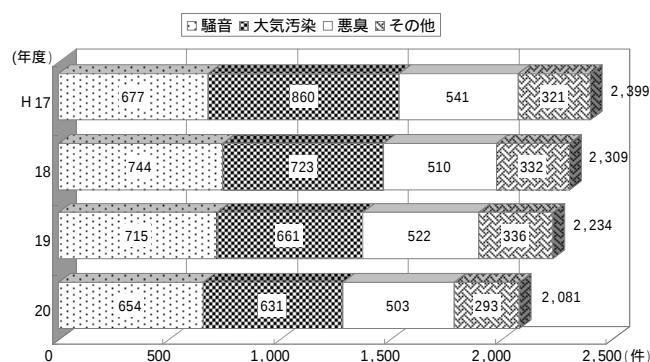
[課 題]

- ・すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みをすすめていくことが必要です。
- ・大都市にいても水・緑・風を活用しながら、豊かな自然を体感できるまちづくりをすすめることが必要です。
- ・公害は解決に時間を要するため、継続的に発生抑制の取り組みにつとめるとともに、ポイ捨てや路上喫煙などの生活環境問題についても効果的な啓発やモラル・マナーの向上に取り組むことが必要です。

● 大気および水質の環境目標値の達成率の推移



● 公害に関する苦情件数の推移



環境目標値

条例において市独自に設定した目標で、大気の汚染、水質の汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、および快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	大気環境目標値の達成率(二酸化窒素)	62.1% (20 年 度)	75%	100%
2	水質環境目標値の達成率(BOD)	83.3% (20 年 度)	100%	100%

施策の展開

1	大気環境の向上
環境目標値を達成するために、工場などに対して適正な規制・指導を行い、自動車環境対策を推進します。	
主な事業	ディーゼル貨物自動車の買い替え補助、環境保全設備資金融資、大気汚染常時監視
2	水環境の向上
環境目標値を達成するために、工場などに対して適正な規制・指導を行います。また、河川・海域の水質浄化のために下水の高度処理 や合流式下水道 の改善などを推進します。さらに、水質汚濁の状況を常時監視するとともに、市民による親しみやすい指標 についての水質調査の実施を推進します。	
主な事業	下水の高度処理の推進、雨水滞水池 の整備、水質環境目標値市民モニタリング
3	快適な生活環境の確保
快適な生活環境を確保するために、騒音・悪臭・土壌汚染などについて適正な規制・指導を推進します。また、美化推進重点区域内におけるポイ捨て物の回収活動支援やポイ捨て防止の啓発活動の推進、路上禁煙地区内における路上禁煙等指導員による巡回などを実施していきます。	
主な事業	騒音・悪臭などの公害対策の推進、アスベスト等の有害物質に対する規制・指導、町の美化推進事業の推進、路上禁煙対策の推進

関連する個別計画

第2次環境基本計画

下水の高度処理

通常の下水处理で得られる水質以上に窒素やリンなどを除去することができる高水準な処理方法

合流式下水道

汚水および雨水を同一の管きょで排除し処理する方式

親しみやすい指標

条例において市独自に設定した目標で、透明度や水のにおい、水の色、水量、ごみの有無、生物指標など自然環境に関する市民にとって感覚的にわかりやすい指標

雨水滞水池

合流式下水道の改善のために降りはじめた雨水を貯留する施設

施策 40

身近な自然や農にふれあう環境をつくれます

基本方針

自然が身近に感じられるまちづくりをめざし、緑の拠点の整備、人々が集う水辺の形成、農地の保全などを推進します

めざす姿

身近に花、水、緑、生き物、農にふれあうことができる

現状と課題

[現状]

- ・市民にとって身近な自然のふれあいの場となる公園が、極めて少ない地域や公園の配置に偏りがある地域があります。
- ・長期未整備公園緑地 は買収が必要な民有地が多くあり、事業期間が長期化しています。
- ・COP10 を契機として、自然とのふれあいや自然環境の保全に対する関心が高まっています。
- ・河川が整備され水に親しむ機会が増加することで、水質浄化への関心が高まっています。
- ・都市化の進展や農家の後継者不足によって、農地は年々減少しています。

[課題]

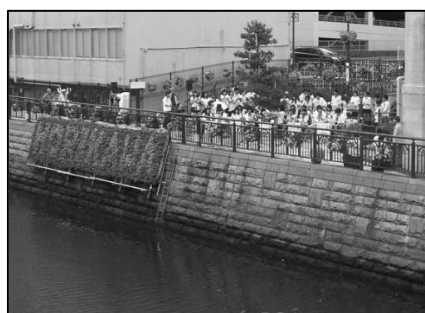
- ・身近な公園や都市の緑の骨格となる公園・緑地の計画的な事業推進が求められていると同時に、市民が積極的に緑に関わる場として公園緑地を活用していくことが望まれています。
- ・市民がより水に親しむことのできる環境を創出するため、河川や運河の沿岸用地の活用や、ヘドロの除去をはじめとした水質の浄化など水環境の改善が必要となっています。
- ・農業を生産の場としてだけでなく、人々の暮らしの基盤としての役割を果たす「農」として広くとらえ、農にふれあう環境づくりをすすめる必要があります。

- 市民・企業・行政のパートナーシップによる森づくり



「なごやの森」づくり（戸田川緑地）

- 水に親しむ環境づくり



堀川フラワー
フェスティバル
（納屋橋付近）

- 農にふれあう環境づくり



市民水田
（港区）

長期未整備公園緑地

都市計画決定後、長期間経過しており区域内に買収が必要な民有地が存在している都市計画公園緑地

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	39.7% (21 年 度)	42%	50%
2	主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	11,500 人 (20 年 度)	16,000 人	25,000 人
3	市民農園 の利用区画数	3,253 区画 (20 年 度)	3,750 区画	4,500 区画

施策の展開

1	都市の緑の充実
身近な公園が少ない地域や配置に偏りのある地域を解消するとともに、長期未整備公園緑地の事業進捗をはかります。また、公園緑地において緑のまちづくりに携わる個人・団体を積極的に支援するなど、市民との協働により自然環境の保全をすすめます。	
主な事業	都市公園の整備、「なごやの森」づくり、緑のまちづくり活動団体の育成支援
2	人がにぎわい、水に親しむ環境づくり
周辺環境との調和をはかりながら、河川や運河の沿岸用地を活用することにより、人がにぎわい、水に親しむことができる環境づくりをすすめるとともに、堀川 1000 人調査隊など市民と協働した水質浄化をすすめ、良好な水環境の形成につとめます。	
主な事業	うるおいと活気のある堀川再生、中川運河の整備（堀止地区）、ため池の池干し
3	農のある暮らしづくり
市民農園の設置を推進するなど、より多くの市民が農作業を通じて農にふれる機会を提供するとともに、地産地消を積極的に推進し、農のある暮らしづくりをすすめます。	
主な事業	市民農園・市民水田の設置、朝市・青空市の推進、ブランド農産物の育成

関連する個別計画

中川運河整備基本計画	長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム
みどりの基本計画	
堀川マイタウン・マイリバー整備計画	農業振興基本方針なごやアグリライフプラン

市民農園

市、農協、農家などが開設する多様な貸し農園

施策 4 1

ごみ減量・リサイクルをすすめます

基本方針

発生抑制や分別徹底などを通して、ごみの減量やリサイクルの取り組みをすすめます

めざす姿

ごみ・資源の分別ルールやマナーが守られ、ごみの減量やリサイクルがすすんでいる

現状と課題

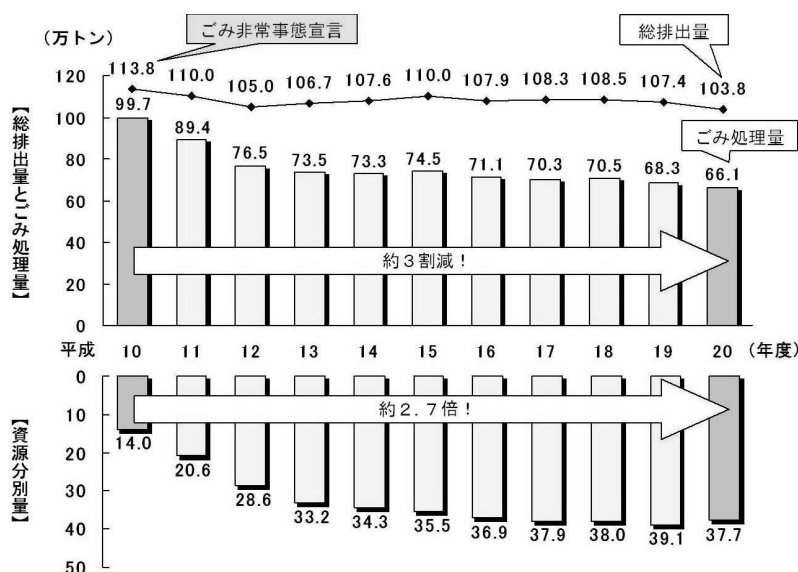
[現 状]

- ・平成 11 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」を契機として、ごみ処理量は約 3 割減、資源分別量は約 3 倍増と大幅なごみ減量を達成しました。
- ・消費者・事業者との協働により、発生抑制の第一歩としてレジ袋有料化が平成 21 年 4 月から全市で実施されており、平成 21 年 9 月現在のレジ袋辞退率は 90%、参加店舗数は 1,347 店舗となっています。
- ・古紙やびん・缶・ペットボトルを中心にリサイクルに取り組んできた結果、古紙の排出量の約 7 割、びん・缶・ペットボトルの排出量の 9 割以上が分別・リサイクルされています。

[課 題]

- ・「ごみも資源も、元から減らす」発生抑制 の視点で取り組みをすすめ、ごみ処理・リサイクル処理に係るコストや CO₂ 排出量を減らすことが重要です。
- ・分別されない資源がまだ見られるため、さらなる分別の徹底に向けた継続的な取り組みが求められています。
- ・これまで資源化されずにごみとして処理されているものを新たに分別・リサイクルするなど、リサイクルのさらなる促進への取り組みが求められています。

● 総排出量とごみ処理量、資源分別量の推移



発生抑制

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース（再使用） リサイクル（再資源化）に優先される

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年 後)
1	日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合	80.0% (21 年 度)	83%	90%
2	ごみ処理量	66 万トン (20 年 度)	62 万トン	55 万トン
3	資源分別量	38 万トン (20 年 度)	44 万トン	49 万トン

施策の展開

1	発生抑制の推進
消費者や流通事業者などと協働ですすめたレジ袋削減の取り組みの成果を、他の容器包装削減の取り組みに発展させるとともに、リユースの推進など使い捨てライフスタイルからの転換を促進します。また、拡大生産者責任 を徹底するための法整備を国に働きかけていきます。	
主な事業	レジ袋有料化の促進、レジ袋以外の容器包装削減の推進、リユースの取り組み支援
2	分別徹底の推進
分別ルールが守られるよう市民啓発の充実をはかるとともに、事業者に対しても指導啓発を強化し、より一層の分別徹底を推進します。特に、分別ルールが定着しにくいワンルームマンションなどを対象に、重点的な分別徹底の取り組みをすすめます。	
主な事業	住宅管理会社などと連携した分別推進の取り組み、事業者への立入指導の充実
3	新たなリサイクルの取り組み
「バイオマスタウン構想」 に基づく生ごみなどのバイオマスの利活用を促進します。また、小型家電に含まれる希少金属資源などのリサイクルを促進するとともに、拡大生産者責任に基づくリサイクルの仕組みづくりとして、家電リサイクル法など一部品目に適用されている事業者引き取り品目の拡大を国に求めています。	
主な事業	民間生ごみ資源化施設の整備促進、事業系生ごみの民間資源化施設への誘導、使用済み小型家電リサイクルの検討

関連する個別計画

第 4 次一般廃棄物処理基本計画

第 5 次分別収集計画

拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、その製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方

バイオマスタウン構想

地域のバイオマス（生物由来の有機性資源）の総合的かつ効率的な利活用をはかるために、市町村が中心となって作成する構想

施策 4 2

ごみを衛生的かつ安全・適正に 処理します

基本方針

不法投棄を防止し、埋立量の削減や安定的な埋立処分場の確保などを通じて、衛生的で安全・適正なごみの処理をすすめます

めざす姿

ごみが適正に排出・収集され、安全・適正に処理されている

現状と課題

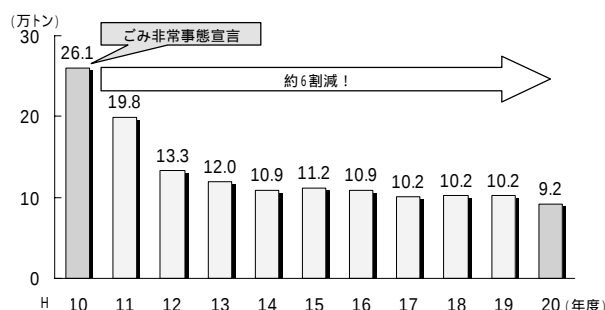
[現 状]

- ・平成 11 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサイクルに取り組んだ結果、ごみの埋立量は約 6 割減、処理にともなう CO₂ 排出量は約 4 割減となりました。
- ・ごみの焼却工場や最終処分場は市民の清潔で快適な生活環境を維持する上で必要不可欠な施設ですが、新たに確保することは容易ではなく、また整備には長期間を要します。
- ・不法投棄防止対策に粘り強く取り組んでおり、平成 20 年度の不法投棄の処理量は 80 トン、処理件数は 905 件となっています。

[課 題]

- ・ごみの減量・リサイクルに加え、ごみの溶融処理 などにより埋立量の削減を一層すすめることが必要です。
- ・溶融処理は埋立量削減にとって有効な方策ですが、ごみ処理過程で CO₂ をより多く排出することが課題となっています。
- ・埋立処分すべきものを適正に処理するためには、埋立処分場の長寿命化をはかるとともに、災害などのリスク対応という観点から、安全で安定的な埋立処分体制の確立が必要です。
- ・平成 23 年 7 月に地上デジタル放送への完全移行を控え、今後テレビの不法投棄の増加が見込まれるため、これまで以上の対策が求められています。

● ごみの埋立量の推移



● 愛岐処分場



溶融処理

焼却灰を高温で溶かした後、急速冷却し、スラグと呼ばれる砂状の物質とメタルに再生すること。スラグ・メタルは無害で安全な物資であり、資源としてリサイクルされる

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	ごみの埋立量	9.2 万トン (20 年度)	4 万トン	2 万トン (32 年度)
2	ごみの溶融処理比率	21.7% (20 年度)	67%	73%
3	不法投棄要注意場所数	27 か所 (20 年度)	22 か所	14 か所

施策の展開

1	埋立量の削減
焼却工場の新設や設備更新時における溶融設備の導入などを通して全量溶融体制をめざし、埋立量の削減をすすめます。また、ごみ処理過程全体の効率化やエネルギー回収率の向上などを積み重ね、ごみ処理の高度化にともなって生じる CO₂ などの環境負荷の増加を抑えます。	
主な事業	焼却工場における溶融設備の導入、溶融スラグ の利活用の促進、焼却工場からの熱供給（温水・蒸気） 焼却工場における高効率発電設備の導入
2	埋立処分場の確保
発生抑制や分別徹底の推進によるごみの減量やごみ処理の高度化などにより、埋立量の削減をめざした取り組みをすすめるとともに、埋立処分場の確保と長寿命化につとめます。	
主な事業	愛岐処分場の長期活用、市域内新規処分場（稲永ふ頭）の整備、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の活用
3	不法投棄の防止
不法投棄を防止するため、早期発見および的確な処理・指導を行い、常習場所におけるパトロールなど監視体制をさらに強化するほか、隣接市町村との連携による取り組みなどを推進します。	
主な事業	不法投棄防止パトロールや監視カメラによる監視、隣接市町村不法投棄連絡会議の開催、不法投棄防止キャンペーンの実施

関連する個別計画

第 4 次一般廃棄物処理基本計画

溶融スラグ

焼却灰を 1,200 以上の高温で溶融し、ガラス状に固化したもの

施策 43

良好な都市基盤が整った 生活しやすい市街地を形成します

基本方針

計画的な都市基盤の整備や土地利用の誘導などに取り組むことで、市街地環境の向上をすすめます

めざす姿

良好な都市基盤が整備され、生活しやすいまちになっている

現状と課題

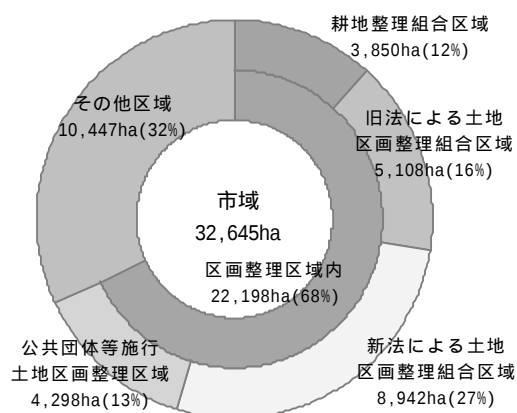
[現 状]

- ・市域の大半で土地区画整理事業が行われ、良好な宅地の供給、道路や公園の整備などが行われてきましたが、これらの都市基盤が十分に整っていない地域も残っています。
- ・幹線道路の整備状況は他都市に比べて高い水準にあります。地域によっては整備の遅れや踏切による渋滞の発生や生活道路への通過車両の侵入などが見られます。
- ・長期にわたり整備されていない都市計画道路や都市計画公園については、社会情勢などをふまえた計画の見直しや整備着手時期の明確化に取り組んでいます。

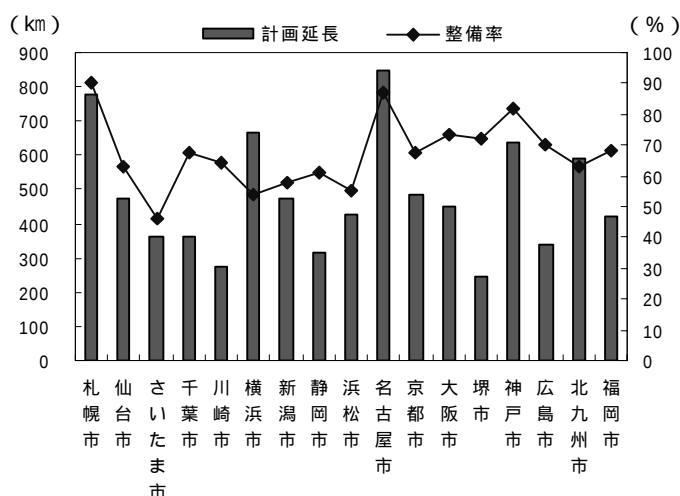
[課 題]

- ・都市基盤が十分に整っていない地域においては、必要な整備や改善を効率的にすすめることで、良好な居住環境の創出や自動車交通の円滑化をはかる必要があります。
- ・今後は既存の都市基盤の活用や改善に重点をおき、歩行者にやさしく、居住や商業などの機能が適切に配置された生活しやすい市街地の形成をめざす必要があります。
- ・工場の転出などにより現れる大規模敷地の活用については、周辺環境への影響も考慮しながら都市機能の向上につなげていく必要があります。

●市域と区画整理施行面積



●都市計画道路（幹線街路）の整備状況



資料：(財)都市計画協会「都市計画年報」(平成20年)

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思ふ市民の割合	82.3% (21 年度)	85%	90%
2	地区計画 の都市計画決定数および建築協定 の認可地区数（累計）	89 地区 (20 年度)	105 地区	130 地区
3	主要な幹線道路における交通円滑対策が早期に必要な区間数	38 区間 (20 年度)	30 区間	15 区間

施策の展開

1	市街地の整備・再生
道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な地域において、自然環境や歴史・文化資源に配慮しつつ、市街地の整備・再生をすすめます。	
主な事業	組合士地区画整理事業（志段味、茶屋新田など）、市施行士地区画整理事業
2	土地利用等の規制・誘導
都市基盤の整備状況や地域の特性をふまえて、快適に生活できる市街地の形成に向けた土地利用の規制・誘導などに取り組みます。また、地区の特性やニーズに応じた土地利用、建物などに関するルールを定める地区計画や建築協定の活用促進に取り組みます。	
主な事業	地域地区 制度・地区計画制度の活用、建築協定の締結促進
3	自動車交通の円滑化
生活道路への通過交通の流入抑制に必要な都市計画道路の整備をすすめるなど、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動の確保をはかります。	
主な事業	都市計画道路・橋りょうの整備、立体交差化の推進

関連する個別計画

都市計画マスタープラン	都市計画道路整備プログラム
未着手都市計画道路の整備方針	

地区計画

地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区住民の意向を十分反映しながら道路、公園など地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項を都市計画で定める制度

建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、建築基準法に基づき地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態などに関する基準を協定する制度

地域地区

都市における合理的な土地利用をはかるために、建築物などの用途、建ぺい率、容積率、構造などを集団的に規制するもので、本市では用途地域をはじめ 14 種類の地域地区を指定している

施策 4 4

公共交通を中心としたまちづくりを すすめます

基本方針

まちのにぎわいを支え、環境にやさしく、安全・快適で利用しやすい交通手段を備えたまちの実現をはかります

めざす姿

自家用車に頼らなくても、不自由を感じることなく買い物や通勤など日常生活を営むことができる

現状と課題

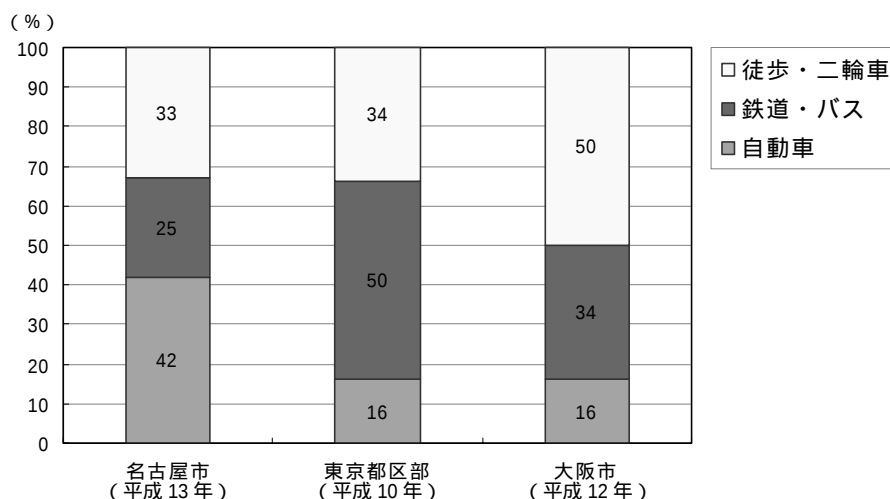
[現 状]

- ・本市の自動車利用の割合は東京都区部や大阪市などと比べて高い水準にあり、交通渋滞や違法駐車、自動車利用でのCO₂の排出による環境問題などさまざまな問題を抱えています。
- ・都心では、公共交通の利便性が高い割には、多くの人が自動車で訪れています。
- ・地下鉄環状化やあおなみ線の開業など、交通基盤の充実がすすんでいます。
- ・平成16年6月の交通問題調査会の答申「なごや交通戦略」を受け、公共交通の利便性の向上や交通エコライフの推進などに取り組んでいます。

[課 題]

- ・成熟社会を迎え、環境への配慮や都市の魅力づくりが求められる中、低炭素で魅力ある都市を実現するためには、自家用車に頼らなくても日常生活が営めるようなまちづくりをすすめていく必要があります。
- ・都心や駅周辺においては、徒歩や自転車、公共交通でより移動しやすい環境づくりに向け、交通施策とまちづくりを一体的に展開する必要があります。
- ・市民の重要な移動手段である鉄道、バスなどの公共交通について、より市民が快適に、利用しやすいサービスを提供する必要があります。
- ・市民だけでなく、本市に働きに来る人など一人ひとりが自身の交通行動を考え、環境にやさしいライフスタイルへの転換をはかっていく必要があります。
- ・交通に関連する施策を一層効果的に推進していくためには、人口減少・高齢化や環境意識の高まりによる新たな課題などをふまえ、総合的に取り組む必要があります。

●三大都市における交通手段別移動割合



資料：中京都市圏総合都市交通計画協議会、東京都市圏交通計画協議会、
京阪神都市圏交通計画協議会の資料より作成

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	自家用車に頼らないで日常生活を営もう と思う市民の割合	66.8% (21 年度)	75%	80%
2	市内の鉄道および市バスの 1 日当たり乗 車人員合計	232 万人 (20 年度)	232 万人	237 万人
3	市内主要地点の 1 日(平日)当たり自動 車交通量の合計	145 万台 (20 年)	140 万台 (24 年)	130 万台 (30 年)

施策の展開

1	交通施策とまちづくりとの連携
公共交通へのアクセス性の高い都心部や鉄道駅周辺を中心に、居住の促進や歩行者・自転車 が快適に移動できる環境づくりをすすめるなど、公共交通と連携したまちづくりに取り組みま す。また、駐車場の適正配置・総量抑制の検討や都心への過度な自動車流入の抑制に取り組む など、公共交通を中心とした自家用車に頼らなくても快適に過ごせる環境づくりをすすめます。	
主な事業	駅そば生活圏形成の方策検討、駐車場附置義務制度 の見直し
2	公共交通の利便性向上
乗降や乗り継ぎなどの利便性向上をはかるため、IC カード乗車券を導入するほか、フィーダ ー公共交通 について、より一層の充実をはかるよう検討します。また、IC カード乗車券の導 入を契機に、公共交通間における利用しやすい料金体系制度の実現に向けた取り組みをすすめ ます。	
主な事業	IC カード乗車券の導入、地下鉄桜通線の野並・徳重間の開業、バス学生全線定期券 料金の引下げ、交通パウチャーの検討、共通運賃制度の検討
3	交通エコライフの推進
環境、健康、家計など多様な側面から日頃の交通行動について考える機会を提供し、状況や 目的に応じて交通手段を適切に使い分けるライフスタイルの推進に取り組みます。	
主な事業	モビリティ・マネジメント の推進、パークアンドライドの推進、カーシェアリング の促進

関連する個別計画

駐車場整備計画	パークアンドライド駐車場整備計画
名古屋市における駐車施設整備に関する基本計画	市営交通事業経営健全化計画

駐車場附置義務制度

名古屋市駐車場条例に基づき、駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域における一定規模以上の建物の建築に
際し、その床面積に応じて駐車場整備を義務付ける制度

フィーダー公共交通

鉄道駅や幹線バス路線に接続する支線の公共交通

モビリティ・マネジメント

一人ひとりの移動が社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションに
よる手法を中心とした交通エコライフ施策

施策 4 5

歩行者や自転車に配慮した安全で 快適な道路環境を確保します

基本方針

歩行者と自転車のそれぞれの安全が確保され、互いに快適に移動できるとともに、公共交通と連携した環境づくりをすすめます

めざす姿

歩行者や自転車が安全で快適に道路を通行することができる

現状と課題

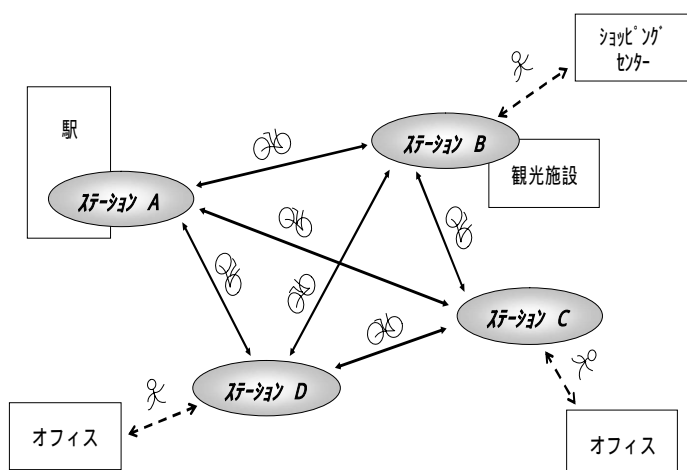
[現 状]

- ・ 鉄道駅周辺の歩道には、依然として多くの自転車が放置されているなど、歩行者にとって必ずしも歩きやすい環境が確保されておらず、不安を感じる市民の数も少なくありません。
- ・ 近年、環境負荷の低い交通手段として自転車が見直され、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっていますが、自転車の走行空間が十分でないことや、走行ルールが遵守されていないことから、歩行者と自転車の交通事故が増加する傾向にあります。

[課 題]

- ・ 歩行者が歩きやすく、歩行者にやさしい道路づくりが一層求められています。
- ・ 歩行者と自転車が互いに安心して通行することができる安全で快適な道路環境づくりをすすめるとともに、一人ひとりが走行・駐輪マナーを遵守して自転車を利用することが重要です。
- ・ 環境への配慮や都市の魅力づくりが求められる中、環境にやさしく、公共交通と連携した都心の回遊性を高める新たな自転車利用システムが必要とされています。

●コミュニティサイクル のイメージ



<コミュニティサイクルの社会実験>

「名チャリ社会実験 2009」：H21.10/20～12/18

コミュニティサイクル

専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム

成果目標

	指 標	現 状 値	目 標 値	
			24 年 度	30 年 度 (10 年後)
1	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	20.0% (21 年度)	30%	50%
2	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長(累計)	60km (20 年度)	70km	100km
3	放置自転車等の台数	27,700 台 (20 年度)	24,400 台	16,500 台

施策の展開

1	安心して歩ける歩道づくり
歩行者を自転車との接触などの危険から守るため、それぞれの通行空間の分離をすすめます。また、放置自転車の撤去などにより歩道幅員を確保し、安心して歩ける歩行空間の整備をすすめます。	
主な事業	歩行者と自転車の通行区分の分離・明示、自転車放置禁止区域の設定・拡大
2	自転車走行空間の整備
自転車を安全で快適かつ適正に利用できるよう、歩道内での走行空間の分離や自転車道・自転車レーンの設置、自転車駐車場の整備などをすすめるとともに、交通安全意識やルール遵守の啓発を行います。	
主な事業	自転車道・自転車レーンの整備、自転車駐車場の整備・有料化
3	新たな自転車利用システムの確立
都心の回遊性の向上や、環境に配慮した交通手段として期待されているコミュニティサイクルについて、仕組みや効果などを十分に検証しながら、導入に向けた取り組みをすすめます。	
主な事業	コミュニティサイクルの推進

関連する個別計画

自転車利用環境整備基本計画

2 中期戦略ビジョンの推進にあたって

1 基本的な考え方

非常に厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革などに取り組むことにより、限られた行政資源をより有効かつ効率的に活用し、施策の実現をはかります。

2 多様な主体との連携

市民や企業、地域団体、NPO など多様な主体と行政が、めざすまちの姿を共有し、協力・連携を深め、ともに取り組むことによって施策の実現をはかります。

3 組織横断的な取り組み

施策の実現のためには、行政内の各部局が今まで以上に調整・連携をはかることが重要であり、必要に応じてプロジェクトチームを構成するなど組織横断的に取り組みます。

4 進行管理

成果目標について、その進捗^{しんちょく}状況を毎年度、把握・公表し、評価・検証を行います。進捗^{しんちょく}状況の遅れが見られる場合には、事務事業について施策実現への効果の観点から検討し、必要な見直しを行うなど機動的・弾力的に対応します。

参 考 資 料

成果指標一覧

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
まちの姿 1 人が支えあい、信頼される行政運営が行われているまち					
1	地域主体のまちづくりをすすめます				
	地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「地元地域で住民によるまちづくりが活発に行われていると思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	29.7% (21 年度)	40%	60%
	地域の住民によるまちづくりを区役所がサポートしていると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「地元地域で住民によるまちづくりに対し区役所がサポートできていると思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	24.9% (21 年度)	35%	50%
2	地域住民が互いに支えあうまちづくりをすすめます				
	地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している市民の割合	市民アンケート調査で、「地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	13.1 % (21 年度)	20%	30%
	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる市民の割合	市民アンケート調査で、「困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	56.5% (21 年度)	60%	65%
	「助け合いの仕組みづくり」の取り組み実施学区の割合	地域の自主的な活動として、災害時に迅速な安否確認や避難支援を行うための「助け合いの仕組みづくり」に取り組んだ実績のある学区数 / 全学区数 × 100	22.8% (20 年度)	55%	80%
3	市民サービスの向上をはかります				
	区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	区役所・支所における窓口アンケートで、窓口の対応について「とても満足」「満足」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	95.1% (21 年度)	97%	97%
	コールセンター利用者の満足度	名古屋おしえてダイヤル利用者満足度ヒアリング調査で、コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」を利用して良い（5 点満点中 4 点以上）と評価した人 / 回答総数 × 100	81.0% (21 年度)	87%	90%
	電子申請システムの利用件数	当該年度に名古屋市電子申請システムで利用申し込みされた件数	33,720 件 (20 年度)	55,000 件	66,000 件
4	市民への情報提供・情報公開をすすめます				
	市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	48.2% (21 年度)	55%	65%
	市公式ウェブサイトの総アクセス件数	市民などの利用者が市公式ウェブサイトの全ページへアクセスした総件数	3,987 万件 (20 年度)	5,600 万件	8,000 万件
	情報公開率	当該年度における情報公開請求のうち、公開決定（一部公開を含む）を行った割合	97.9% (20 年度)	98.4%	99.0%

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
5	効率的な行財政運営を行います				
	無駄のない効率的な行財政運営がされていると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「税金が有効に使われ無駄のない効率的な行財政運営がされていると思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	11.5% (21 年度)	50%	75%
	職員数の見直し	基準日(4 月 1 日)時点における予算定員および派遣職員数の合計	27,058 人 (21 年度)	定員に関する次期計画において目標値を設定	継続して見直し
	外郭団体数の見直し	現状値は平成 20 年 5 月 1 日時点、平成 24 年度は年度末における本市の外郭団体数(国や県が主体となる団体を除く)	43 団体 (20 年度)	27 団体	継続して見直し
6	公共施設の適切な維持管理や有効活用をすすめます				
	公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「市の施設を利用する際、施設や設備の状態が悪く、利用に支障があると思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	21.7% (21 年度)	19%	15%
	市設建築物の応急保全実施済み施設の割合	応急保全(施設の維持管理上の必要最小限の保全)実施済施設数 / 応急保全対象施設数 × 100	—	18%	100%
まちの姿2 人を育み、人権が尊重されているまち					
7	安心して子どもを生み育てられる環境をつくります				
	子育てしやすいまちだと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「子育てしやすいまちだと思いますか」という質問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	75.7% (21 年度)	80%	85%
	保育所を希望する 3 歳未満児の入所割合	3 歳未満児の保育所入所率 / (3 歳未満児人口 × 潜在需要を含めた保育所入所希望率) × 100	68.5% (21 年度)	80%	100%
	子育て支援に取り組んでいる企業数(子育て支援企業認定数)(累計)	子育て支援企業認定・表彰制度において、子育て支援企業として認定された企業の数の累計	31 社 (21 年度)	70 社	160 社
8	子どもが健やかに育つ環境をつくります				
	自分のことを好きと答える子どもの割合	子どもアンケート調査で、自分のことが「好き」「どちらかという」と好き」と答えた子どもの数 / アンケート回答総数 × 100	72.8% (21 年度)	75%	80%
	地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加したことがある子どもの割合	子どもアンケート調査で、奉仕的活動や自主的な活動などに複数参加したことがあると答えた子どもの数 / アンケート回答総数 × 100	74.4% (21 年度)	77%	80%
	社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	義務教育終了時点で、ひとりで電車に乗れるなど社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児数(特別支援学級・特別支援学校に在籍する中学校 3 年生より抽出) / 調査対象総数 × 100	58.5% (21 年度)	62%	65%

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
9	虐待やいじめを防止し子どもの権利を守ります				
	児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	「長期欠席児童生徒調査」(全小中学校調査)において、主に心理的な理由などから、当該年度内に連続又は継続して 30 日以上欠席した児童生徒数(児童生徒 1,000 人当たりの発生数)	10.4 人 (20 年度)	9.8 人	9.4 人
	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や親、友達に相談することができる子どもの割合	子どもアンケート調査で、「いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や親、友達に相談することができる」と答えた子どもの数 / アンケート回答総数 × 100	72.4% (21 年度)	80%	90%
	虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「子どもの虐待防止に向けて、地域で子どもを見守っている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	25% (21 年度)	28%	60%
10	生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します				
	自分が健康であると感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「健康状態が大変よい」、「健康状態がよい」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	84.4% (21 年度)	90%	90%
	がん検診受診者数(受診率) 胃がん 大腸がん 子宮がん 乳がん 肺がん 前立腺がん	職域などで受診の機会のある人を除いたがん検診の受診者数(受診率)	24,388 人 (7.2%) 52,531 人 (13.6%) 51,811 人 (28.7%) 17,185 人 (11.6%) 54,817 人 (15.3%) — (—) (20 年度)	50 千人 (15.0%) 94 千人 (24.8%) 64 千人 (34.8%) 30 千人 (19.8%) 111 千人 (31.5%) 37 千人 (31.5%)	167 千人 (50.0%) 190 千人 (50.0%) 89 千人 (50.0%) 73 千人 (50.0%) 176 千人 (50.0%) 59 千人 (50.0%)
	自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺者数)	厚生労働省人口動態統計による当該年中の人口 10 万人当たり自殺者数	20.5 (20 年)	17 (24 年)	13 (30 年)
11	子どもの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます				
	基礎的な学力が十分定着している子どもの割合	「学習状況調査」(小学校 5 年生の国語・算数、中学校 2 年生の国語・数学)において、目標基準に達している子どもの割合	74.5% (21 年度)	77%	80%
	学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	「学習と生活に関するアンケート」(小学校 5 年生、中学校 2 年生対象)において、「学校は友達を作ることができる」「学校はみんなと何かができる」「友達の気持ちを考えながら言おうと思う」と答えた子どもの数 / 調査対象総数 × 100	80.9% (21 年度)	84%	90%
	子どもの体力・運動能力における平均値(全国値を 100 とした指標)	「体力・運動能力調査」(小学校 5 年生～中学校 3 年生対象)における、握力、50m 走、ボール投げの平均値(全国値を 100 とした数値)	96.4 (20 年度)	100	100

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
12	生涯にわたる学びを支援します				
	生涯学習の成果を社会に還元している市民の割合	市民アンケート調査で、この 1 年間に学習やスポーツなどの活動を行った人の中で、「社会参加やボランティア活動を行う」、「身につけたことを伝えたり教えたりする」のいずれかに答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	14.5% (21 年度)	20%	25%
	図書館における市民 1 人当たりの貸出点数	市立図書館における総貸出点数 / 本市人口	5.08 点 (20 年度)	5.3 点	5.7 点
	成人のスポーツ実施率 (週 1 回以上の習慣性のあるもの)	市民アンケート調査で、「スポーツを週 1 回以上行っている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	37.4% (21 年度)	45%	50%
13	男女平等参画を総合的にすすめます				
	男女の地位が平等と感じる市民の割合	市民アンケート調査で、「社会全体で見た場合、男女の地位が平等であると思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	16.4% (21 年度)	20%	25%
	審議会等への女性委員の登用率	基準日(4 月 1 日)時点における、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置される附属機関および条例に基づき行政機関以外に置かれる合議制機関の委員のうち、女性委員の数 / 全委員数 × 100	34.5% (21 年度)	40%	40%
	DV が人権侵害になることの理解度	市民アンケート調査で、「夫婦間における『平手で打つ』や『殴るふりをして脅す』などの行為が人権を侵害する行為だと思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	84.6% (21 年度)	87%	90%
14	人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります				
	さまざまな違いや価値観を互いに認めあうことが大切だと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「さまざまな違いや価値観を互いに認めあうことが大切だと思いますか」という質問に「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	95.3% (21 年度)	97%	97%
	自分の人権が尊重されていると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「自分の人権が尊重されていると思いますか」という質問に「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	85.3% (21 年度)	87%	90%
	市公式ウェブサイトのアクセス件数(「人権」のページ)	市民などの利用者が市公式ウェブサイトの「人権」のページへアクセスした総件数	26,221 件 (20 年度)	34,800 件	48,000 件

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
まちの姿3 安全で安心して暮らせるまち					
15	安心して介護を受けられるよう支援します				
	小規模多機能型居宅介護事業所数	基準日（3月31日）時点における市内の小規模多機能型居宅介護事業所数	21 か所 （20 年度）	55 か所	100 か所
	要介護2～5の人に対する市内の施設・居住系サービスの定員の割合	基準日（3月31日）時点における市内の特別養護老人ホームをはじめとする施設・居住系サービスの定員数 / 要介護 2～5 の人の数 × 100	35.1% （20 年度）	37%	37%
	利用している介護サービスに関する満足度	「介護サービス自己評価・ユーザー評価事業」における介護サービス利用者の評価結果で、「十分満足」、「満足」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	93.4% （20 年度）	95%	95%
16	高齢者が生きがいを感じ、安心して暮らせるよう支援します				
	自分が健康であると感じている高齢者の割合	市民アンケート調査で、「健康状態が大変よい」、「健康状態がよい」と答えた高齢者の数 / 高齢者のアンケート回答総数 × 100	73.8% （21 年度）	80%	80%
	地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している高齢者の割合	市民アンケート調査で、「地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している」と答えた高齢者の数 / 高齢者のアンケート回答総数 × 100	17.7% （21 年度）	20%	30%
	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	市民アンケート調査で、「困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる」と答えた高齢者の数 / 高齢者のアンケート回答総数 × 100	56.2% （21 年度）	60%	70%
17	障害者が自立し安心して暮らせるよう支援します				
	ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	当該年度においてホームヘルプサービスを利用する障害者数	2,706 人 （20 年度）	3,500 人	5,000 人
	在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	デイサービスや授産施設などの日中活動の場に通っている在宅重症心身障害児者の数 / 在宅重症心身障害児者総数 × 100	81.2% （20 年度）	83%	85%
	市内の障害者雇用促進企業認定数	障害者雇用促進企業認定等制度による市内の事務所等での雇用障害者数が、常用雇用労働者数の3.6%以上である企業の認定数	32 件 （20 年度）	45 件	64 件
18	健康で衛生的な暮らしを守ります				
	感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	市民アンケート調査で、「インフルエンザやはしかなどから市民生活が守られていると思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	47.5% （21 年度）	65%	75%
	結核罹患率（人口10万人当たりの新登録患者数）	当該年の結核登録者情報システムによる市民10万人当たりの結核の新登録患者数	31.5 （20 年）	30 （24 年）	27 （30 年）
	近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「近所の犬猫について迷惑を感じたことがある」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	46.6% （21 年度）	40%	30%

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
19	適切な医療を受けられる体制を整えます				
	適切な医療が受けられると感じる市民の割合	市民アンケート調査で、「病気やけがをした時に適切な医療が受けられる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	80.9% (21 年度)	85%	90%
	市立病院について満足している患者の割合	毎年 2 月に実施する患者アンケートで、市立病院を総合的に評価して 60 点以上と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	86.7% (20 年度)	93%	95%
	市立大学病院における地域医療機関からの紹介患者数	当該年度における地域の医療機関から市立大学病院へ紹介された患者数	14,085 人 (20 年度)	14,900 人	15,500 人
20	災害時に市民の安全を守る体制を整えます				
	住宅火災による死者数（自殺を除く）	当該年における住宅火災による死者の数（自殺を除く）	21 人/年 (16 ～ 20 年)	17 人以下 (24 年)	11 人以下 (30 年)
	救急車の平均現場到着時間	当該年のすべての救急事案において、救急車が指令から現場到着までに要した時間の平均値	6.2 分 (20 年)	6.1 分以下 (24 年)	6.0 分以下 (30 年)
	心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	救急隊の到着までの間に、現場に居合わせた市民により心肺停止傷病者に対する応急手当が実施された件数 / 心肺停止傷病者に対する救急出動件数 × 100	58.2% (20 年度)	62%	68%
21	災害に強いまちづくりをすすめます				
	災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「災害に強いまちづくりができていると思いますか」という質問に「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	57.2% (21 年度)	60%	65%
	民間住宅の耐震化支援戸数（累計）	昭和 56 年以前の旧耐震基準によって建てられた民間住宅に対して、耐震化の支援を行った戸数の累計	1,637 戸 (20 年度)	3,600 戸	5,500 戸
	雨水貯留施設の整備率（緊急雨水整備事業）	緊急雨水整備事業における雨水貯留施設の整備率	36.7% (20 年度)	79.6%	100%
22	犯罪や交通事故の少ないまちをつくりま				
	犯罪がなく安心して暮らせると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「お住まいの地域は、犯罪がなく安心して暮らせると感じますか」という質問に「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	55.0% (21 年度)	60%	75%
	日頃から犯罪の被害にあわないように意識した行動をしている市民の割合	市民アンケート調査で、「日頃から、犯罪の被害にあわないように意識した行動をしている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	81.5% (21 年度)	85%	90%
	市内の年間交通事故死者数	愛知県警察の交通事故統計による本市の交通事故死者数	51 人 (21 年)	44 人以下 (24 年)	35 人以下 (30 年)

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
23	良質な住まいづくりをすすめます				
	住んでいる住宅に満足している市民の割合	市民アンケート調査で、「現在の住まいについてどのように思っていますか」という質問に「満足している」、「まあ満足している」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	67.0% (21 年度)	69%	72%
	住まいに関する情報の提供件数	当該年度における住まいの窓口への相談件数およびホームページへのアクセス件数	5,612 件 (20 年度)	6,400 件	7,600 件
	長期優良住宅の認定件数（累計）	当該年度までに認定された長期優良住宅の件数の累計	1,142 件 (21 年度)	3,200 件	8,000 件
24	安全でおいしい水を安定供給します				
	なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「なごやの水道水がおいしい」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	78.3% (21 年度)	80%	85%
	配水管内の水道水の残留塩素濃度が 0.2～0.5mg/ℓ の範囲となる地点の割合	配水管内の水道水の残留塩素濃度が、0.2mg/ℓ 以上 0.5mg/ℓ 以下となる地点の割合	91.2% (20 年度)	93%	96%
	小規模貯水槽水道の水質に関する指導実施率（累計）	小規模貯水槽水道の指導件数の累計 / 小規模貯水槽水道の総数 × 100	10.5% (20 年度)	55%	100%
25	消費生活の安定・向上と、食の安全の確保をはかります				
	消費生活センターの認知度	消費者行政に関するアンケート調査で、消費生活センターを「知っている」、「利用したことがある」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	65.4% (20 年度)	75%	90%
	中央卸売市場卸売場（本場、北部市場）における低温化率	名古屋市中央卸売市場本場および北部市場の卸売場における低温設備の設置面積の割合	19.4% (20 年度)	25%	30%
	食品衛生自主管理認定制度における認定施設数（累計）	名古屋市食品衛生自主管理認定制度における認定施設数の累計	0 件 (21 年度)	30 件	90 件
26	働く意欲のある人の就労を支援します				
	働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	市民アンケート調査で、「過去 1 年間に求職活動をしたにも関わらず、現在働く場がなく困っている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	8.4% (21 年度)	6.7%	5.0%
	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「仕事と生活（家庭生活や地域・個人の生活）のバランスが希望どおりになっている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	33.9% (21 年度)	38%	40%
	ホームレス自立支援事業における就労自立率	当該年度に自立支援を受けたホームレスのうち就労自立した者の割合	50.0% (20 年度)	52%	55%

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
まちの姿 4 個性と魅力があふれ、活発に交流するまち					
27	若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくりま				
	若い世代が「訪れたい」「暮らしたい」と思う魅力的なまちだと感じる若者の割合	市民アンケート調査で、「若い世代が訪れたい 暮らしたいと思う魅力的なまちだと感じる」と答えた若者の数 / 若者のアンケート回答総数 × 100	53.1% 70.0% (21 年度)	65% 75%	80% 80%
	大学・短期大学・専修学校の学生数	基準日(5 月 1 日)時点における名古屋市内の大学、短期大学、専修学校の学生数の合計	125,076 人 (21 年度)	132,000 人	137,000 人
	18～30 歳人口の社会増減数	基準日(前年 10 月 1 日)以降 1 年間ににおける市内 18 歳～30 歳の社会増減(転入 - 転出)数	8,047 人 (21 年)	8,700 人 (24 年)	10,000 人 (30 年)
28	歴史・文化に根ざした魅力を大切にし、情報発信します				
	名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	市民アンケート調査で、「名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	67.8% (21 年度)	70%	75%
	身近なところで文化や芸術にふれあえると感じる市民の割合	市民アンケート調査で、「身近なところで文化や芸術にふれあえると感じる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	66.0% (21 年度)	70%	75%
	市の文化施設の利用率	市の文化施設(公会堂、市民会館、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、能楽堂)のホールまたは舞台の利用率(利用率 = 利用日数 / 利用可能日数)	81.5% (20 年度)	83%	85%
29	国際交流・貢献、多文化共生をすすめ				
	クリエイティブ・デザインシティとしての事業件数	当該年度に、名古屋市・名古屋商工会議所・名古屋デザインセンターが実施する事業、参加する国際会議や、「クリエイティブ・デザインシティなごや」の事業として登録された事業の合計件数	30 件 (21 年度)	60 件	120 件
	地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	市民アンケート調査で、「地域で国籍の異なる人と普段どのように接していますか」という質問に「よく遊びにいったり話をしたりする」、「たまに話をする」、「あいさつをする程度である」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	26.4% (21 年度)	30%	40%
	外国人留学生数	市内の大学・短期大学に通う外国人留学生数	2,941 人 (21 年度)	4,000 人	5,900 人
30	活気に満ちた都心や拠点を形成します				
	都心に活気がありにぎわっていると感じる市民の割合	市民アンケート調査で、「都心に活気がありにぎわっている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	70.6% (21 年度)	75%	80%
	中心市街地における歩行者通行量(笹島～栄～若宮の 6 地点合計)	中心市街地歩行者通行量調査における笹島～栄～若宮の 6 地点の 1 日当たり歩行者通行量の合計	41,104 人 (20 年度)	47,000 人	49,000 人
	商店街が行う地域のふれあい・交流事業がコミュニティづくりに役立つと評価する市民の割合	地域商業の地域貢献活動に関する調査で、「商店街が行う地域のふれあい・交流事業がコミュニティづくりに役立っている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	66.0% (20 年度)	72%	75%

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
31	魅力的な都市景観を形成します				
	名古屋の中で好きなまちの風景がある市民の割合	市民アンケート調査で、「名古屋の中で好きなまちの風景がある」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	59.1% (21 年度)	70%	75%
	違反広告物追放推進団体による簡易除却の実施回数	当該年度に違反広告物追放推進団体が実施した違反広告物の簡易除却の活動回数	172 回 (20 年度)	210 回	210 回
	歴史的建造物の登録・認定件数（累計）	基準日（3 月 31 日）時点において登録・認定されている歴史的建造物の件数の累計	—	30 件	100 件
32	世界の主要都市として、拠点機能・交流機能を高めます				
	年間総延べ宿泊客数	名古屋市観光客・宿泊客動向調査による年間総延べ宿泊客数	624 万人 (20 年度)	660 万人	720 万人
	中部国際空港の国際線旅客便就航都市数	基準日（3 月 31 日）を含む週に中部国際空港からの国際線旅客便が就航している都市数(成田を除く)	28 都市 (20 年度)	30 都市	33 都市
	名古屋港の取扱貨物量	名古屋港港湾統計による当該年の取扱貨物量	218 百万トン (20 年)	220 百万トン (24 年)	234 百万トン (30 年)
33	次世代産業を育成・支援します				
	法人設立等件数	本市に提出された「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」のうち、設立・新設等の届出件数	4,263 件 (20 年度)	4,500 件	5,100 件
	付加価値額	工業統計調査における市内製造業（従業者 4 人以上の事業所）による年間の付加価値額の合計	12,879 億円 (20 年度)	13,700 億円	15,400 億円
	新事業進出等に取り組む企業の割合	名古屋市景況調査で、「新製品開発や他の分野への進出に取り組んでいる」と答えた中小企業の数 / 回答総数 × 100	28.8% (21 年度)	31%	35%
34	地域の産業を育成・支援します				
	法人事業所数	市町村税課税状況等の調における、基準日（7 月 1 日）時点の法人均等割納税義務者数	96,648 (21 年度)	97,900	100,700
	設備投資の実施率	名古屋市景況調査で、「過去 1 年間に設備投資を行った」と答えた中小企業の数 / 回答総数 × 100	10.5% (21 年度)	11.1%	12.3%
	産業見本市、展示会来場者数	国際展示場、中小企業振興会館、デザインホールで開催される産業見本市の来場者数（主催者発表数の合計）	221 万人 (20 年度)	235 万人	264 万人
35	観光・コンベンションの振興により交流を促します				
	市内観光地点における年間観光客数	名古屋市観光客・宿泊客動向調査による市内観光地点における年間の観光入込客実人数の推計値	3,200 万人 (20 年度)	3,400 万人	3,700 万人
	国際会議の年間開催件数	国際観光振興機構による基準（参加者数が 50 人以上あり、かつ参加国数が日本を含む 3 カ国以上、開催日数が 1 日以上以上の会議であり、「企業内会議や研究機関における講義」等を除外）を満たし、同機構に認定された国際会議件数	130 件 (20 年)	140 件 (24 年)	150 件 (30 年)
	観光客の満足度	名古屋市観光客・宿泊客動向調査による観光客・宿泊客の満足度に関するアンケートにおいて、「大変満足」、「ほぼ満足」と答えた人の数 / 回答者総数 × 100	67.1% (21 年度)	70%	75%

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
まちの姿5 便利で快適な生活環境に囲まれ、うるおいが感じられるまち					
36	バリアフリーのまちづくりをすすめます				
	高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	市民アンケート調査で、「高齢者や障害者、子どもを連れた方などすべての人が安心して外出できるように、市内の施設や歩道が整備されている」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	32.3% (21 年度)	40%	50%
	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	市民アンケート調査で、「高齢者や障害者、子どもを連れた方などが外出する際に、周りの人の理解や手助けが得られていると思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	32.5% (21 年度)	40%	50%
	建築計画における人にやさしい街づくり整備基準の適合率	「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく届出の際に、同条例の整備基準に適合している物件 / 届出件数 × 100	73.4% (20 年度)	76%	80%
37	地球環境を保全する取り組みを行います				
	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	市民アンケート調査で、「生き物調査や自然観察会に参加するなど自然環境を守る活動に取り組んでいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	5.3% (21 年度)	10%	15%
	温室効果ガス排出量	市域内で排出される温室効果ガスの排出量	1,706 万トン-CO ₂ (18 年)	1,536 万トン-CO ₂ (参考値)	1,310 万トン-CO ₂ (32 年)
	市の施設における太陽光発電の導入量（累計）	市の施設において導入された太陽光発電量の累計	637kW (20 年度)	1,600kW	10,000kW (32 年度)
	エコ事業所の認定数（累計）	事業活動における環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している、本市に所在地のある事業所数の累計	1,052 件 (20 年度)	1,500 件	2,500 件
38	冷暖房のみにたよらないまちをめざします				
	市内に木陰や水辺などの自然による涼しさを体感できる場所があると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「市内に木陰や水辺などの自然による涼しさを感じる場所がある」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	64.4% (21 年度)	70%	75%
	緑化地域制度によって確保された緑の面積（累計）（参考）緑被率	緑化地域制度による緑化施設の計画面積の累計	25ha (20 年度) 24.8% (17 年度)	165ha 26% (27 年度)	375ha 27% (32 年度)
39	快適な生活・居住環境を守ります				
	大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	当該年度における二酸化窒素の環境目標値の達成率	62.1% (20 年度)	75%	100%
	水質環境目標値の達成率（BOD）	当該年度における BOD の環境目標値の達成率	83.3% (20 年度)	100%	100%

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
40	身近な自然や農にふれあう環境をつくります				
	身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「身近に自然や農とふれあうことができる場所がある」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	39.7% (21 年度)	42%	50%
	主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	緑のパートナーの活動をはじめとする主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	11,500 人 (20 年度)	16,000 人	25,000 人
	市民農園の利用区画数	市・農家・農協が設置する市民農園の利用区画数	3,253 区画 (20 年度)	3,750 区画	4,500 区画
41	ごみ減量・リサイクルをすすめます				
	日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合	市民アンケート調査で、「日常生活でごみの減量に取り組んでいる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	80.0% (21 年度)	83%	90%
	ごみ処理量	市で処理するごみの量（他都市から受け入れているごみを除く）	66 万トン (20 年度)	62 万トン	55 万トン
	資源分別量	市が収集する資源および市民や事業者が自主的に回収する資源の総量	38 万トン (20 年度)	44 万トン	49 万トン
42	ごみを衛生的かつ安全・適正に処理します				
	ごみの埋立量	市内で排出されたごみの焼却灰などの埋立量	9.2 万トン (20 年度)	4 万トン	2 万トン (32 年度)
	ごみの溶融処理比率	溶融施設に搬入されたごみ量 / 市で処理するごみの総量 × 100	21.7% (20 年度)	67%	73%
	不法投棄要注意場所数	2 週間に 1 回以上、月 300kg 以上のごみが不法投棄されている場所の数	27 か所 (20 年度)	22 か所	14 か所
43	良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します				
	都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「都市基盤が計画的に整備され生活しやすいまちだと思いますか」という質問に「そう思う」、「どちらかという」と「そう思う」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	82.3% (21 年度)	85%	90%
	地区計画の都市計画決定数および建築協定の認可地区数（累計）	基準日（3 月 31 日）時点において地区計画が都市計画決定されている地区数および建築協定区域として認可されている地区数の累計	89 地区 (20 年度)	105 地区	130 地区
	主要な幹線道路における交通円滑対策が早期に必要な区間数	都市計画道路整備プログラム（第 1 期）に位置づけられている区間および事業中の途切れた区間（現道なし、一方通行、踏切による分断等）の数	38 区間 (20 年度)	30 区間	15 区間

施策	指標	指標の説明	現状値	目標値	
				24 年度	30 年度
44	公共交通を中心としたまちづくりをすすめます				
	自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「日常生活の中で自家用車に頼りすぎないようにしよう」と心がけている」または「自家用車を持っていない」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	66.8% (21 年度)	75%	80%
	市内の鉄道および市バスの 1 日当たり乗車人員合計	当該年度における市営地下鉄各駅、ゆとりーとライン高架区間各駅、あおなみ線各駅、 JR 東海市内各駅、名鉄市内各駅、近鉄市内各駅および市バスの乗車人員の合計	232 万人 (20 年度)	232 万人	237 万人
	市内主要地点の 1 日（平日）当たり自動車交通量の合計	当該年における県警の交通管制センター車両感知器測定による、市内 45 地点（双方向）における 1 日（平日）当たり自動車通過台数合計（二輪車を除く）	145 万台 (20 年)	140 万台 (24 年)	130 万台 (30 年)
45	歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境を確保します				
	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「歩行者と自転車のそれぞれが道路を安心して通ることができる」と答えた人の数 / アンケート回答総数 × 100	20.0% (21 年度)	30%	50%
	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長（累計）	歩行者と自転車の通行空間を分離整備した道路の延長	60km (20 年度)	70km	100km
	放置自転車等の台数	毎年秋に実施する駅周辺の自転車等の台数調査による放置自転車等の台数	27,700 台 (20 年度)	24,400 台	16,500 台

名古屋市中期戦略ビジョン

発行・編集 名古屋市総務局企画部企画課
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話：052-972-2205
ファクシミリ：052-972-4418
ホームページ：<http://www.city.nagoya.jp/>
発行年月 平成22年11月



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。